

平成18年第1回(3月)定例会

東伊豆町議会会議録

平成18年 3月6日 開会

平成18年 3月15日 閉会

東伊豆町議会

平成18年第1回東伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（3月6日）

議事日程.....	1
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会の宣告.....	4
議会運営委員長の報告.....	4
開議の宣告.....	5
議事日程の報告.....	6
会議録署名議員の指名.....	6
会期の決定.....	6
諸般の報告.....	6
行政報告.....	7
一般質問.....	12
鈴木 勉 君.....	13
山田 直志 君.....	26
居山 信子 君.....	39
議案第 1号 東伊豆町国民保護協議会条例の制定について.....	52
議案第 2号 東伊豆町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について.....	52
議案第 3号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について.....	59
議案第 4号 東伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について.....	61
議案第 5号 東伊豆町消防職員諸給与に関する条例の一部を改正する条例について.....	62
議案第 6号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例について.....	64

議案第 7号	東伊豆町アスト会館等整備基金条例を廃止する条例について.....	6 7
議案第 8号	静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について.....	6 9
議案第 9号	静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について.....	6 9
議案第 10号	静岡県市町村職員退職手当組合理約の変更と組合を組織する地方公共団体の数の増加について.....	6 9
議案第 11号	伊豆つくし学園組合理約の一部を変更する規約について.....	7 2
議案第 12号	東伊豆町道路線の廃止について.....	7 4
議案第 13号	東伊豆町道路線の認定について.....	7 4
散会の宣告.....		7 6

第 2 号 (3月7日)

議事日程.....		7 7
出席議員.....		7 7
欠席議員.....		7 7
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....		7 7
職務のため出席した者の職氏名.....		7 8
開議の宣告.....		7 9
議事日程の報告.....		7 9
議案第 14号	平成 17年度東伊豆町一般会計補正予算(第7号).....	7 9
議案第 15号	平成 17年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第4号).....	9 1
議案第 16号	平成 17年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算(第3号).....	9 6
議案第 17号	平成 17年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第3号).....	9 9
議案第 18号	平成 17年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第3号).....	1 0 2
議案第 19号	平成 17年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第5号).....	1 0 4
議案第 20号	平成 18年度東伊豆町一般会計予算.....	1 0 9
議案第 21号	平成 18年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算.....	1 1 8
議案第 22号	平成 18年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算.....	1 1 8
議案第 23号	平成 18年度東伊豆町介護保険特別会計予算.....	1 1 8
議案第 24号	平成 18年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算.....	1 1 8

議案第 25 号 平成 18 年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算.....	1 1 8
議案第 26 号 平成 18 年度東伊豆町水道事業会計予算.....	1 1 8
散会の宣告.....	1 3 8

第 3 号 (3 月 9 日)

議事日程.....	1 3 9
出席議員.....	1 3 9
欠席議員.....	1 3 9
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 3 9
職務のため出席した者の職氏名.....	1 4 0
開議の宣告.....	1 4 1
議事日程の報告.....	1 4 1
議案第 20 号 平成 18 年度東伊豆町一般会計予算.....	1 4 1
議案第 21 号 平成 18 年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算.....	1 5 2
議案第 22 号 平成 18 年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算.....	1 5 2
議案第 23 号 平成 18 年度東伊豆町介護保険特別会計予算.....	1 5 2
議案第 24 号 平成 18 年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算.....	1 5 2
議案第 25 号 平成 18 年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算.....	1 5 2
議案第 26 号 平成 18 年度東伊豆町水道事業会計予算.....	1 5 2
散会の宣告.....	1 5 6

第 4 号 (3 月 1 5 日)

議事日程.....	1 5 7
出席議員.....	1 5 7
欠席議員.....	1 5 7
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 5 8
職務のため出席した者の職氏名.....	1 5 8
開議の宣告.....	1 5 9
議事日程の報告.....	1 5 9
議案第 20 号 平成 18 年度東伊豆町一般会計予算.....	1 5 9

議案第 2 1 号	平成 1 8 年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算	1 7 3
議案第 2 2 号	平成 1 8 年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算	1 7 3
議案第 2 3 号	平成 1 8 年度東伊豆町介護保険特別会計予算	1 7 3
議案第 2 4 号	平成 1 8 年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算	1 7 3
議案第 2 5 号	平成 1 8 年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算	1 7 3
議案第 2 6 号	平成 1 8 年度東伊豆町水道事業会計予算	1 7 3
	アスド会館特別委員会の報告について	1 8 3
	陳情・要望書の審査について	1 8 6
意見書案第 1 号	出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について	1 8 8
意見書案第 2 号	医療制度改革関連法案に関する意見書の提出について	1 9 2
	日程の追加について	1 9 4
議案第 2 7 号	東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	1 9 4
	議会運営委員会所管事務調査について	1 9 6
	閉会の宣告	1 9 6
	署名議員	1 9 9

平成18年第1回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成18年3月6日(月)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1. 6番 鈴木 勉 君

1) 入札制度について

2) ㈱日本ユニシステムとの今後について

3) 熱川幼稚園について

2. 13番 山田 直志 君

1) 県等への陳情について

2) 風力発電事業への対応について

3. 11番 居山 信子 君

1) 東伊豆町の再生をいかに成し遂げるか

日程第 6 議案第 1号 東伊豆町国民保護協議会条例の制定について

日程第 7 議案第 2号 東伊豆町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定
について

日程第 8 議案第 3号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 4号 東伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
について

日程第 10 議案第 5号 東伊豆町消防職員諸給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

日程第 11 議案第 6号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 7号 東伊豆町アスト会館等整備基金条例を廃止する条例について

日程第 13 議案第 8号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について

日程第 1 4 議案第 9 号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分
について

日程第 1 5 議案第 1 0 号 静岡州市町村職員退職手当組合理約の変更と組合を組織する地方
公共団体の数の増加について

日程第 1 6 議案第 1 1 号 伊豆つくし学園組合理約の一部を変更する規約について

日程第 1 7 議案第 1 2 号 東伊豆町道路線の廃止について

日程第 1 8 議案第 1 3 号 東伊豆町道路線の認定について

出席議員（12名）

1 番	飯 田 龍 一 君	2 番	森 田 礼 治 君
3 番	西 村 弘 佐 君	5 番	関 野 博 君
6 番	鈴 木 勉 君	7 番	山 本 鉄太郎 君
8 番	八 代 善 行 君	1 0 番	太 田 長 八 君
1 1 番	居 山 信 子 君	1 2 番	定 居 利 子 君
1 3 番	山 田 直 志 君	1 4 番	内 山 恒 昭 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

職務代理者 助 役	太 田 俊 彦 君	収 入 役	渡 辺 富 夫 君
教 育 長	石 井 建三郎 君	総務課長補佐	西 尾 清 君
企画調整課長 兼 防 災 監	鈴 木 新 一 君	税 務 課 長	楠 山 節 雄 君
収 納 課 長	田 村 正 幸 君	農林水産課長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	高 羽 勇 君
建 設 課 長	村 木 重 男 君	観光商工課長	加 藤 悟 君
消 防 長	金 田 弘 道 君	教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	稲 葉 忠 明 君
住 民 課 長 兼 熱 川 支 所 長	山 田 嘉 之 君	健 康 づ く り 長 課	鈴 木 希 美 雄 君
福 祉 介 護 課 長	鈴 木 清 司 君	水 道 課 長	鈴 木 忠 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 鈴木道好君 書 記 石井尚徳君
書 記 斎藤悦子君

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（定居利子君） 皆様、おはようございます。

平成18年東伊豆町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては公私ともに大変お忙しい中御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。平成18年度の予算編成に当たりましては、自主財源である税収等が引き続き低迷している状況、さらに国の三位一体の改革等の影響により、地方交付税、補助金等の削減、また税源移譲も依然として不透明であり、行財政改革等踏まえ、当局におかれましては大変厳しい中での財源確保に苦慮されたことと思います。

また、今回の予算編成に当たりましては、町長不在の中での編成ということで、政策に係る収支を除き、義務的経費を主体とした骨格予算となっております。したがって、一部継続事業を除いては、義務的経費主体の審議になると思います。

さて、本定例会は平成18年度一般会計予算及び5つの特別会計予算、水道事業予算を主に審議する議会であります。議員各位におかれましては、諸議案とともに慎重に御審議の上、円滑に議事を進行されますよう切にお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成18年東伊豆町議会第1回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

議会運営委員長の報告

議長（定居利子君） 議会運営委員長より報告を求めます。

14番、内山恒昭さん。

14番（内山恒昭君） それでは、議会運営委員会より、平成18年第1回定例会の運営について御報告をいたします。

まず、本定例会には3名の議員の方々より一般質問が通告されてございます。一般質問の趣旨をよく御理解をされ、円滑に質疑、答弁がなされますよう御協力をお願いいたします。

本定例会の提出案件といたしましては、条例の制定・廃止案が3件、条例の一部改正案4

件、非常勤職員公務災害補償組合の解散に関する案が2件、規約の一部変更案2件、町道路線の廃止・認定案2件、さらに平成17年度一般会計外5特別会計の補正予算案、また平成18年度の各会計の予算案が上程をさせていただきます。

平成18年度予算案については、一般会計予算審査特別委員会並びに特別会計予算審査特別委員会を設置し、それぞれ付託案件を御審議いただきます。最終日には、常任委員会に付託されている陳情・要望等の審査報告とあわせて意見書案についても御審議いただく予定でございます。

また、アスト会館特別委員会より報告が予定されております。

また、予算の大綱質疑につきましては、一括上程後、職務代理者より提案理由の説明を受け、担当課長の概要説明が終了した後に、一般会計予算審査特別委員会に所属の議員が6つの特別会計に、特別会計予算審査特別委員会に所属の議員が一般会計に関する通告書をそれぞれ提出していただき、内容は款項に関する大綱質疑にとどめ、持ち時間は1人30分以内で、質問は1問につき2回までとさせていただきます。大綱質疑の通告要旨をお手元に配付いたしてあります。受け付けは本日より事務局で行いますが、締め切りにつきましては3月8日の午後0時までといたします。

なお、2つの特別会計の委員構成は、一般会計に文教厚生常任委員会所属の委員、特別会計に総務経済常任委員会の所属の委員となります。

以上の内容を踏まえまして、本定例会の会期につきましては、予備日を含め、本日より3月16日までの11日間とさせていただきます。

最後になりますが、議会運営委員会の所管事務調査につきましては、議会運営に関すること、会議規則、委員会条例に関すること、議長の諮問に関すること、以上3点を閉会中の継続調査といたしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議員各位には、本定例議会の18年度予算においては骨格予算となっておりますが、現在の財政状況等を勘案され、議決権を有する者として慎重なる御審議と円滑な議会運営を切にお願い申し上げます。議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

以上です。

開議の宣告

議長（定居利子君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（定居利子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（定居利子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において1番、飯田龍一さん、8番、八代善行さんを指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（定居利子君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月16日までの11日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（定居利子君） 日程第3 諸般の報告を行います。

去る2月28日には、賀茂地域支援局に管内市町議長が参集し、市町の合併の推進に関する

答申内容の説明会がありました。

合併新法に基づく合併の推進は、平成17年度より平成21年度までの5年間であり、構想対象市町の組み合わせは、生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町や、おおむね人口1万人未満（静岡県は1万5,000人）を目安とする小規模市町等となっており、南伊豆地区は1市5町の枠組みとなっております。

また、前日に開催されました賀茂地区首長会においては、新年度より賀茂地区合併調査委員会を立ち上げるとのことです。また、平成19年3月議会を目安に法定合併協議会を立ち上げてほしいとの話もありました。いずれにせよ、これについては、行政主導ではなく、住民の皆様の御意向を尊重し、さらに郡下市町と十分な協議も行い結果を出さなければならないと思われま。

また、平成17年第4回定例会以降、本日まで受理した陳情・要望書につきましては、4件となっております。これについても、付託された委員会でそれぞれ御審議され、その審議結果の御報告がなされますので、よろしく御審議願います。

なお、本日の日程終了後、それぞれ常任委員会を開催し御審議願いますので、よろしくお願いいたします。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

議長（定居利子君） 日程第4 職務代理者助役より行政報告をいたします。

職務代理者。

（職務代理者助役 太田俊彦君登壇）

職務代理者助役（太田俊彦君） おはようございます。

平成18年第1回議会定例会が開催されるに当たりまして、議員各位にはお忙しい中を御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

ごあいさつを兼ね、行政諸般の報告をさせていただきます。議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願いする次第でございます。

先般の臨時会におきまして、今回発生した不祥事について、町民の皆様におわびと御支援と御協力をお願いいたしましたが、改めておわび申し上げますとともに、私を初め職員一同

が二度と不祥事を起こさないよう、綱紀肅正に心がけ、町民皆様の信頼を得られるよう、業務に専念し、町政の透明性の向上に努めますので、さらなる御支援と御協力をお願いいたします。

次に、市町村合併につきましては、去る2月24日に市町村合併推進審議会より県に答申が示され、2月27日に郡下の市町長等に賀茂支援局長より説明があり、南伊豆地区については1市5町の枠組みが示されました。今後、県より、3月下旬をめどに構想案が示されることになっております。

次に、各地で幼児虐待や児童拉致など、子供に関する痛ましいニュースが毎日のように報道されていますが、子供たちの問題は教育委員会だけの問題ではなく、町の将来を背負っていく子供たちを守り育てる意識を持って、学校や保護者、地域とが連携して情報の共有と危機管理体制の整備が不可欠となっています。当町から痛ましい事故や事件が発生しないよう、下校時のパトロールを現在実施中ですが、今後も関係機関と情報や連絡を密にしながら、予防対策を講じていきたいと考えておりますので、皆様方の御協力をお願いいたします。

次に、東伊豆町長選挙の日程につきましては、選挙管理委員会から、3月21日告示、3月26日選挙を実施するとの通知が届いておりますので、御承知を願いたいと思います。

それでは、施策の推進状況について御報告をさせていただきます。

最初に、主要施策であります奈良本太田線改良工事につきましては、紆余曲折がありましたが、平成17年度分については交付金の交付が決定されており、事業を遂行することになりました。平成18年度以降の分につきましては、諸事情によりまして凍結とさせていただきたいと思っておりますので、御了解をお願いいたします。

次に、財団法人自治総合センターが宝くじの売上金を原資といたしまして行うコミュニティー助成事業で、稲取地区の三番叟の衣装の新調及び片瀬区のコミュニティー事業用テント購入費に対する助成を申請しましたところ、このほど内定の通知がありまして、ほぼ100%の助成を受けられることになりました。現在の三番叟の衣装は明治元年から使用されているもので、今後は貴重な文化財として保存がなされるものと思われまます。また、片瀬区のテント6張りは、祭典や盆踊りなどの地域コミュニティーに使用されるほか、有事の際には地区災害対策本部用として有効に活用されることが期待をされるところでございます。

次に、観光政策は観光立町の主要施策であり、今後の施策展開は、新町長の方針を伺い、調整を図ってまいることになりますが、当面の対応につきましては、上級官庁に指導をいただきながら、議会の皆様と協議を行い、必要な措置をさせていただいたところであります。

熱川桜山整備事業については、平成18年度計画が3カ年事業の最終年度となりますので、これまでの投資をむだにすることはできませんので、継続実施し、完成を目指すことにいたしました。完成後の利用者への対応を考えますと、公園名称等の検討や、公園付近が成金豆（キヌサヤエンドウ）の発祥地ということなども加味し、イメージ回復を図っていくことも考えております。

また、魅力ある観光地づくりを推進するため、来遊客の意識調査について、1月20日より開催されました雛のつるし飾りまつりでアンケート調査を予定いたしましたが、事件発生に伴う影響を考慮し、中止をいたしましたところでございます。

雛のつるし飾りまつりは、依然として厳しい観光動向から出足はいま一步の状況であり、また例年のない寒い冬となり、河津桜の開花もおくれぎみとなり心配をしたところでございますが、ここに来て暖かい日が多くなり、次第に盛況となっていると期待をしております。

しかし、9年目を迎えるイベントであり、マンネリ化への懸念はぬぐい切れず、昨年秋に実施した緊急誘客キャンペーンで予想以上に当選くじが残る結果となりましたので、イベント効果を高めるため、雛のつるし飾りまつりで残り分を来館者を対象に再度実施し、誘客を図りたいとの考えが観光協会からなされ、担当委員会にも相談し、実施をいたしましたところであります。

稲取東海岸プールは、利用客の減少に歯どめがかからず、維持管理が困難になっておりますので、地元区の了解を得て供用を中止することにいたしました。なお、他の地区でも同様な状況を示しているところもありますので、地元区を含め方向性を検討していただいております。

次に、農林水産課関連ですが、16年度から事業実施しております中山間地域総合整備事業については、奈良本・片瀬地区の5号農道の開設が終了いたしました。入谷地区の農用地開発事業は来年度も引き続き実施することになっております。

県営稲取漁港の整備ですが、新堤防のかさ上げ工事、防波堤内側水面の埋め立て工事とも順調に進捗していると伺っているところでございます。

次に、建設関連であります。県が管理する県道稲取港線は、沿線地権者に出席していただき、稲取港線みちづくり会議を4回開催し、地権者の意見をもとに道路線形、優先整備箇所等の決定に至りましたので、今後は調査測量等を行う予定であると聞いております。

次に、消防防災関係につきましては、火災予防期間中の去る3月4日、5日の両日、農協の東賀農業祭に協賛させていただき、消防フェスタを開催し、煙体験や消火体験、起震車に

よる地震動の体験、消防車の試乗などのコーナーを設け、多くの町民に火災予防を呼びかけたところでもあります。

また、平成16年に制定された武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の規定により、各市町村では国民保護協議会を立ち上げ、18年度において国民保護計画を策定することになりますので、今定例会に必要な条例制定案を上程いたしましたので、御審議をお願いいたします。

次に、民生関係といたしまして、長年の懸案事項でありました伊豆つくし学園組合の施設整備に向けての準備が来年度からスタートすることになりました。平成19年度末までに一部事務組合を解散し、新たな社会福祉法人を立ち上げ、平成20年4月開設を目指しております。建設に当たっては、下田市から技術職員を1名派遣して施設整備に当たり、18年度は基本設計料及び地質調査料と事務費を、19年度は土地購入費や建設費を計上することになっております。

4年目を迎えた稲取保育園は、先般申し込み受付を行い、新規申し込み42名に対し13名の入所が決定し、1名の辞退者と22名の方が不承諾という結果になりました。この対応策といたしましては、各町立幼稚園で実施している預かり保育や保育ママ制度の活用を推進し、待機児童の解消に努めているところであります。

介護保険事業でございますが、本年4月から制度改正がされますが、その制度の内容につきましては、介護度が5段階から6段階になり、要支援の区分が2段階に分かれております。要支援1、要支援2に認定された方は、新予防給付を受けることができます。新予防給付とは、介護サービス事業所の訪問介護や通所介護等のサービスを利用しながら自立支援を目指すものであります。

また、18年度は介護保険制度がスタートして6年目に入り、向こう3カ年の基準保険料の改定が行われる年となっており、関係条例の改正案を今定例会に上程しましたので、御審議をお願いいたします。

筋力アップトレーニング事業は、介護予防拠点施設で週2回のトレーニングを実施し、3年目を迎えております。この間、多くの皆様方にこの事業の趣旨を御理解いただき、健康はみずから守ることの健康意識が高まったものと認識しているところであります。本年1月から、白田の保健福祉センターと稲取のいきいきセンターを加えた3会場として、参加者の利便性を配慮した参加しやすい環境を整えたところであります。

参加者の成果としては、実際年齢に対し体力年齢は平均値で実に10歳以上も若返るといっ

た結果が出ております。また、筑波大学プロジェクトチームでの当町の医療費分析の調査結果によりますと、運動開始後1年間の外来等医療費を比べると、参加者の方が他の者より1,659点低くなっており、これに入院を加えると、参加者の方が6,158点低くなっているとのよい結果が出ております。

今後も、この事業のより一層の推進を図るため、昨年に引き続き出前健康講座を実施し、運動に関心のなかった未実施層を取り込み、町民の健康づくりを展開し、医療費の適正や健全化を実現していきたいと考えております。

次に、水道事業につきましては、2月13日に配水池の水位調整弁の故障により、大川地区において早朝6時から12時まで断水し、大変御迷惑をおかけいたしました。今後は、施設管理に一層の意を配してまいります。

水道事業会計の経営状況につきましては、12月検針分の第5期までの検針結果を前年度と比較しますと、上水道においては使用量及び金額とも減少しており、簡易水道の伸びはありますが、上水、簡水を合わせた水道料金全体では、金額的に前年度比0.6%ほどの減となっております。収益の増加が見込めない中、経常経費の縮減に努めておりますが、減価償却費や動力費の大幅な増や施設の老朽化への対応などもあり、水道事業を取り巻く経営環境は依然として非常に厳しい状況となっております。

次に、社会教育関係ですが、元旦マラソン大会では、大変寒い中、稲取地区は漁業協同組合前から黒根までの往復、熱川地区は白田しらなみ橋から熱川館前までの往復を、幼児から高齢者まで今年1年の健康を祈念し、寒風の中、寒さに負けず心地よい汗をかきながら、新年の走り初めが行われました。

また、1月8日には、202人の新成人の皆さんを迎え、成人式が行われました。健やかに成長された皆さんは、知性と体力と限りない可能性を秘め、これからの時間を大切にされ、社会のため、東伊豆町のために貢献できる人になっていただけるものと思っております。

次に、平成18年度予算編成についてでございますが、町長が不在となりまして、非常に苦慮いたしましたところではありますが、一般会計につきましては、政策的経費を極力抑えた骨格予算で調整ができましたので、概要を申し上げます。

まず、歳入予算では、自主財源は前年度に比べ0.9%増の27億6,939万3,000円で、構成比は63.4%となります。

構成比51.9%を占める町税については、町民税、軽自動車税に若干の伸びは見られますが、柱となる固定資産税は3年ごとの評価替えの年に当たり、路線価に変更や土地の下落率によ

る調定額の減、さらに入湯税については、入湯客数の減などとなっております。

各種交付金につきましては、地方特例交付金、利子割交付金、地方交付税が減収となっております。

次に、歳出では、構成比56.3%を占める義務的経費は前年度に比べ8,674万2,000円、3.4%減の24億6,050万1,000円となります。

また、投資的経費は、政策的な経費が多くありますので、新町長と協議して次の議会で計上させていただくため、継続的な経費を主に計上させていただいたところであります。

次に、5 特別会計予算は合計で43億3,433万8,000円となり、前年度対比 2 億2,357万3,000円、5.4%の伸びとなりました。この伸び率の要因は、国民健康保険特別会計の保険給付の増、介護保険特別会計の地域支援事業の開始に伴う費用の増によるものであります。

水道事業会計においては、工事関係については必要最小限の予算計上とさせていただきましたので、大幅な減となっております。

一般会計予算に特別会計予算を加えた平成18年度予算総額は、92億4,855万2,000円となっております。

行財政を取り巻く環境はさらに厳しさを増しておりますので、限られた財源の中、効果的な行財政運営と住民福祉の向上のため、一層の努力を払ってまいり所存でありますので、議員並びに町民皆様の御協力をお願い申し上げまして、行政報告を終わらせていただきます。議長（定居利子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前 9時58分

議長（定居利子君） 休憩を閉じ再開いたします。

日程第5 一般質問

議長（定居利子君） 日程第5 一般質問を行います。

一般質問には1問ごとに答弁いたします。なお、全問にわたって答弁を求めるか、1問ご

とに答弁を求めるかは質問者の意向といたしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

また、質問回数は1問につき3回となっておりますので、御協力をお願いいたします。

鈴木 勉 君

議長（定居利子君） 6番、鈴木 勉さんの第1問、入札制度についてを許します。

6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） 皆様、おはようございます。町民の皆様、おはようございます。

新聞やテレビの報道でおわかりのように、我が東伊豆町始まって以来という、現職の町長が逮捕されるという不祥事が起きてしまいました。議員として、町民の皆様には本当に申しわけなく、おわびのしようがありません。公共事業をめぐる事件は、虚偽公文書作成、同行使から始まり、3月5日の新聞報道によりますと、贈収賄事件へと発展しております。これから先、この事件はどうなるのか、町の状況はどうなるのか、町民の皆様の不安は高まるばかりでございます。

現職の町長が逮捕されるという事態におきましては、町長だけの責任ではなく、町民の負託を受け、町長の監視役でもあります議員の私にも責任の一端はあると思っております。議員としての責任のあらわし方はいろいろとあろうと思われませんが、まずは新町長と協力をして、東伊豆町の信用回復と再生に努めていかなければなりません。

来年の5月には議員の選挙がございます。それまでの間、どのように議員活動が行われてきたか、よく見守っていただきまして、町民の皆様の審判を仰ぎたいと思います。それまでの間、どうか寛大なる御理解をお願い申し上げる次第でございます。

それでは、通告してございます質問に入りたいと思いますが、御答弁は1問ずつお願いを申し上げます。

第1問、入札制度についてお伺いを申し上げます。

東伊豆町に起きた不祥事の事件の原因の一端には、現在の東伊豆町の入札制度が関係しているものと思われまます。答申をなされました98条委員会の内容にも数点において指摘されている点について、お伺いを申し上げます。

1つ、現在ある入札制度についてはどのように思っておられるのか。

2点目、98条の答申書に指摘されております点についてはどのように思っているのか。

3点目、入札制度の改正については可能かどうか、また改正した方がよいかどうか。

職務代行者でございます助役さんには、一つのアドバイスという形の中でも結構でございますから、答弁やお考えを聞いていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（定居利子君） 第1問の答弁を求めます。

助役。

（職務代理者助役 太田俊彦君登壇）

職務代理者助役（太田俊彦君） それでは、鈴木 勉議員の第1問、入札制度についてどのように思っているかについてお答えをいたします。

入札制度は、一般競争入札及び指名競争入札に大別されますが、当町では、地域経済の活性化及び地元業者の育成等を勘案し、指名競争入札を実施しております。

入札執行については、東伊豆町建設工事執行規則に基づき入札を執行していますが、競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示の規定による資格を有する者のうちから、誠実性、地理的条件、工事の手持ち量、工事成績あるいは経営内容、安全管理の状況等を総合的に勘案して行うものとなっております。建設工事指名競争入札参加者の格付及び選定要領により指名委員会にて業者選定し、入札を執行しており、入札制度の基本的な事項については、支障ないものと理解をしておるところでございます。

しかし、公共工事が減少する傾向にある中で、激しい競争による業者の採算性の問題等により、工事の質の低下も危惧され、より一層業者選定等における入札の透明性を確保するとともに、情報の公表をしていかなければならないと思っておりますので、今後、他市町村の入札制度等を調査研究し、検討をしていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、2点目、98条の報告書に指摘されている点についてはどのように思っているのか、また3点目、入札制度の改正については可能か、また改正した方がよいかどうかについて、関連がありますので一括でお答えをさせていただきます。

98条の報告書に指摘されている点は、入札業務見直しであると思われませんが、当町の現状は、入札事務取扱要領が平成9年4月16日に改正され、実施をされております。しかしながら、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が平成13年4月1日より施行されております。地方公共団体による発注の見通しに関する事前の公表に基づき、東伊豆町発注予定工事の公表については、毎年度、当該年度に発注することが見込まれます公共工事の予定額が一定額を超えるものについては、公共工事の名称、場所、種別及び概要、入札及び契

約の方法、契約を行う時期について公表をしているところでございます。公表につきましては、日刊新聞紙及び公衆の閲覧に供する方法等により対処しております。

また、入札結果成績書による予算額、設計額、予定価格、最低制限価格等の公表につきましては、公共工事の入札及び契約について情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講ずる上で、入札過程並びに透明性を確保し、公共工事に対する町民への信頼の確保と、これを請け負う建設業の健全な発展を図っていかねばならないと思っております。

改正すべき点については、指名委員会にて総括的に審議し、新町長の判断を仰ぎたいと考えておりますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

議長（定居利子君） 6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） どうも助役さん、ありがとうございます。

なかなか答弁の内容については言葉として使いにくい点もあろうかと思っておりますけれども、私としましても、やはり助役さんという席をやってきた方に、一つの経験としてのアドバイスとして、これからの町政に関してどのようにお諮りしていったらいいのか、そういう点についてお伺いしたいと思いますから、先ほどの答弁の内容に重複したりする点多々あると思っておりますけれども、よろしくお言葉をいただきたいなと思っております。

総体的に1点、2点、3点という形でなくして、一括的な内容になるうかと思うんですけれども、98条の東伊豆議会だよりのこれを参考にさせていただきますと、一つの大きな疑問とされるのは、指名業者を選考するに当たっては、作成の過程に当局がかかわったという形が適切を欠く要因ではないのかなと、これが指摘されているわけなんですけれども、先ほどの答弁の中には、一つずつの問題としては難し過ぎて、ちょっと私も、聞いている町民の皆様方もわかりにくいのかなと思うもので、再度のこういう質問になりますけれども、よろしくをお願いしたいと思います。

それから、入札の業務の見直しについては、入札の前に指名業者を公開する、どこどこ業者が指名を受けますよという、その点についての開示があるという、この点についても談合などを誘発しかねないのではないかという疑問があるわけですね。ですから、改正ですから、今の現行が間違っていると、そういう形ではなくして、今起きたこの不祥事を踏まえて、これからどういう形の入札制度にしていったならば、非常に清らかな感じができる入札になるのかなと、そういう思いで質問しているものですから、よろしくをお願いしたい

と思います。

それから、入札の結果の公開については、東伊豆の場合は私たちの手元に来る資料はすべて、大きく書けないのが申しわけないと思うんですけども、言葉でおわかりいただければうれしいなと思いますけれども、入札の番号とどこの工事をするかという形、それからそこがどこの場所かという形と契約の日と完成までの予定日、それから契約の金額、請け負った業者がどこかと、まず発注した担当課がどこかという、こういう一つの簡単な、簡素化という形なのか、こういう入札の結果発表書が私たち議員の中に配付されてくるわけでございますけれども、こちらにあります熱海の土木事務所の資料を見ますと、どこの業者が幾らで入札したかという形もございますし、その中には、町の予定価格、それから入札の最低価格、それが明記されているわけですね。決して、最低価格に一番近い方という形を見ても、十分に予定価格に近いような、要するに最低価格、これですと非常にもうからないんじゃないかなと思うような数字が最低価格になるわけなんですけれども、そこら辺のあやというものが感じられないわけでございますね。

ですから、私も今度のこの質問の中には、東伊豆町でも今回話題になっております入札の最低価格、これが事務的な委託業務については、この最低価格の公表というのは設けないというのが一つの制度みたいにありますから別ですけども、建設工事におきましては最低価格というのが設けられているのではないのかなと思います。

このように、私たちの手元に来る資料には、やはり一つの情報公開として、私は東伊豆のこの簡単な方法よりも、県、国、こういう一つの入札事業の結果報告書、ちょっと事務的には複雑になるうかと思うんですけども、こういう一つの公平性、幾らの工事が、幾らの値段で、どこが入札して、どこが失格したのか、そういう情報までしっかりと把握できるようなものに変えていくことが可能かどうか、しなさいという形ではないですけどもね。今、私が答弁いただいている助役さんについては、私はそこまでの権限はございませんと、そういうものがあるうかと思うんですけども、当初に申し上げたとおりに、やはり一つの経験者のアドバイスとして、これからの東伊豆町の入札のあり方について御指導をいただければうれしいなと思いますもので、お考えを聞いていきたいなと思います。

以上の点で2回目をお願いします。

議長（定居利子君） 助役。

職務代理者助役（太田俊彦君） それでは、鈴木 勉議員の第2回目の質問ですが、答弁漏れがありましたらまた御指摘をしていただきたいと思います。

まず、業者の選定案に当局がかかわったというようなことの中で、98条の委員会から指摘がなされておる点はそのとおりでございます、既に私の方から担当課の方に、その辺で業者選定の案を考えると、町当局の決裁を受けなくても、担当課の方で指名参加願あるいはそういういろいろな書類を勘案した中で選定して、指名委員会に答申するよという話で、指示はしたところでございます。

また、鈴木議員の方から、入札制度についてどうかということですが、私現在考えておりますのは、制度そのものが悪いとかいいとかではなくて、やはり運用の仕方、運用の方法等を改善する余地があるのかなと。それによって、制度自体を変えなくても、現在あったようなことは防げるのではないかと、そのように私としては考えているところでございます。

それから、入札の公開の関係でございますが、入札前の関係につきましては、施行令第5条の関係によりまして、先ほど報告をさせていただいたような内容で公開をしているわけですが、入札結果につきましては、うちの方の現在の要領等につきましては、入札の業者名あるいは入札の件名ですか、それと応札の金額等、限られておりますので、これにつきましても、現在は近隣市町村の状況がどうかということの中で、資料を集めさせていただいて、改正する点があれば改正するというような中で、現在その検討をさせているところでございます。

以上でございます。

議長（定居利子君） 6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） やはり今答弁いただいて、私も理解はしていきたいなと思います。

今私の質問しております入札制度についての疑惑、疑問、やはりできる限り透明性を持って、多くの業者が入札に参加していきたいなと、そういう気持ちがあるわけでございます。今、一つの、これは私の資料ですけれども、平成13年から16年、これに成果表を一応まとめてきているわけでございます。

これによると、一応工事業務にかかわりますこの4年間の間に、本当の1件やったところから始まりまして、約八十五、六件の業者が成果表の中に載っているわけでございますけれども、こういう中を見ましても、今度の事件の一端になったところとは関係ないんですけども、1名の業者が非常に多くの事業を入札している、そういうところがかいま見られるわけでございますね。

そういう点を踏まえても、やはり入札制度の透明性というものを私は力強く訴えていき

いなと思っておりますし、今の助役さんのアドバイスという形で私も了解はしていきたいと思えます。こういう一つの町の大切な投資的経費が使われる事業でございます。町民の皆様にも、議員の私たちにも、この仕事がどこで、どういう金額で、適正な金額で処理されてきたのか、また町の方の予定価格に対して最低価格の入札ラインがどの辺に設けられているのか、いろいろな点も私たちも知りたいなと思うわけでございます。ぜひ、助役さんにも力添えをいただきまして、東伊豆町の再生に向けて努力をしていっていただきたいなと思ひまして、1問目の質問は終わらせていただきたいと思ひますけれども、どうぞ御答弁をお願いいたします。

議長（定居利子君） 助役。

職務代理者助役（太田俊彦君） 第1問目の答弁にも申し上げましたように、やはり入札過程とか結果につきましても、透明性をぜひ確保しまして、公共工事に対する町民の信頼ということを確認できるような方法で今後運用をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（定居利子君） 次に、第2問、株式会社日本ユニシステムとの今後についてを許します。

6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） 第2問、株式会社日本ユニシステムとの今後についてをお伺いしたいと思います。

東伊豆町発注の公共事業に絡む偽計入札妨害事件の相手であります入札業者の日本ユニシステムとの業務委託契約されているものについて、どのような契約がございますのかお聞きしたいと思いますし、これからその契約を続けていくのか、またメンテナンスやシステムの更新など、どうしていくのか。

また、この最低価格を漏らしたという一つの事件でございます。そういう価格の設定におきましては、本来ならばもう少し安くこういうシステム導入ができたのではないのかなと、そういう懸念もございます。そういう差額、要するに町にとりましては、入札の妨害によりましてどれぐらいの金額にしたものが損害を受けたのか。また、そういう金額的なものはなかなか難しいと思ひますけれども、もしそういうところで損害が発生している形が確実に計算をすることができて、損害賠償という形がとれるのかなと、そういう点について。

またこれも助役にしましては、私の権限ではないよという形があろうかと思ひますけれど

も、今回の質問は、ちょっと私にとりまして、助役さんにこのようなことを求めるのは酷かなとは思いますが、一つの経験として御答弁をいただければありがたく思いますもので、ひとつよろしくお願いします。

議長（定居利子君） 助役。

（職務代理者助役 太田俊彦君登壇）

職務代理者助役（太田俊彦君） それでは、鈴木議員の第2問、株式会社日本ユニシステムとの今後についての第1点目、契約を続けていくのか、メンテナンスやシステム更新についてお答えをさせていただきます。

まず、御質問の契約を続けていくのかについてですが、事件の概況はマスコミ報道等により御承知のとおりであり、現在捜査も続いておるところでございます。捜査によりまして事件は解明されていき、容疑に対する処分も下されるものと思いますが、その判断は司法の手にゆだねられているところではありますが、判断が下る時期は不明でありますし、新年度も間近となりましたので、行政として、判明している事実をもとに業務遂行をしていかなければならないと考えておるところでございます。

まず、新年度からの株式会社日本ユニシステムの扱いですが、現在業者選定資料となる指名参加願は2年更新のため、株式会社日本ユニシステムからの指名参加願は平成17年度及び平成18年度について受け付けがなされておるところでございます。

同社の事件に対する認識にもよりますが、自主的な辞退や取り下げも予想されますが、そのような意思表示がない場合の同社の扱いとして考えられますのは、司法判断が下される前であっても、事件の当事者として同社の社長などが容疑者として逮捕拘留されたものであり、事件への関与が重大であったと考えざるを得ませんので、同社の18年度の扱いは、東伊豆町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱にて対応が可能と考えており、契約の相手となり得ないものと考えているところでございます。

町民の皆様には大変御迷惑や御心配をおかけしたことを考えますと、参加させることに御理解は得られないと考えております。

次に、17年度におけるメンテナンスやシステムの更新については、契約時に東伊豆町業務委託契約約款に基づき業務履行が義務づけられておりますので、年度も押し迫っていることなどから、やむを得ず平成17年度契約事業では新たな業者を選任しないで業務を続行させていただき、業務が手戻りにならないよう、また住民サービスに支障を来すことのないよう関係課で対応をしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

ただし、平成18年度からは、先ほども申し上げましたが、契約の相手となり得ないことが予想されますので、新たな業者の選定も検討する必要があると思います。この場合、他社の業務を引き継ぐことになり、基本的な内容確認などで費用を伴う場合が予想されますが、ぜひその点については御理解をいただきたいと思います。

次に、2点目の最低制限価格の設定やこれを聞いて落札したことにより、町は損害を受けたのか、損害を受けたなら、損害賠償請求はできるのかについてお答えをいたします。

偽計入札が容疑となっている指名競争入札により落札した業務で、最低制限価格が設定されたことにより失格となった業者が示した入札額との差額を損害として請求できるかという趣旨と思われませんが、この件についても、事件は捜査中でありまして、委託業務に最低制限価格を設定することは、行政指導的には好ましくないとする一方、違法ではないとの見解もありますので、司法判断がされていない現段階では具体的な行動を起こす時期ではないと考えております。

明確な司法判断がされましたら、その内容により、随意契約による業務にも損害の確認がされれば、あわせて適切な対応を図っていかねばならないと考えておりますし、現在顧問弁護士とも相談をしており、その判断を仰ぎ、万全な対応を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（定居利子君） 6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） 今、答弁いただきまして、損害賠償のことにつきましては、そのとおりでいいのではないのかなと。町民の皆様方もそれぞれの考え方がございまして、このような事件の中に発生した、こういう損害賠償という言葉の中で使わせていただいているわけですが、もっと町も仕事が安く発注できたのではないのかな、そういう差額をどうするのかとかという、ちょっとそういう懸念というんですか、町民の皆様方の考え方もあるわけでございますものですから、一応損害賠償につきましては、助役さんの答弁のとおり、町民の皆様方も、時が来たならばそういう事態も起きる、またこういう損害賠償というのは非常に時間と経費がかかることですので、それを行った方がいいかどうか、これもまたその時点に来たときに御審議をさせていただければよろしいのではないのかなと思っております。

それから、台帳システムのことなんですけれども、桜山の管理、これについては、今言わ

れたみたいに、18年度の業者の指名はなされないという形はあるのかなと思いますけれども、あと農地台帳とか道路台帳、固定資産の台帳、これにつきましては、やはり相当大的な金額でこのシステムが導入されているわけでございますよね。今回、新聞の情報によりまして、今度逮捕されました日本ユニシステムの社長自体も代表取締役から解任されたという報道もあります。ですから、新しい社長が会社更新に向けて非常に今頑張っているのではないのかなと思いますけれども、よその自治体もこの日本ユニシステムとの契約をどうしていくのかという、私も一つの推移も見守っていきたいと思いますし、この会社の行く末によっては破綻という形も出てくるのかなと、そういう懸念もあります。

ですから、今回これをお聞きをしたわけでございますけれども、今の答弁の中にございました18年度につきましては、新たな業者に変えていきたいというお考えもあるわけですが、その際には契約の変更によりましてお金がかかりますよという答弁があったわけですが、このシステムそのものをゼロにして入札するのか、今日本ユニシステムが導入してあるシステムをそのまま稼働して、メンテナンスや更新の事務的なものを新業者に委託していくのか、その点についてはどのようなお考えをお持ちになっているかをお聞きしたいと思います。

議長（定居利子君） 助役。

職務代理者助役（太田俊彦君） 2回目の御質問にお答えをいたします。

日本ユニシステムとの契約で現在17年度末の現年度分ですので、3月末日までにまだ期間がございますので、今現在依頼をしております。当然あのシステムをゼロとするのか、今あるものをやるのかということの中ですが、現在17年度で契約している中には、当然工期がいつまでということの中で成果品を出していただくことになっておりますので、17年度に依頼した業務の中の成果品は成果品としてすべて完了をさせていただきまして、その成果品を使って18年度に管理施工、あるいは同じ桜山、あるいは固定資産が必要ならば、その成果品をもとに新たな業者でお願いをしたいというふうに考えております。

議長（定居利子君） 6番、鈴木 勉さん、よろしいですか。

次に、第3問、熱川幼稚園についてを許します。

6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） それでは、第3問、熱川幼稚園についてお伺いをいたします。

熱川幼稚園の新築見通しや、現在地に建設なのか、また新しい土地を求めての移転新築な

のか、基本設計の見直しや鉄筋建築なのか、木造建築に変更することが可能なのかをお伺いをする次第でございます。よろしくお願いいたします。

議長（定居利子君） 第3問の答弁を求めます。

助役。

職務代理者助役（太田俊彦君） すみません、第3点目につきましては教育委員会から答弁をさせていただきますので、御理解を願いたいと思います。

議長（定居利子君） 教育長。

（教育長 石井建三郎君登壇）

教育長（石井建三郎君） では、鈴木議員の第3問、熱川幼稚園についてにお答えいたします。

熱川幼稚園の新築につきましては、平成18年度建設、平成19年度双葉幼稚園、熱川幼稚園の統合を目標に準備を進めてきておりましたが、現在の基本設計では、熱川幼稚園用地として、熱川小学校のプール用地に、プールの向きを変え新園舎とプールを建設し、現在の園舎・園庭を新園舎の園庭とする計画で議会の同意を得て、基本設計が進められ、完了しております。

平成18年度園舎建設に向け、基本設計をもとに建築計画が進められる予定でしたが、幼児教育振興整備特別委員会からの計画用地の見直し等の意見も出されている中で、現在の町長不在の中では、計画見直しや補助金申請に必要な詳細設計など、事務手続上、5月初旬の平成18年度国庫補助金申請は不可能な状況となっております。

また、新しい土地を求めての移転や新築なのか、基本設計の見直しや鉄筋建築なのか、木造建築に変更することも可能なのかの質問につきましては、現在の基本設計では鉄骨造の2階建てで基本設計ができておりますが、新町長が誕生した時点で用地等建物の構造も含めた中で検討していただき、平成19年度建設に向け準備を進めていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（定居利子君） 6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） 今、教育長さんの方の御答弁をいただきまして、大体の動きはわかりましたんですけども、私がここでこの問題をあえて取り上げましたのは、先ほど来、19年度の建設になったという、当初の計画よりも1年ちょっとおくれるわけでございます。こう

いう時間的な余裕ができたというのが、今度の私の質問の一つの要点でございます。

この時間の中で、本当に急いで今あるプールを移設して、縦を横にするとか、そのような中で、非常に手狭な中で鉄骨の2階建ての中での幼稚園舎の建設というのが当初の計画でございました。それはそれで一つの中でよかったんだろうかなと思うんですけども、今ここで考えますと、時間ができたと、そういう中で、幼児の教育をしていく上で、本当にこの基本計画が妥当なものでよかったのかどうかという、私は一つの見直すチャンスがあるのではないのかなと思っておるわけでございます。

用地の確保につきましても、現在のところよりも、もっと交通の安全性、それから教育環境の向上、日当たりのよさとか、非常にPTAの親としても安心して子供を預けられる環境という、そういう立地条件のいいところがあるのかなと、そういう点で私も見通しはどうかのかなと思っておりますし、先般、国・県の補助金がなかなかつかない、起債の点も見通しがなかなか立たないという、そういう中でも、私はこの熱川幼稚園の建設はやはり19年度の建設という形の中で歩いていかなければならないのかなと、新町政にも期待するところでございますけれども、つい先般の河津で行いました地場産木ですが、そういう木のシンポジウムの会議がございまして、私もそれに出席したわけではないんですけども、それに関係している先生にちょっとお聞きしたら、やはり木造で幼稚園の建設をしたりすると、それなりに県から補助金が出るシステムがあるよと。私は補助金の名目まではちょっと調べてこなかったんですけども、木造建築においては補助金の対象になる。

それもまた、地場の木材でつくるという制約があるそうでございますけれども、時間がなければという形の中で、熱川の幼稚園の統合問題の中で新幼稚園舎が基本設計されたと思うんですけども、もしこういう時間ができたならば、やはりもう一度、これをだめにして、そういう形ではなくして、これを踏まえた中で、もっといい条件の中で、いい建物で、いいそういう木造で子供たちを育てていくという形が、私はてんびんにかけてどちらが大事なかな、そういうチャンスが今来たのかなと思うわけでございます。

木材も地元の町有林を利用すれば、もっと当初計画よりも木造建築であっても予算的には相当なカット、要するに削減ができるのではないのかなと、これもまた一つの私の方の考えですから、押しつけるつもりはありませんけれども、やはりいいものを安くつくっていくという、そういう考え方からいけば、いろいろとまだ最終的な段階をどこで下すか、19年度の建設に向けて、基本設計をどこまでにもう一回見直すというチャンスがあるのか、そういう点についてお伺いをしてみたいと思うわけですが、教育長、ひとつよろしくお願

します。

議長（定居利子君） 教育長。

教育長（石井建三郎君） 先ほども答弁いたしましたけれども、当初の計画ですと、18年度に計画をして、19年度に建築という、そういう予定がありまして、急遽18年度に工事するよ
うにということで、十分な検討もできなかったこともありますけれども、先ほど言いました
ように、18年度はゼロからスタートと言いますか、今までの基本設計等も考慮しまして、い
ろいろな諸条件、土地、それから建物、構造、そういうものについて18年度にいろいろな方
面とじっくり検討をしまして、そして19年度には建築が進められますようにやってきたい
なと思えますし、皆さんの御意見等も考慮いたしまして進めていきたいなと思っております。

それから、木造につきましても、いろいろ資料もいただきましたし、そういうものも検討
しながら提案して、可能性、そういうものについて検討をして、19年度によりよいものが
できたらいいなと、そういうふうに思っております。そして、木造建築につきましても、林野
庁の方から補助金が出るという、そういう資料も得ております。18年度、いろいろな方面か
ら。

それから、17年度にPTAや幼稚園の先生方からもいろいろ要望等も聞いております。再
度、そういうものも考慮しながら、よりよいものができたらいいなと思っております。

以上です。

議長（定居利子君） 6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） 教育長、やはりPTAの皆さんにおいては、一つの企画が中止になっ
たりする、それが延びたりするという不安は非常にあると思うわけですね。先ほども、新
町長のもとで建設はしていくのかなというのは、教育長のお話にもありますし、私どもの考
えにもあるわなんですけれども、やはりしっかりとした方向性と、今御答弁があったように、
関係各位にはまた十分な議論をしていただく。

そういう必ず一つの目的がこういうことで変わっていったときに、皆さんで協力した目的
がちゃんと設定できるという、やはり子供を育てていく親にとっては、当局側で振り回すこ
となく、時間のある限り、そういう人たちを一つに方向性を定めまして、必ずその目的に沿
って行くよという、信頼関係っていうんですか、当局側もそうですけれども、教育委員会も
そうです。やはり私たちもそういう一つの町民の信頼関係においてこういうものを遂行して
いきたいなと思っておりますし、また頑張って計画を建て直しがもし可能ならば、新しい候

補地も探す、そういう時間的なものがあれば、私は検討をしていただきたいなと思います。

お金のことについては、本当にお金はあるわけではございません。確かに東伊豆町は今財政難でございます。だからといって、中途半端なものをつくるというのいかになものかと思えますもので、十分配慮した中で、お金が要望する施設については当初よりはかかるかもわからない。それも、先ほどの地元の町有林の利用などによって、もしかしたらクリアできるかもわからない。

子供を育てていく環境にとって、親は今の場所が本当に最適なのか。もし可能な場所、私が今持ち上げているのは地番だとか場所だとかはなかなか口に出せないんですけども、そういう子供を育てる環境を本当にもう一回見直しした道路のそういう交通の中に、車が飛び込むような、そういう場所ではなくして、確保できるのかなと、そういう点で質問をさせていただいているつもりでございます。

ですから、教育長の手腕の中で、私この建設につきましては、伸び伸びとアイデアを出していただきまして建設に当たっていただきたいなと思ひまして、今日の質問を終わらせていただきたいと思ひます。どうぞ、よろしかったら御答弁をお願いします。

議長（定居利子君） 教育長。

教育長（石井建三郎君） ありがとうございます。

ゼロからスタートするつもりで、いろいろな方々の御意見等を、いろいろな機関からの御意見も伺いまして、予算との関係もありますけれども、できるだけ望ましい幼稚園、そういう建設に向けて検討していきたいと、そういうふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（定居利子君） 以上で、6番、鈴木 勉さんの一般質問を終結いたします。

10時55分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

議長（定居利子君） 休憩を閉じ再開いたします。

山 田 直 志 君

議長（定居利子君） 13番、山田直志さんから資料揭示の許可願が出ておりますので、許可をいたします。

13番、山田直志さんの第1問、県等への陳情についてを許します。

13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 質問の許可をいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。質問は、各問ごとにお願いをしたいと思います。

前段として、大変な事件が発生をし、政治にかかわる者としては行ってはならない犯罪が町内で発生をしたということについて、大変残念でありますし、町民の皆さんから、行政に対する信頼回復に向けて抜本的な建て直し、その責任というものを自覚をして、全力を傾注していきたいというふうにも考えております。

今回の質問につきましては、前町長の仕事の点検、そして今後問題になろうという点について私は絞って質問をしたいというふうに思っております。

その点、第1問、県等への陳情についてであります。

前町長時、特に昨年まで、県等に陳情している新たな事業等について公表をしていただきたい、書面にての提出をお願いをしているところであります。

1月に町長が逮捕されて、いろいろな事業の見直しもされてまいりました。これは18年度予算編成という点で、そういうものがなされてきたというふうには理解しておりますが、しかし新たな事業という問題でいえば、今後大きな財政的な問題をはらむものがそこにはあるのではないかと、助役さん以下、管理職等の会議の中で、見直しが必要とされているような事業、これまで陳情はしてきたけれども、見直しが必要だというふうに思われる事業はないのか、当局の考え方を伺いたいと思います。

議長（定居利子君） 第1問の答弁を求めます。

助役。

（職務代理者助役 太田俊彦君登壇）

職務代理者助役（太田俊彦君） それでは、山田直志議員の第1問、県等への陳情についてお答えをいたします。

1点目の県等に陳情している新たな事業を書面にて提出してください、についてですが、新たな事業かどうかは別といたしまして、現在県等に要望している事業名については、まず1点目、クリーンエネルギーの導入について、2点目、中山間地域総合整備事業について、3点目、稲取漁港整備事業について、4点目、県道稲取港線の拡幅について、5点目、伊豆スカイライン南進の早期実現について、6点目、砂防堰堤整備実施について、7点目、県道熱川片瀬線の防波堤建設と道路整備について、8点目といたしまして、公立学校施設整備費（幼稚園・プール）国庫負担事業についての8事業でございます。

2点目の見直しが必要な事業はないかについてですが、現在県へ要望しておりますこの内容につきましては、新町長に引き継ぎをいたすところでございます。この引き継ぎ後に改めて経費の面や財政効果を検討することになると思いますので、見直しが必要な事業かどうかについては、今後の課題になります。現在の私の立場では申し上げられませんので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（定居利子君） 13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） そうすると、今8本の事業について主な内容がありましたけれども、大半は継続しての事業要望ということになっているかと思えますし、一、二点新しいものがあると。

とりわけ、私はこの中で考えてみますと、5点目に触れられております伊豆スカイラインの南進、この問題については、非常にその効果及び財源的な問題というのは今後の東伊豆町にとって重大な問題ではないかというふうに考えております。これは、議会の全員協議会にもこのルート等については説明はありました。私たちも現場は視察をいたしました。しかし、その後、議会としての意見集約等、協議というものは基本的にはありませんでした。ですから、そういう事業が現に要望されていること自体も私は大変不愉快です。

しかし、大事な問題は、当時説明された内容というのが、基本的には3メートルの農道整備で、4億5,000万円ぐらいの工事費がかかって、3億ぐらいを県が負担する、残り1億5,000万円ぐらいが市町村負担というふうな概略の説明等もされました。しかし、この事業において、私も現場を視察した折に再確認をしたんですが、私も当初東伊豆町と伊東市とを連結する道路として、災害時の道路機能として必要性が多少あるかなと、そういう認識を持っておりましたが、現実、現場視察の折には、霊友会の敷地内道路を通らせていただくこと

によって、伊東市から東伊豆町内へ移動することは可能であるということは確認できたわけです。

そういう面で考えてみますと、災害時において伊東市と東伊豆町内を結ぶ道路ということであれば、霊友会さんと災害時の協定を結んで、この道路を使用させていただくということにおいて問題は解決ができるということは、私は確認をしました。そういうふうに私は考えます。

そうしますと、本当にでは渋滞の解消や観光客の皆さん、町民の皆さんが経済活動等々の上で利用可能な道路かどうかという問題、また財政的な問題については、非常にこれはその効果において疑問が残るのではないかと思うんですね。

これは、そこで考えるわけなんです、前町長は1月の賀詞交換会等のあいさつの中で、18年度に調査費がついて、19年から工事に入るというふうなことも自慢げに報告をされていたわけでありまして。そうしていきますと、本当に東伊豆町として道路が必要かどうかというものについて、ちゃんと検証しなければいけないのではないかと、これはやはりちゃんとやらないと、議員の皆さんなり、一部の人は本当にまだその道路を見ていないわけですね。ほとんど霊友会の本山の足元を、標高750メートルぐらいの非常に高い場所に道路を建設するわけで、現実的に観光客の皆さんを含め、町民の皆さんが利用することは私は不可能だと思うんです。この問題対策は、やはりちゃんとした検証が必要ではないかなというふうに思っております。

2つ目の問題として、当面は3メートルの林道としての整備が目的で、県の方の森林税ですかね、そうしたものの活用で3メートルの道路をとというふうなことも言われておりましたね、全協ではそういう説明でした。それだけで4億5,000万円かかる。これを自動車やバスが利用できる道路に格上げするということになれば、膨大な金額かかる。そういうことが推察されるんですけども、これについては現状どういう見通しを持って要望をされているのか、その点お手元に、皆さんのところに資料があればお聞かせをいただきたいと思います。

議長（定居利子君） 助役。

職務代理者助役（太田俊彦君） 山田議員の第2問の答弁をさせていただきます。

特に、私の方で、クリーンエネルギーから始まりまして幼稚園の国庫負担事業について8点の要望があるということで今申し上げました。山田議員さんの方では、その8点の中の第5点の伊豆スカイラインの南進の早期実現について、今第2問目の質問があったということでございますので、答弁をさせていただきますが、私が現在承知しておりますところでは、伊豆

スカイラインの関係につきましては、当然17年7月に東伊豆町から県の方に要望をしまして、東伊豆町の大川から伊豆スカイラインを結ぶ林道の開設の要望が出されたということは、承知をしておるところでございます。

山田議員がおっしゃいましたように、林道の計画ということの中で、幅員が3メートル、事業費が4億5,000万円ということで承知をしております。

山田議員の方では、議会としてはまだ意見集約がされていない、そういう中で、4億5,000万円、町費として1億5,000万円を使った中での財源の投資効果があるのか、あるいは利用することに対する投資効果があるのかという質問だと思います。なおかつ、新年のときに18年度に調査をして、19年度開設工事着工というようなお話があったというようなことですが、私の方ではまずそこまでは確認はしてございません。

先ほど申しましたように、17年7月にそういう要望がなされたということですが、当然それぞれ林道ということですが、東伊豆町だけでなく、伊東市とか、伊豆市にまたがる工事でございますので、両市の意向、あるいは当然用地は所有者がありますので、そういう人たちの協力が工事をする場合には必要となってくるので、その点についてまだ承知してございませんので、それらも確認はするつもりでございます。

いずれにいたしましても、この工事につきましては、私の立場といたしましては、現在何とも言いようがないといえますが、これは先ほどの8事業すべてそうですが、新しい町長に確認をとって、先ほども言いましたように、当然投資するわけですから、投資の効果があるのかどうかを検証して進めていかざるを得ないのかなというふうには感じております。その辺で、なおかつ17年7月以降に、県の方へ11月4日に要望がなされたということは承知をしておりますが、詳細については私の方では承知しておりませんので、もし私の方で答弁漏れがあれば、また担当部局の方からも報告させますけれども、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（定居利子君） 建設課長。

建設課長（村木重男君） 私の方からは、事務局の方から説明をいたします。

今、山田議員おっしゃったように、林道計画ということで、3メートルで全長が5,550メートル、東伊豆町が600メートル、伊東市さんが4,350メートル、伊豆市さんが600メートルということで、幅員が3メートルで集落間林道ということで、県の方では、これに該当するもので、開設ができますよということで、県が3分の2、関係市町村が3分の1ということで、メートル当たり約8万円程度かかります。事業費が4億5,000万円。該当する市町村の

負担金が1億5,000万円ということでございます。

それから、県の道路企画室の方で、この道路については6メートル、先ほど山田議員がおっしゃったように、市道、町道ということで拡幅する予定があるから、6メートルで地主さんの方にはお願いをしてくださいよということで、その辺は今企画室の方で地図上で計画ルート設計をしております。

もう一つ、伊豆市さんと伊東市さんとうちの方と伊東市さんで皆さん集まって、担当者会議をしたんですけれども、担当者としては、伊東市と伊豆市さんについては、財政的に今逼迫しているもので、負担金についてはちょっと、山田議員も御存じかと思うんですけれども、無理だよということで、向こうの担当者からはそういうコメントをいただいております。

以上です。

議長（定居利子君） 13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 今の建設課長の御答弁を聞いていまして、今後3メートルでつくって、6メートルに道路として格上げをするということになりましても、いずれにしても相当急斜面の道路の拡幅ということで考えれば、当初かかる費用をはるかに超える費用がまたかかるというふうな問題は発生するということだと思いますし、現状、私も直接伊東の建設課の方にお話を聞いたんですけれども、伊東市としても、伊東市自身の財政状況もある中で、突如降ってわいたような道路計画に、また伊東の市民等々の利用に供さないような場所に対して、今、伊東市が支出できるかということになれば、大変厳しいというふうなことを伊東市の建設部の建設計画課ですか、課長さん等々もお話をされておりました。

そうしますと、私はこの辺の問題については、いずれにしても総合的にちゃんと判断をして、町として見切り発車の部分もあったのかなど。しかし、それぞれの市町村間で財政的な負担ができないということもはっきりしているならば、ちゃんとやはりこれについては、この要望事項等を取り下げるなり、そうした対応が今後一番適切ではないかというふうに思いますので、そういう点を踏まえて今後ぜひ事業の収束に当たっていただく必要があるのではないかと思いますが、いかがですか。

議長（定居利子君） 助役。

職務代理者助役（太田俊彦君） この伊豆スカイラインの南進につきましての林道開設等の道路問題につきましては、やはり慎重に対応しなければならないと考えておりますし、今後新町長と協議をして結果を出していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（定居利子君） よろしいですか。

次に、第2問、風力発電事業への対応についてを許します。

13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 風力発電事業についてであります。12月にこの問題について同僚議員が質問をされておりますし、この流れが6月に東電さんが最終的な意思決定をされる時期というのが迫っているというふうに考えておりますし、2月6日から本日まで環境アセスメントが公表されております。これに対する対応という問題も、こうした事業に対する対応として非常に大事な問題で、後回しできない問題があるのかなというふうに私は考えましたので、質問の方を通告をいたしました。

まず、概要としてお伺いしたいんですが、東電、ユーラスエナジージャパン等の風力発電事業は、水道水源及び湿原周辺に管理道などどのような計画があるのか、明確な御説明をいただきたいというのが1点目であります。

次に、この間、この風力発電事業に対して、水道水源の保護、また湿原の保護という観点においてどのような対応をしてきたのか、この点について御説明を受けたいと思います。

最後に、本日まで公表されております環境アセスメントについて、特に水道事業者としてこの内容等についてどのように評価をしているのか、これらについての御見解を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（定居利子君） 第2問の答弁を求めます。

助役。

（職務代理者助役 太田俊彦君登壇）

職務代理者助役（太田俊彦君） それでは、山田直志議員の第2問、風力発電事業への対応についてお答えをいたします。

まず、1点目の水道水源、湿原周辺に管理道などどのような計画があるのかについてですが、道路計画につきましては、既存の道路では風車機材の運搬が不可能なため、現時点で2つの案を検討中であると説明を受けているところでございます。

まず、1つ目は、バイオパークを過ぎた地点から町道稲取高原線、セイリ中ノ平線を利用し、中ノ平から町道入谷天城2号線を通り細野高原へ抜けるルートですが、この場合、かなりの箇所です。既設町道の拡幅が必要となります。

2つ目は、ゴルフ場クラブハウスの手前から細野高原まで道路を新設する案ですが、このルートは、以前、農林水産課において一部着手済みの林道熊口線を利用する計画となっております。

現在のところ、既設道路の拡幅案につきましては、地権者が相当数となり、用地交渉が困難であることや、埋蔵文化財である石上遺跡がルート上に存在することなどから、道路の新設案が有力であるとのことでございます。

水源、湿原と道路の位置関係でございますが、どちらのルートにつきましても、熊口水源のおよそ400メートル上側を左折し、途中分岐して一方は三筋山山頂へ、もう一方は中の段を經由して大峰山に達する計画となっております。

いずれにいたしましても、現在測量中とのことであり、概略設計が完了し詳細が判明するのは、6月下旬と聞いておるところでございます。

次に、2点目の水道水源、湿原の保護に関してどう対応してきたかについてですが、町としまして、水源及び湿原の保護は当然のことであり、当該事業実施の大前提であると考えておりますので、計画当初からこの点につきましては事業者再三の注意を喚起してまいりました。

風力発電事業が周辺環境に与える影響につきましては、事業者が自主的に環境影響調査を実施し、現在その結果を縦覧に供しているところでございます。この環境影響調査の実施に当たりましては、県の地球環境室を初めとして、関係部署及び各分野の専門家により御指導を受け、その意見を反映し実施したものと伺っております。

環境影響評価案によれば、周辺自然環境に重大な影響を及ぼすおそれはないとの結果が出ておりますし、事業に参画している事業者は社会一般的に信頼されている企業であると考えておりますので、町といたしましては今後とも事業が実施される場合は、土地利用計画等の審査等を通じ十分な対応が図られるよう、指導監督を徹底していきたいと考えております。

また、地球環境の保全という理念のもとに計画する自然エネルギー施設でございますので、その建設によって自然環境が破壊されることがあってはならないという認識は、町も事業者も全く同じであるということを御理解いただきますよう、お願いをいたします。

次に、3点目の水道事業者として公表されている環境アセスメントについてどう評価しているかについてお答えをいたします。

対象事業実施区域の近くには、入谷水下地域への飲料水用の水源としての熊口水源があります。平成16年度の実績で31万1,000立方メートルほどの取水をしております。水量につき

ましては、水源涵養保安林の効果もあり、増えてきておりますが、10月から2月の渇水期には湧水量が少なくなることもございます。

今回公表されております環境影響評価案では、この水源への影響については詳しく触れられておりませんが、水源、湿原などの周辺自然環境への影響がないよう、配慮していくとのことでございます。

また、アクセス道路についても、ルート変更により熊口水源のおよそ400メートル上側を通るため、道路改良による水源に対する影響は少ないのではないかと考えておりますが、熊口水源は、表流水だけでなく、地下水脈を水源とする湧水ですので、道路建設による水源への影響調査や地質調査の実施なども含めた上で、水道水源に影響を与えない道路線形、排水計画等について、今後事業者や関係課と十分な協議を重ねていきたいと考えておるところでございます。

議長（定居利子君） 13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 議長、すみません、資料の方をちょっとレーザープリンターを使わせていただきます。

ここに掲示がしてある資料の特にこの上の資料は、11月に全員協議会であった、非常に広大な地図なものですから、計画用地が広いということで、全体がよくわからないんですね。下の図面というのは、この部分を水源を中心に約2倍ぐらいに拡大コピーをした図です。

助役さん、この間、入谷の振興会のときも当然こうした問題についての話が出てきたんですけれども、しかしやはりどういうものがどうできるかということについては、非常によくわからないんですね。説明というものがされていないというか。特に、私、水の問題とやはり景観的な問題。入谷の振興会のときにも言われましたけれども、予定している道路、総延長13キロというふうに言われていますけれども、道路幅5メートル。当然、5メートルの道路をカーブすれば、のり面、また切り土、盛り土の最大幅というのは20メートルぐらいになりますと、こういう説明もありました。そうしてみると、三筋山の山腹においては相当の大きな道路というものが建設をされるということになるのではないかな。

これも具体的なイメージ図等ないんですね。これは、今後4月になれば、特に稲取4区にも関係する土地のところもあるわけですし、そういうところに対するやはり説明資料としては、最低限そうしたイメージ図等は私は必要ではないかと思うし、そうした問題に対してもちゃんと説明をするというのが、そういう指導を少なくともされる必要があると思います。

何もわからないというふうな、また説明も口頭だけで済ませるということについては、よくないなというふうに思います。

次に、水源、湿原の問題ですけれども、大前提というふうなことを今御答弁されました。しかし、同僚議員が昨年12月に、基本的に風強調査が終わったという中で、町の基本的な対応について質問をしておりますけれども、このときの前町長の答弁は、一切水源や湿原の問題には触れておりません。大前提と言いながら、基本的な姿勢を問われたときに、その問題が一言も触れられていないということは、本当に大前提なのかどうなのか。大前提から抜けているのではないかと、そういう私は疑念を感じざるを得ないんですよ。

では、結局、町も現状は、今、助役さんの答弁のとおり、同意書なりを出して、測量とか町有地に対する立入調査とかというものを許可していると思うんですよ。その段階で、水道課なりまたは教育委員会なりがそういう業者に対して具体的にどういう指導をしたのか。やはりそういう会議録とかというのはあるんでしょうか。同意書の内容、彼らに対する指導の内容というのは、文書で出せますか、というふうに私は思います。これは、あるなら出してもらいたいし、同意書については、どういう内容で同意しているのかということについては明確な御説明をいただきたいと思うんです。

3点目の環境アセスメントの問題で、今、助役さん言われたとおり、熊口水源、入谷水下だけではないですよ。一昨年ですか、断水がありまして、その後1億2,000万円ぐらいかけて、熊口の水源から横坂配水池等への水道管を直してきた。これは別に入谷水下のことだけでなく、災害時における稲取地区全体に対する水の供給というものをやはり改善しようという意図はあったと思うんですよ。

この間、水道課でいろいろお伺いしたんですが、先ほど助役さん言われたように、平成16年度における31万1,000トンの水の供給というものは、この10年間で約1.4倍に増えているわけですね。これは今、入谷水下または国道上の地域にやはり住宅が建設をされたりしてきたということもその要因だと思うんですね。町全体では、助役さん行政報告の中で言われたとおりに、水全体の供給というものは減少すると。当然、観光客も減っているので減少するという状況なんだけれども、熊口水源がカバーしているところにおいては、この10年間で約1.4倍に取水、給水の状況というのは増加をしている、こういう水源ですよ。なかなかその部分においては、簡単に変えられないですよ。その地域をカバーすると、もしそこが大きな影響が出るという場合には、大変な工事をしなければ、その水源にかわるような対策というのは立てられない水源だというふうに私は思っております。

そこで、環境アセスメントの問題なんですけれども、配慮をしていくとか、いろいろ言われているんですけれども、私も環境アセスメントの調査書は見させていただきました。ここで、確かに水道水源直接についてはないんですよね。では、心配したとおり、道路や何かについては幾つかあります。私3点ばかり拾ったんですけれども、道路を流下して水が湿原に流れ込まないように留意する、道路により集水範囲が分断され、湿原への自然流入に変化が起きないように留意する、分断しない道路形成、濁水を湿原に流入させないように留意するものとする。ということで、環境アセスメントにおいて、この問題点はすべて留意するです。そういう報告しかありません。

最後に、実はびっくりしたのは、アセスメントをやったのは東電環境エンジニアリングという会社なんですよ。この環境アセスメントの調査はね、ということでいえば、身内の同族会社ですよ、子会社か何かでしょう。

そうしますと、私は、本当にそこに水道法第2条の責務ということでは、水道事業者として、確かに今、助役さん言われるように、道路は新道をつくるという面でいえば、本当に水源に隣接したところに道路が来るわけですし、そこをずっと水源の涵養林といいましようかね、熊口の水源用地をなぞるようにして、確かに400メートル先まで行くんですけれども、それとこの水源と三筋山の山頂の横っ腹にずっとこういう道路ができる計画ですよ、この計画は。こういう状況が果たして水道環境の保全として適切かどうかという問題は、これは町の水道課自身が判断しないともうどうにもならない問題ではないかと思うんですよ。これに対するやはり意見というものを町がどう持つのか。

私はこれは報告を最初聞いたときもそういうあれはしたんですけれども、本当に新設道路案という計画は、業者にとっては極めて合理的、経済的で、地主も少なくてやりやすいという面はあるんでしょうけれども、そのことの持っているや危険性等々を考えるならば、道路の整備というのも、場合によっては新設案ではなくて、既設道路の拡幅案というふうなものを選択するとか、最大限やはり風力発電の是非もあるでしょう、いろいろ猛禽类等々に対する影響、バードストライクの影響、いろいろなこともありました。しかし、この風力発電に対する問題があったとしても、水道事業に対する危険性というものについては、町として最大限それをやはり排除する方法をとらなければいけないし、まして町の敷地や何かを通るといふ事業であれば、町がそういう計画については見直してくれということを一言言えば済む問題ではないかと。事業者の経済性や、地権者が多いだとか、そういうこと理由は、町民に対する理由には何にもならないんですよ。私はこういうことをちゃんと町が今言うべきで

はないのかなと、風力発電の是非はわきに置いておね。

本当にこういう道路が水源の上にごるっとめぐられて、かなり大峯山の方まで行きますと、これは稜線の方になりますから、それは当然分水嶺を形成しているようなところに道路ができるんですけども、そういうものは非常に私は水道水源への影響とか、また景観ということに対しても大変大きな問題がやはり生じるのではないかなというふうに思うんですけども、今日が環境アセスメントは公表の最終日というふうな状況になっていますけれども、こういう状況のままでも、そのまま町としては対応しないんですか。どうなんですか。この状況でいいんですか。

議長（定居利子君） 助役。

職務代理者助役（太田俊彦君） それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。まず、大きく3点の質問がなされたと思います。

まず初めに、道路の問題で、道路拡幅をしますと、幅的には20メートル程度の幅が必要になってくるというようなことの中で、イメージ図がないとかということですが、これは道路の問題につきましても、現在測量中ということの中で、私どももまだ測量中ですので詳細は確認してないんですが、今年の6月の下旬に概略の設計が完了するということですので、その6月の時点をもちまして、どういう形の図面になるのか、どの程度の内容になるのかについては確認をして、皆様にお示しできることはお示しをしていきたいと考えておりますので、現段階ではまだ終了をしておりませんので、詳しくは申し上げられないところでございます。

それから、2点目の前回の議会のときに、町長答弁としましては、そういう事業計画について、水源、湿原の保護のことについての前提であるというようなことがなかったという話ですが、私は助役として職務代理として預かった以降についてこういうお話、一般質問がなされまして確認をしましたところ、私はそういうふうに思っているということの中で、こういう答弁も入れさせていただいたということでございます。

また、なおかつその中で、業者との打ち合わせ等についての会議録とか、そういうものがあるかないのかということについては、私はそこまではまだ承知しておりませんので、担当課の方から説明をさせていただきたいと思います。

それから、3点目の水源の関係の問題で、水道事業者として、環境影響評価案では、確かに環境評価につきましても、猛禽類あるいは保安林、いろいろ調査項目はあるんですが、水源あるいは水道問題については、特に通常の場合には、風力発電を設置する場所にそれが想定されなければその中に入っておりませんが、たまたま私どもの細野高原のところでは水源

があるということの中で、地下水脈を水源とする湧水であるということの中で、道路をつくった場合にその影響は当然あるものとして考えられるということは、承知をしてございます。

それで、現在その道路についても、当然排水等はいろいろ考えて処理をするような形になると思いますが、少なくとも現在それも含めて調査中ということですので、いましばらく状況をお待ちをしていただきたいと考えています。というのは、当然水源につきましても、それに対する水源への影響調査というものは、やはり別の科目で地質調査を含めてしなければならないと考えております。この道路をつくるだけの側道等の関係でいいのかということもありますので、その辺は新しい町長等とも協議しながら、水源に関する新しい調査が必要ならば、その時点でやはりやっていかなければならないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、先ほど質問者も言いましたが、この事業そのものをやるのかやらないのかは、まだ今の時点では調査中ということの中で判断をこれからしなければならぬという点で、いろいろな問題もあろうかと思っておりますので、そのときにはそういう問題を一つずつ考慮していきたいと、そういうふうに考えておるところでございますので、その辺で御理解を願いたいと思います。

議長（定居利子君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（鈴木新一君） それでは、測量の際、同意書を出したか、同意書があるのか、あれば出してくれというお話でありましたけれども、当然町有地へ入りますので、申請がございまして、これを決裁をいただいて許可は出しております。

教育委員会、水道課との協議ですけれども、先ほど議員が言われましたように、まだイメージ図そのものがありませんので、概略設計が詰まってきますとそういった図面関係もできてくると思うので、その時点で協議をしたいというふうに考えております。

それから、最後に、道路、熊口林道の延長が既設町道の拡幅というお話ですが、逆に中ノ平から上がってきますと、熊口の水源の一番下から全部拡幅をしていかないとできないわけで、逆にそうなりますと、湿原の中山1号、2号あたりに大きな影響が出てくるのではないかと、そういうことを考えますと、熊口線の延長の方がよろしいかと私は考えております。

議長（定居利子君） 13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） それと確認なんですけれども、入谷の振興会のと時の話なんかですと、確かに6月ぐらいまでに東電さんなりが最終決定をする、それに関連して、ユーラスエ

ナジージャパンないしまたは伊藤忠等の事業を含めた最終決定というのはそのころだというふうな、入谷振興会ではそういうふうな話がされました。そうしますと、今の御答弁ですと、6月ぐらいまでに測量図面等々ができるというふうな話なんですけれども、通常から考えると、本来測量図面ということに対して、あの原野で測量をしているわけですから、相当な費用もかけているわけで、本当は事前にそういう問題についてはちゃんと問題提起をして、そういう問題をクリアにできるような形で業者をやはり指導していった方が、業者さんだってむだな負担はしなくて済むのではないかなというふうに思うんですよね。その後の展開がどうなるのかわかりませんが、町の方の同意書ということについては、測量や立ち入りの許可だけですか。入谷の振興会でも、東電さんは測量や立ち入りだけのものを要望されたようですけれども、ユーラスエナジー、また伊藤忠の企業からは、全然違った、それ以外に、風車の建設や変圧器の設置や事業全体に対する承諾書、合意書を要望されるというふうなこともあったようですけれども、町の同意の内容というのは、測量に関して立ち入りとかくい打ちとかという範囲にとどまっているのかどうなのか、その辺をまず1つ聞かせていただきたい。

それと、助役さんが言われたので、今後の対応を見るということなんだろうと思うんですけれども、本当に水道事業者として、今大変広大な地域、また非常時には稲取に住んでいる全体に対する貴重な水源となっている熊口水源周辺の問題ですから、これもやはりこの維持管理に怠りがあるということは許されないし、それに対する大きな影響を与えるようなものについては、ぜひ回避するような対応をとっていただきたいなというふうにお願いをしておきたいと思いますが、いかがですか。

議長（定居利子君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（鈴木新一君） 町への申請は、土地への立ち入り、東京電力の申請だけです。

金曜日にまた連絡いただきまして、東京電力が行っている測量関係が6月に上がって、それを見て検討して、大峰山の方の道路計画はするということで、今伺っています事業実施を社内的に決める時期がちょっとずれ込んでいまして、東電さんが8月、それからユーラスさんと伊藤忠さんにつきましては、NEDOへの補助金申請の許可関係が出ないとできないということで、それが10月ごろになるだろうという話になりまして、全協時とは若干スケジュール的におくれているということでございます。

以上です。

議長（定居利子君） 助役。

職務代理者助役（太田俊彦君） 私の方からは、熊口の水源の関係の保全等の関係ですが、やはり山田議員がおっしゃられましたように、災害時には稲取地区の貴重な水源になりますし、通常は入谷水下に給水している水源ですので、これは水源として守っていくのは当然でございますので、その前提は変わらないで、頭の中に入れて、事業をするかしないかは別問題として、それは、指摘のとおり、大前提でございます。

議長（定居利子君） 以上で13番、山田直志さんの一般質問を終結いたします。

午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後1時00分

議長（定居利子君） 午前に引き続き会議を開きます。

居山信子君

議長（定居利子君） 11番、居山信子さんの東伊豆町の再生をいかになし遂げるかを許します。

11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） 皆様、こんにちは。

私はこのたびは第1問、通告をさせていただいております。

振り返ってみますと、11回たしか片野前町長に質問をさせていただいて、本来ならば12回目になるのかなというふうに、そうではないですかね、もうちょっと少なくて、丸々3年だから、そうですね、12回目の町長への質問だったはずなんですけれども、本日は町の職務代行者として助役にその御見解を伺いたいというふうに思います。

先ほど、議員の方から、「居山さん余り助役をいじめるな」というふうに言っておりましたけれども、とんでもございません。この町をこれからどうしていくかというふうなことで

して、助役は皆さん職員の思いを代弁して答えてくださることかと思えます。私は個人的にどうということではありません。その辺のところをぜひお含みの上、御答弁もいただければと思います。

それでは、第1問、東伊豆町の再生をいかになし遂げるか。

大きな表題を掲げさせていただきましたけれども、正直申し上げて、本当にこの点は今すぐ当然答えが出るようなことではないというふうには思っております。

しかしながら、私も議員として11年この議場で発言を繰り返させていただきましたけれども、今自分に反省して思うところは、まことに力がなくて申しわけなかったなと、私が一人議員としてある先輩議員の方みたいに、肩を匹敵するくらいの力があれば、こんな問題は絶対起こさなかったというふうに、まず自分自身が本当に残念でなりません。それと同時に、御支援いただいた皆様やあるいは町民の皆様には十分な負託を受けていながら、その仕事を全うできなかったということを非常に反省をしております。残り1年の任期を全力投球で、この申しわけない思いをみずからの議員活動に変えて、何としてもこの東伊豆町の再生のために1年間頑張る決意でございます。

それで、第1点としてお伺いしたいところでございますけれども、このたびの我が町の歴史に消すことのできない不祥事、これは今現在ようやく外は春風も、また桜の便りもということでございますけれども、暗雲立ち込めたこの町の再生をどうなし遂げていくのか、大変私どもは大きな難問に直面をしております。

ここでまず、職員の皆様を代表するお立場で、職務代行者である助役さん、ぜひ現状明らかとなっている事の次第を町民の皆様には詳しく御説明をいただきたいと思えます。新聞報道云々とはいいますけれども、新聞報道もさまざま、そしてまた読む方、読まない方、とっている方、とっていない方ございます。ぜひこの場で詳しい状況を町民の皆様には御説明をしていただきたい点がまず1点でございます。

2点目といたしまして、二度とこのような悲しい、また町民を欺くこのような事件を起こさないために、問題発生となった根本的な原因と今後改善すべき点を、もう事件以来1カ月以上たっている中で、助役のみならず、当然、幹部職員の皆様初め職員の方々は御自分を反省して、何が原因であったんだろうかというふうに、それぞれの中に恐らく答えはもう見えてきているかと思えます。その思いを集約した形での御答弁がいただければと思います。

3点目といたしまして、当面、平成18年度の予算を骨格予算として編成されましたけれども、そこで明らかとなりました町の財政状況を御説明していただきたいというふうに思いま

す。

4点目なんですけれども、さまざま今申し上げた点を踏まえまして、町の再生に不可欠だと、この点なんだというふうに考えられる緊急的なお考えですね、さらに長期の展望についても御所見をお願いしたいと思います。先ほど来、新町長にというふうなお話がありましたけれども、新町長にも私は全く同じ質問を6月にはしたいと思います。どういうお立場の方が次の町長になれるかわかりませんが、同じ質問をその方にもしてみたいと思います。現状におきましては町の最高責任者である助役に、ぜひこの辺の御答弁をいただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（定居利子君） 第1問の答弁を求めます。

助役。

（職務代理者助役 太田俊彦君登壇）

職務代理者助役（太田俊彦君） それでは、居山信子議員の第1問、東伊豆町の再生をいかになし遂げるかについてお答えをいたします。

今回の事件につきましては、皆様方に多大な御迷惑をおかけいたしましたことに、重ねておわびを申し上げます。

それでは、4点について質問がされておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず、第1点目の現状明らかとなっている事の次第を町民の皆様にご説明願いたいについてでございますが、現在捜査が続いておりますが、関係者の話や新聞の記事によりますと、前町長は職員2名に指示をし、平成17年10月上旬ごろ、町役場で、町が保管する熱川桜山公園整備事業の設計業者選定をめぐる指名競争入札、これは平成15年度実施でございますが、実際は最低制限価格を設けていたのに設けていなかったように装い、予定価格表と入札成績書に記載された最低制限価格を削除し、10月下旬ごろ、町議会に資料として提出したとして、1月22日に虚偽公文書作成・同行使の疑いで逮捕されたものでございます。

2月10日、前町長は起訴され、職員2名は処分保留で釈放されたことでございます。

また、前町長は、2月12日、熱川桜山公園の設計業務委託と固定資産基礎資料作成業務委託の入札で、入札前に最低制限価格を業者の関係者に漏らし、公正な入札の執行を妨害したとして、競売入札妨害の疑いで再逮捕され、3月3日、起訴されました。

さらに、3月4日、加重収賄の疑いで再逮捕され、現在に至っております。

2点目の問題発生となった根本的原因と今後改善すべき点をいかにお考えかについてですが、入札に関する業者選定、最低制限価格の導入、額の決定など、前町長が実質1人で仕切

っていたと報道されておりましたが、これも原因の一つであろうかと思えます。また、法令に違反した命令には、毅然とした態度でノーと言えない雰囲気もあったのではないかと考えております。

今後改善すべき点につきましては、あくまでも入札に関しましては、現在公表している入札結果等について、さらなる透明性を確保し、町民への信頼の確保と請負業者の健全な発展を図る必要があると思えますので、指名委員会等で検討をし、改善を推進していきたいと思えます。

なお、我々職員といたしましては、行政報告、その他いろいろ申し上げますように、二度とこの不祥事を起こさないように職員一丸となっておりまして、綱紀肅正に心がけ、法令遵守のもと、住民に信頼を得るよう、頑張っておるところでございます。

3点目の町の財政状況を御説明されたいについてですが、歳入の根幹である町税が、長引く景気低迷に伴う個人所得や観光産業等の事業所収益の落ち込みにより、大幅な減収が続き、大変厳しい状況に置かれております。ここ3カ年の決算ベースでも1億2,000万円の減となっております。

一方、固定資産税を含む滞納繰越分の累計額がまだ10億円を上回り、収納体制の強化を図り、収納率の向上に努めているものの、大きな改善には至っていないというのが現状でございます。

国と地方の行財政を見直す三位一体改革が大詰めを迎え、より身近な行政サービスを担う市町村では、県より影響力が大きく、不十分な税財源移譲のもと、国から補助金や地方交付税が減った上に、県からは市町村向けの補助金削減で、市町村に負担としわ寄せが大変重くのしかかっている状況でございます。殊に、地方交付税におきましては、3カ年で4億円もの大幅な削減が行われ、多額の財源不足が生じ、財源確保に苦慮しているところでございます。

また、歳出におきましては、事業費の見直しや削減、職員給与費の抑制、さらには投資的経費の重点化や進捗調整を行うことにより財政の健全化を進めてはいるものの、一方では、少子高齢化による扶助費等の自然増は避けられない状況にあります。

また、町債におきましても、起債制限比率は県下の町村平均11%をわずかに下回っていますが、平成19年度にはピークを迎え、48億1,000万円の起債残高となり、償還額も6億4,300万円となります。

いずれにしましても、今後歳入の増加は見込めないのが現状であり、こうした財源不足を

補てんするための財政調整基金も12月補正後の残高は1億1,000万円余りとなり、大変厳しい財政運営に置かれている現状を踏まえ、県のシミュレーションを真摯に受けとめ、さらなる行財政改革に努める所存でございます。

4点目の町の再生に不可欠と考えられる緊急的対策、さらに長期の対策についてですが、緊急的対策としましては、町政の透明性の向上や信頼確保に向け、情報公開の推進や服務規律の徹底などにより、町民に信頼される行政体制の確立をしなければならないと考えているところでございます。

また、財政運営につきましては、中長期的な視点での財政計画を的確に見据え、突発的な事業選択はしないよう、事業の必要性、優先順位等を勘案した中で、厳しい財源状況を十分にも住民に理解していただき、財政規模に応じた事業の選択をしていくことが重要な課題であると考えております。

長期の対策につきましては、今後、新町長とともに協議を重ね、議決機関である議会とも十分に協議をし、連携を図り、魅力ある対策を講じていきたいと思っておりますので、ぜひ御理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（定居利子君） 11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） いただきました御答弁、現状の説明ということについて、町民の皆さんに御理解がいただけたか、ちょっとまたわからない部分もあったかというふうに思いますけれども、いずれにしてもやっつけはいけない不正をしたと。先ほどどなたかおっしゃっていたように、それが犯罪であるというふうなことでして、日本全国どこでも大なり小なりこんな問題があるので、私たちの神経が本当に麻痺しておりまして、何だ、それくらいのことかというふうに思う方とか、受けとめる方もいらしたかと思えますけれども、やはり公の立場に立つ人間が1円たりともよこしまな心で我が事に使うなんていうのはとんでもない話で、金額の多寡や何かの話ではないというふうに思いますし、まずそういう志の低さがこの今我が町の重大な問題ではないでしょうか。

私は、ずっと新聞も追いかけて、どんなふうな報道がされているのか見てまいりましたけれども、それぞれ大手の新聞社が見出して取り上げているのを見ますと、1月26日の毎日新聞では、既に「笑顔消え、裸の王様」だというふうに言っておりますし、また「役場内外での独裁ぶり」というふうなことも見出しにありました。その前に、逮捕の記事につきまし

では、1月23日ですけれども、「やり手町長逮捕に衝撃」と。「独断専行、強引」というふうな言葉がありました。

静岡県内の町長逮捕の事件についても、あるいは首長逮捕の件につきましても述べられたところがございます、平成に入って7番目の我が町の不祥事でございます。それは身近なところでは、修善寺町も松崎町も伊豆長岡町もというふうなことがある中で、非常に財政の厳しいところほど不祥事が起きていると。貧すれば鈍するということでしょうか。

本当にそれぞれがどうやって生き延びていったらいいのかというふうなことを、みんな家庭でもそうですけれども、または災害などを考えたときに、地域でどうやってみんなが生き長らえていくのだろうか、あるいはこの町が将来どういうふうになっていくのだろうかというふうに関心されている長老は、たくさんいらっしゃいまして、せんだって農協で、「居山さん、ちょっと」と呼びとめられました。何と言ったと思いますか、その長老が。「武のばか小僧」というふうに言いながら、嘆いておりました。

本当に私たちのために働いてくれるというふうに皆さんに信頼をされ、そして有能な方ですので、必ずやこの観光の危機的な状況も乗り越えてくれるというふうに信じていた1万5,600の町民を見事に欺いて、我が身だけ生き延びようなんて、本当に志の情けない、そんな方がこの東伊豆町の町政の場に23年だか24年だか知りませんが、間があったとはいえ、ここに席を置き、時には、時の町長に「減俸、減俸」というふうにわずかな問題については指摘をされたということでもあります。私はそれを先輩に聞きながら、このたびは片野町長はいたけれども、片野議員はこの我が東伊豆議会にいなかったということが、この不祥事発生の一にもあったのではなからうか。どこかみんないい子でありたい、また点数を稼ぎたい、自分が何とか思いを届けたいと、そういうふうなことの気持ちがあったのかもしれない。

私は、1点どうしてもここで言っておきたいことがございます。名指しでするつもりはございませんけれども、一昨年、決算のときに、決算書の附せんをつけていくのに印鑑が必要だというふうなこともありまして、総務課に参りました。そのときにある職員が、「これは議会事務局を通して言うように」というふうに言うわけです。「あっ、そうなの」と。当然決算のいろんなものを、議員として必要なものを担当課に行って、いろいろと必要だからこうしてほしいというふうに言うのに、議会事務局長を通して言えと。非常に不愉快だったんですけれども、「ああ、そう」と言いながら、連絡をとりましたんです。ところが、そのときの職員の態度、こういうぐあいです。人の話を聞く態度ではありません。この一点を見て

も、職員の皆さんがいかに墮落をしているかということです。

私は、そのときにその方に指摘しました。「あなたの態度は人の話を聞く態度ではないわよ」。3階のフロアに大きくたしか響いたと思います。そこで、ちょっと横を見ましたら、町長がおりました。ああ、この人はそばに町長がいるから、居山をいじめて気持ちがいいのかなと。何と町長も同じ態度だったです、片方座っていましたが。私すかさず町長に指摘させていただきました。「町長、あなたは人の話を聞く態度ではないですよ」って言いました。そして、私は自分で自分の仕事をしてその場を去りましたけれども、何だかばかばかしくて、次元が低くて、情けない町だな、うちの子供たちは東伊豆町に帰ってこなくていいよと今言っております。

行政報告、先ほど助役が述べられておりましたけれども、私はどうもいつも納得いかないんですけれども、何でここに来て町民の皆さんの御支援、御協力をお願いするんですか。御支援、御協力を欺いたのは、トップであり、職員の皆さんではありませんか、議員も含めてですけれども。厚かましいというものです、今ここへ来て。本当にみずからが襟を正して、もう一回、あと何日で定年になるなんていう人は、何日間死に物狂いで仕事をしてもらいたいし、最後きっちり仕事して、次にバトンを渡していただきたいというふうに思います。

「町民の皆さんの信頼を得られるよう業務に専念し」とありますけれども、では具体的に何をどのようにということが大事なんです。そして、それは1人1人の胸の中で、我が身の仕事ぶりを考えればいかがですか。ちょっとこのところ下においていきますと、何だかたばこの煙ももーんとしておりますよ。そして、終わる直前に、ロビーで新聞を読んでいる人もいますよ。うるさい町長がいなくなったら、もういい、そういういたらくではないですか。本当にこの一大事をどう受けとめているのか。自分が一生かかって、町民の皆さんの税金で食べて。

ある方は私に電話をかけてよこしました。壮年の方なんですね、かなり高齢の方で。町の人件費、何%だね、35.4%。職員を飼っているようなものだと言いましたね、その方は。43億6,700万円の歳出、そのうちの35.4%という15億4,500万円が皆さん方、そして私たち議員の人件費なわけです。私もよく、NTTで仕事をしているときに、かなり高給をとっておりましたので、自分がもらう1日の給料、そして1件お客様と対応するのに、それこそコスト意識で幾らというふうに計算しながら仕事をしたことがございますけれども、果たして私がこの11年間、町民の皆さんからいただいた税金に見合うだけの、またそれ以上の仕事をしてきたらどうかというふうに思ったときに、本当に力のなさに、町民の皆さんに私はここで

わびをしたいと思います。本当に申しわけございませんでした。

助役に伺いたいんですけれども、この綱紀肅正ということ、そしてまた法令遵守ということ、また職員が一丸となっていくこと、これは言葉では大体どういうものなのかというのはわかりますけれども、どうぞ職員の皆さんの一挙手一投足にこれがきちんとこれから実践をされますように、責任者として、またこれから新町長を迎えるときにも、もう一度自分たちがどうしていかなければいけないのかというふうなことを、また身でもってこれを示していただきたいというふうに思いますが、その点についてももう一度確認で御答弁をいただきたいというふうに思います。

入札問題につきましては、先ほど議員の皆さん、何人かがお話し申されておまして、ベテランの議員ですら、この入札制度について、これはまずかったというふうにおっしゃっておりまして、それはその方1人だけに任せて、議会の私どもが余りにも不勉強であったというふうなことで、大変に言葉がないわけですけれども、今後明確なる、そしてまた透明性のある、そういう入札をきっちりしていただいて、情報公開もしていただく。今後は、この辺が取り組みの第一になるかというふうに思います。

3点目でお尋ねをいたしました歳入と、それとまた歳出の中での我が町の財政状況でございますけれども、歳入が3カ年で1億2,000万円とおっしゃったのでしょうか、1億5,000万円だったのでしょうか、減っているということと、さらに地方交付税も3カ年で4億円減っている。さらに、固定資産税の滞納10億円とか、またさまざま述べられておりました。本当に、今年度からはエコクリーンセンター東河の償還も始まるというふうなことでありますし、6億4,300万円償還の額があるというふうなことでございます。

私ここでちょっと提案をしたいと思うんですけれども、今、下田でも大変財政状況が厳しいというふうなことで、職員の皆さんの給与のカットというふうなことで市長が述べられておりましたけれども、当町で今後この財政的な面を含めてその必要が出てくるのか、出てこないのかというふうな御見解を、現時点で助役にお伺いをしたいと思いますし、新町長にも6月度にはそれを伺いたいというふうに思います。

現状、私ども議員は、3年前の住民投票の結果、単独でいくというふうなことから、まず議員が身を削ろうと、そういうことから、16の定数を12名にし、なおかつ議員の報酬20%をカットしたわけです。いつもいろいろな報道があるんですけれども、何か20%カットはいつもどこかに追いやられて、数字が出てこないんですね。これは何か職員の皆さんがやはり余り大きくなると、ちょっと自分たちに飛び火するかなみたいな感じで、都合が悪いからなの

かなというふうに思いながら、20%カットでやってきております。

今、町四役でしょうか、10%カットというふうなことであの時点から進んできているかと思えますけれども、ぜひこの給与の削減について、この財政の厳しいこういう状況の中でどういうふうにお考えか、御答弁をいただきたいというふうに思います。

4点目の、以上のことを踏まえて、町の緊急的な対策、そしてまた長期的な対策についての御答弁をいただきましたけれども、その御答弁の内容は、透明性を持たせて、さらに信頼確保のために情報の公開とかサービスの規律をしていかなければならない、これが緊急の課題だというふうにおっしゃってありましたけれども、ぜひ具体的に、今それぞれの職場の中、または全庁の中で、これを変えていかなければまずいなというふうなものをおのおのが出し合って、具体的な形でこれを変えていきますように、言葉だけが先行して、何か言っていればそれでサービス規律が守れているかのような、法令が遵守されているような、そういう錯覚にならないように、具体的にこういう点を改めて、こういうふうにしましたとか、そういうものを今後進めていただくということで、ぜひ助役の御答弁をいただき、またその御見解で一つの方向が出てくれば、新町長にそこをつないでいただくというふうなお考えについて、いかがでございましょうか。

財政的な問題につきまして、今御説明がありました。この中長期の展望にわたってというふうなことですけれども、当面、合併の問題も来年の3月にはかなり具体的な形で進んでいく状況にあるかと思えます。合併推進協議会というふうなことの立ち上げと、それとまた財政的なシミュレーションとかいろいろあります。

実は、私3年前のときに、何を思って合併した方がいいというふうに思ったかといいますと、11年ここでいろいろ質問させていただいているんですけれども、何か心のない町だなと、真心のない町だな、お金をもうけるということではみんな心が一つになってするけれども、誠意が感じられない、優しさが感じられない。こういう町は早くに合併をした方がいいというふうに私は考えました。財政的にどうのこうのなんていう問題ではなく、新しい風を東伊豆町に吹き込んで、そして今までの私たちの懦弱な、そして墮落した、またいつか知らずに安穩としている心を打ち破るために、ぜひ合併をして新しい風を入れて、心機一転、今後の町づくりのために代表者を出していくというふうなことで、合併の推進ということを私は常々考えております。

いろいろと申し上げましたけれども、助役の御答弁をいただきたいというふうに思います。
議長（定居利子君） 助役。

職務代理者助役（太田俊彦君） それでは、居山信子議員の2度目の質問にお答えしたいと思います。

なお、答弁漏れ等ございましたら、また指摘していただきたいと思います。

まず初めに、私どもが、特に私がいろいろな報道機関を通じながら、広報ひがしいずでもお願いをして、職員が一致団結して綱紀肅正あるいは法令遵守に基づいてということをおっしゃせていただいております。その前段の中で、5時、勤務時間がまだ終わらないときに新聞を読んでいたとかというような今お話がございました。ぜひ、そういうことであれば、早目に申しただければ、私の方でもそういう職員については注意をしておきますので、そのようなことがないようにまた職員の方にも今後十分目を通していきたくて考えております。

法令遵守あるいは綱紀肅正を心がけていくということで、具体的にというようなお話だと思うんですが、まず、先ほど答弁を2点目にさせていただきましたが、1人で仕切っていたということなんですが、役場の中でやはり毅然とした態度で法令違反のときにはノーと言えなかった雰囲気があったことは事実だろうと思います。これは私を含めて他の責任があるのかもしれませんが、そういう意味で、今後については、あるいは上司からこうなさいということでありまして、それが法律あるいは条例、規則等に違反する仕事であれば、ぜひノーと言える雰囲気といいますか、そういう意見を言える職場でありたいという意味で、法令遵守をしていただきたいと思います、というふうに言っております。

それから、そのためには当然綱紀肅正といいますか、ちゃんとやはり物の道理に合った仕事の仕方あるいは考え方を人間としてしていかなければならないと思いますので、特にその2点を強く職員には求めたところでございます。

それから、入札に関しまして情報等の公開ということをおっしゃってございましたが、先ほど鈴木議員にもお答えしましたとおり、今後、近隣市町村の状況を確認しまして、私どもが現在入札後に公開している点で足りない点があれば改正をして、情報公開をしていきたくて考えております。

それから、3番目に、財政状況が厳しい中、職員の給与のカットをどう考えているんだという点でございますが、下田市につきましては、それぞれの静岡県内等の市の給与状況とも照らし合わせておりまして、町村の給与よりは高くなっております。私ども一律に東伊豆町と下田市の給与とは比較できないんですが、私の現在の考えでは、職員はやはり給与給でございますし、現在、町の行財政大綱に基づきまして定員の適正化等を今後5年間にして、約20名弱職員を減にして、人件費の削減をしていくというふうな考えもございまして、今の

ところ職員の給与カットをするという考えは私自身にはありません。ほかの形で経費の節減、切り詰めができれば、その点を考えていきたいと考えております。

それから、職員にこれから具体的な政策といいますか、今後の行財政運営あるいは町の運営の中での具体的な施策という意味だと思いますが、先ほど申しましたように、ノーと言えなかったというような雰囲気がないように、これはできるかどうかわかりませんが、課長会議等を通じまして、そういうことのないような職場にしていきたいということで、具体的にどういうものを立ち上げるかということは今現在考えてはおりませんが、そういう今ある中での会議とか、そういうものを利用しまして、言うならば、いつでもいろいろな意見の言える職場づくりをしていきたいと、そういうふうに考えております。政策的にどういう形というのは、今考えてはおりませんが、そういうような方向を持っていきたいと思いません。

それから、合併についてでございますが、これはやはりそれぞれ町の住民あるいは議員さんを初めとして、いろいろな意見があろうかと思えます。2年前に住民投票等をして、現在、当分の間単独でいくということになったんですが、今後、そのときとやはりいろいろな意味での情勢も違ってきておりますし、財政状況も違っておりますので、ぜひ住民の方には、いろいろな意味で情報公開されるものは情報公開をして、判断をしていただくと。それから、議会側についても、いろいろな意味で協議をしていただいて、今後の方向性を決めていただくということになるかと思えますので、御理解を願いたいと思えます。足りない点については、御指摘をしていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（定居利子君） 11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） つまらないことをやっているときは眠たくなるというのはどこかで読んだと思うので、すみません、中身が余りない質問なので、きっと眠たくなるかと思えますけれども、皆さんもう少し頑張っていただきたいというふうに思えます。

今、住民投票を2年前と言ったけれども、3年前ですよ。3年になります。

今、助役からの御答弁をいろいろいただいた中で、最後の質問になりますので。時間は十分にありますから、早くに終われと言った人もいますけれども、せっかくですから。

ちょっと今御答弁いただいた中で、本音が見えてくるかなというふうに思えますのは、できるかできないかわかりませんがというふうなことは、やはり困るんです。やっていただか

なければ困りますので、ぜひ今回のこの問題のやはり受けとめ方がまだ対岸の火事で、おれがやったことではない、私がやったことではない、町長1人の問題というふうに受けとめている節があるかというふうに思いますけれども、違いますか。町長1人の問題だったでしょうかね。

さっきも私申し上げたように、昔の片野議員がここにいればよかったんです。いつも納得しないことを全員協議会で私たちも言っていたわけですよ、皆さんが、質問もしたり。そういったときに、ではこうするよというときに、約束を守らなかったりなんかして、そのことをどうするかみたいな話のときに、結局何だか丸め込まれちゃったというか、言い含められちゃったというか、何か釈然としないまま予算がそのままそれに乗っていったりなんかしたことも事実あったわけですよ。そのときに、昔の片野議員がいれば、「減俸だ」というふうに、町長を減俸させたと思うんですね。だから、私ども議員の責任も大ですし、また職員の皆さんも怖くて自分がけがをしたくないから、そばに近寄らない、またなるだけ逆らわない、なるだけ従っている風をして、心の中はそうではないというふうな状況もあったんじゃないかというふうに思います。

いずれにしても、この問題の責任のとり方ということで、どなただったでしょうか、責任をとらないことが今は案外多い社会だと。どういう責任をとっていくかというふうな、どのような形での責任をとるかが問題なんだということで、私はぜひみんなで減俸、減給、それをしっかりして、町民の皆さん、本当にどんなにつらい思い、悲しい思いをして、一生残る傷を町民の中に残してしまったかということです。では、あの方だけの責任でしょうか。私はみんなの責任ではないかなというふうにも思うんですよ。だから、ぜひ給料はカットして、お互いがしっかりこれからの体制に備えなければならぬと思いますし、新町長にはぜひ職員の給料カットをやってくださいと。10%ぐらいの給料カットをやってくださいというふうなのを、私はぜひ出したいなというふうに思います。

議員もおのずからどういうふうにしていくかという問題はありますけれども、当然このまま議員もカットしていくと。しっかり仕事をする気がなければやめればいいわけですので、これからはやはりボランティアで仕事をさせていただくという志の高い人に議員になっていただくということも必要ではないかというふうに思います。

その給与の面について、もう一度、助役、いかがでしょうか。財政的にまだまだ下田ほどひどくなくて余裕もあるし、大丈夫だよというふうなことなのか、それは二、三年とかは大丈夫かもしれませんけれども、また本当に長期的な展望を考えたときにどうかという問題、

あるいは合併のことを考えたときにどうなのかという問題があるかと思えますけれども、もう一度伺いたいというふうに思います。

あと、合併のことでちょっとおっしゃってございましたけれども、情報公開して皆さんに判断をしてもらうようにしておくということですが、ここで大事な点は、情報の操作をしないということです。住民に利益誘導的な情報を流して、マスコミを使い、さまざまな情報でもって単独でいくみたいなことを、前は私はやったと思います。もっときっちりと、どんなに大変なのかと。今現在自分たちがもらうだけもらえばいいというような観点で情報は流さないでもらいたいと思います。しっかりと情報を開示して、公平な情報を開示して、そして住民に判断をさせていただきたいと思います。知事も新聞なんかのちょっとした見解の中で、残念ながらそういうところも、利益誘導的な情報公開もあったところもあるというふうな一文を見たときに、ああ、ちゃんとうちの町のこと知っているなというふうに私は思いました。

いずれにしても、合併がすべていいというふうには思えないかと思えますけれども、財政云々ではなく、とにかく新しい風を入れて、新しい出発をしていくというふうなことで、今後皆さんと勉強もし、議論もしていかなければいけないのではないかというふうに思います。

取りとめのない質問になりましたけれども、何か何点か御答弁をいただいて、私の質問を終わらせていただきます。

議長（定居利子君） 助役。

職務代理者助役（太田俊彦君） それでは、3点目の質問にお答えしますが、まず初めに、私どもが何も責任はないというふうには感じておりません。やはり私どもも責任の一端はあると感じておりますので、その点は重々お間違えのないようお願いをしたいと思います。私の給料を半分で、それで済むなら半分にさせていただいて結構でございます。

今、居山議員が職員に責任を求める形での職員の給与を削減したらどうかというようなお話をされていましたが、一般の職員に責任をそこまで追及する考えは私はございません。財政状況によって職員の給与まで求めるということならば別ですが、この事件に関与しまして、一般職員にそういう形での責任を求めることはしたくございません。するつもりもございません。

それから、合併についてでございますが、何か今までが行政が住民を誘導したような言い方をされてますが、そのようなことはないと考えております。今後につきましても、情報

公開はして住民に判断をしていただきますが、誘導するようなことはしませんので、そういういき方はまたちょっと勘弁していただきたいと思います。

以上でございます。

議長（定居利子君） 以上で、11番、居山信子さんの一般質問を終結いたします。

1時50分まで休憩をいたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時50分

議長（定居利子君） 休憩を閉じ再開いたします。

日程第6 議案第1号 東伊豆町国民保護協議会条例の制定について

日程第7 議案第2号 東伊豆町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の制定について

議長（定居利子君） 日程第6 議案第1号 東伊豆町国民保護協議会条例の制定について、日程第7 議案第2号 東伊豆町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の制定についてを一括議題といたします。

職務代理者助役から順次提案理由の説明を求めます。

助役。

（職務代理者助役 太田俊彦君登壇）

職務代理者助役（太田俊彦君） それでは、ただいま一括上程されました議案第1号 東伊豆町国民保護協議会条例の制定についてと、議案第2号 東伊豆町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の制定について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第1号 東伊豆町国民保護協議会条例の制定についてですが、国民保護法の規定により、平成18年度に東伊豆町国民保護協議会を設立し、東伊豆町国民保護計画を策定する必要があるため、あらかじめ東伊豆町国民保護協議会条例を制定するものであります。

次に、議案第2号 東伊豆町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の制定につ

いてですが、平成18年度に策定される東伊豆町国民保護計画の中で、東伊豆町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関する規定が定められるため、あらかじめ東伊豆町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を制定するものであります。

詳細につきましては、企画調整課長から説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（鈴木新一君） それでは、ただいま一括上程されました議案第1号 東伊豆町国民保護協議会条例の制定についてと、議案第2号 東伊豆町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、内容を御説明いたします。

まず、議案第1号 東伊豆町国民保護協議会条例及び議案第2号 東伊豆町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について、朗読をさせていただきます。

東伊豆町条例第 号、平成 年 月 日。東伊豆町国民保護協議会条例。

（目的）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、東伊豆町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員及び専門委員）

第2条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

2 協議会に専門委員を置くことができる。専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の職務代理）

第3条 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（報酬等）

第5条 委員の報酬及び費用弁償額は、東伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年東伊豆町条例第13号）の規定に基づき、支給するものとする。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、企画調整課において処理する。

(雑則)

第 7 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議案第 2 号を朗読させていただきます。

東伊豆町条例第 号、平成 年 月 日。東伊豆町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例。

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び第183条において準用する法第31条の規定に基づき、東伊豆町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町職員のうちから町長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議

に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する部長がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、東伊豆町緊急対処事態対策本部について準用する。

(附則)

この条例は、公布の日から施行する。

それでは、説明をさせていただきます。

この2つの条例は、平成16年6月に制定をされました武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の規定により制定をするわけですが、議員の皆さんには、国民保護法などに関する資料をあらかじめ配付してありますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、資料1の1枚のものです。国民保護計画の策定スケジュールをごらんいただきたいと思います。

平成17年度の市町村の欄に、市町村協議会条例等の制定とあり、18年度では、市町村協議会の設立・運営、さらには市町村計画の策定・県との協議とあります。このように、平成18年度には、国民保護法の規定によりまして、東伊豆町国民保護協議会を設立し、東伊豆町国民保護計画を策定するスケジュールとなっておりますので、あらかじめ関連する条例を制定するものでございます。

また、東伊豆町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例につきましては、国民保護法の規定による国民保護対策本部と国民保護法の規定を準用する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律、いわゆる事態対処法の規定による緊急対処事態対策本部について、東伊豆町国民保護計画の中でその設置等の内容が定められるために、あらかじめ条例制定するものでございます。

次に、資料の2をごらんいただきたいと思います

資料2には、国民保護法の目的と市町村に関係する条文を記載してございますけれども、まず国民保護法の第1条の目的について朗読をさせていただきたいと思います。

(目的)

第1条 この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）と相まって、国全体として万全の体制を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確にかつ迅速に実施することを目的とする。

以上が目的となっております、内容といたしましては、外部からの攻撃あるいはテロ行為等に対し、国民の生命、身体及び財産を守るために、万全の体制を整備すべく、国はもろんど道府県や市町村においても国民保護協議会の設立あるいは国民保護計画の策定を義務づけたものでございます。

なお、資料の2には、2つの条例の制定の根拠となる条文を抜粋して記載してございますので、ごらんをいただきたいと思います。

恐れ入りますが、資料3をごらんいただきたいと思います。

資料3には、武力攻撃事態とはどういうものか、静岡県国民保護計画の中で想定されている4つの類型について書いてございます。4つの類型は から までありますが、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃となっております。それぞれの特徴などについて書いてございますけれども、後で資料をお読みいただきたいと思います。

最後に、1枚の東伊豆町国民保護協議会委員名簿（案）というものがございますので、ご

らんください。

東伊豆町国民保護協議会の委員につきましては、国民保護法第40条第4項各号で細かく定められておりますので、それに基づき案を作成をいたしました。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） ちょっと構成上、お伺いしたいなと思っておりますけれども、武力攻撃の事態というものは、そういうものを国際関係上も生まないことが一番いいわけなんです。そこで、今この国民保護協議会とまた本部等々の構成上、自衛隊が参加をして、自衛隊との関係でいえば、いわば国においてもやはりいわゆるシビリアンコントロールという問題が出てくると思うんです。例えばこういう問題になったときに、市町村でこういう協議会をつくり、いろいろな保護対策本部等々をつくったときにおいて、こういうシビリアンコントロールという問題、またはその辺の調整というものはどういうふうに図られるのかなど。町が、ある面でいうと、自衛隊の下部組織みたいな形で動かざるを得ないような事態も想定されるのかなという感じもしてならないんですが、そういう問題についてはどのような考え方になっていきますか。

議長（定居利子君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（鈴木新一君） 御承知のとおり、先ほど説明いたしましたように、法の中で委員に自衛隊が入るということで、賀茂地区の市町につきましては、陸上自衛隊第一戦車大隊が災害派遣のときもこちらへ派遣される部隊となっております。この国民保護法につきましてもそのようにされています。ですから、シビリアンコントロールというよりも災害派遣という意味で考えていただければいいのではないかと、そのように考えております。

議長（定居利子君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） そうしますと、協議会と対策本部のところについて明確な違いで、例えば国民保護協議会を設定する、これはこの内容を読んでいけば、会長は町長がなると、こういう形になっているんですよね。これははっきりしているんですよ。当然、それは町としてはいろいろな団体の組織、地方行政機関等々、自衛隊も含めてね、機関を含めた知恵をかりて計画をつくるという関係になっているんですよね。一方、国民保護対策本部というのは、そういう意味では、会長については町長というふうな明確な指定はしておりませんよね。これにはちょっと文章を読んでいくと、そういうふうになっていないではないかなというふ

うに、対策本部の方、協議会ではなくてね。対策本部の方では、そういう問題も出てくるし、あとは協議会等でも専門委員の配置、任命等々の問題からしてくると、大分そういう自衛隊色っていいのか、武官、そういうものの存在というのがここでは非常に強くなるのかなというふうにも、前後を見て感じるんですが、そういう点についてはどういう内容なんですか。

議長（定居利子君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（鈴木新一君） 対策本部も市町村長が本部長になると定められておりますので、ごらんいただきたいと思います。

それから、対策本部を設けるのは、閣議決定でどここの市町村とどここの都道府県、決まった中でおりてきてつくらなければならないということになっていまして、要するに国からおりてくるということですね。

専門委員というのは、国の方で想定しているのはNBCですね、核、生物化学兵器、そういったことに対しての専門的な委員さんを任命するというので、この小さな伊豆の町一つを考えてみれば、非現実的なものだと思いますけれども、考え方的にはそういったものです。

議長（定居利子君） ほかにありませんか。

7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） 私ちょっと矛盾を感じるんですけども、各市町村でこれを制定するんですね、法律に従って。ですから、これは委員会名簿を見ると、海上保安庁とか自衛隊、防災局長、警察署長、土木、こうばつとありますけれども、町の関係者は約半数はいますけれども、これは各市町村が今の時点で恐らくこういうときには、この東伊豆町だけが攻撃されるのではないと思うんですよ。一遍に伊豆半島に来ると思うんですよ。そうすると、この方たちはどういような対策をするのか、どっちがどういうところへ行くのかなという、それが1点ありますし、それでこの方たちのこういう部署による代理というのは認められるような内容になっているんでしょうかね、規則的には。

議長（定居利子君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（鈴木新一君） 委員会というのは、どっちかというと平時のもので、極端に言うと国民保護計画を町長が諮問して策定するための委員と考えていただいた方が、まずはいいかなという気がします。それから、代理は解釈的には認められております。

議長（定居利子君） 7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） ちょっとしつこいようなんですけれども、もう一遍、これは今年度中に

という形なものですから、私は職務代理者がこれを提案するのではなくて、新しい町長になって、臨時会を早急に開いてこれはやった方が、そこでもってあれした方がいいのではないかなと思うんですけれども、事務的な要素というか、そういうものがあって今回これを定例会に出してきたのかなと思うんですけれども、その辺どうですか。

議長（定居利子君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（鈴木新一君） 静岡県内ほとんどがこの3月議会でこれを制定していただくということで上程されていると思いますので、御理解をお願いします。

議長（定居利子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第1号 東伊豆町国民保護協議会条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第2号 東伊豆町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について

議長（定居利子君） 日程第8 議案第3号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例についてを議題といたします。

職務代理者助役より提案理由の説明を求めます。

助役。

(職務代理者助役 太田俊彦君登壇)

職務代理者助役(太田俊彦君) 議案第3号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

災害対策基本法の規定に基づき制定されております災害派遣手当に、国民保護法の規定に基づく武力攻撃災害等派遣手当を加えるものであります。

詳細につきましては総務課長補佐から説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(定居利子君) 総務課長補佐。

総務課長補佐(西尾 清君) ただいま提案されました議案第3号につきまして、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東伊豆町条例第 号、平成 年 月 日。東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

東伊豆町職員の給与に関する条例(昭和40年東伊豆町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「災害派遣手当」の次に「(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第15条の9において同じ。)」を加える。

第15条の9第1項中「災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項」の次に「(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条において準用する場合を含む。)」を加える。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長(定居利子君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(定居利子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 東伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議長（定居利子君） 日程第9 議案第4号 東伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職務代理者助役より提案理由の説明を求めます。

助役。

（職務代理者助役 太田俊彦君登壇）

職務代理者助役（太田俊彦君） 議案第4号 東伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

給与の適正化の行政改革推進により、条文の整備を図るためでございます。

詳細につきましては総務課長補佐より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） 総務課長補佐。

総務課長補佐（西尾 清君） ただいま提案されました議案第4号につきまして、説明させていただきます。

現在、行政改革に取り組んでおりますが、その中の一つに給与の適正化の項目があり、特殊勤務手当について、制度の趣旨に合致しないものやその支給方法が不適切なものについては見直しをするよう、指導されております。

当町では、第2条、特殊勤務手当の種類、6号、学校給食作業手当、7号、庁用自動車運転手当、5号、水道業務従事手当の3種類が該当していますので、4月から廃止をさせてい

ただくものであります。

なお、水道業務従事手当は東伊豆町公営企業職員の特殊勤務手当に関する規則で改正することになりますが、第2条中、路上作業従事手当、防災対策従事手当、薬品類取扱手当の3種類を廃止することになりますので、御了解をお願いいたします。

それでは、朗読させていただきます。

東伊豆町条例第 号、平成 年 月 日。東伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

東伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和40年東伊豆町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とする。

第8条及び第9条を削り、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

附則。

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

よろしく御審議をお願いします。

議長（定居利子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第4号 東伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号 東伊豆町消防職員諸給与に関する条例の一部を改正す

る条例について

議長（定居利子君） 日程第10 議案第5号 東伊豆町消防職員諸給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職務代理者助役より提案理由の説明を求めます。

助役。

（職務代理者助役 太田俊彦君登壇）

職務代理者助役（太田俊彦君） それでは、議案第5号 東伊豆町消防職員諸給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

消防職員に支給しております特殊勤務手当のうち、特別手当について行財政改革の観点から無支給に改めるものであります。

詳細につきましては消防長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） 消防長。

消防長（金田弘道君） それでは、ただいま提案されました議案第5号 東伊豆町消防職員諸給与に関する条例の一部を改正する条例について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東伊豆町条例第 号、平成 年 月 日。東伊豆町消防職員諸給与に関する条例の一部を改正する条例。

東伊豆町消防職員諸給与に関する条例（昭和57年東伊豆町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エをウとし、オをエとする。

第3条を削り、第3条の2を第3条とし、第3条の3を第3条の2とし、第3条の4を第3条の3とし、第3条の5を第3条の4とする。

附則。

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

今回の改正につきましては、消防職員の諸手当を見直すもので、特殊勤務手当のうち、隔日勤務者26名に支給しております特別手当月額4,500円の支給を廃止するものでございます。

なお、条文の特殊勤務手当の内容ですが、ただいま申し上げましたアが特別手当、イが救急手当、ウが深夜出勤手当、エが夜間勤務手当、オが救急救命士手当ということで、アの特別手当を削りますので、イの救急手当から順次上に上がっていくこととなります。

以上、簡単でございますけれども、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお

願いいたします。

議長（定居利子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第5号 東伊豆町消防職員諸給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（定居利子君） 日程第11 議案第6号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職務代理者助役より提案理由の説明を求めます。

助役。

（職務代理者助役 太田俊彦君登壇）

職務代理者助役（太田俊彦君） 議案第6号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

平成18年4月1日から法改正されます介護保険法に基づき、関係条文の整備を図るものがありますが、主な内容を申し上げますと、3年に1度の保険料の改定と所属段階が5段階から6段階に分かれた内容であります。

詳細につきましては福祉介護課長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（定居利子君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（鈴木清司君） ただいま提案されました議案第6号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東伊豆町条例第 号、平成 年 月 日。東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例。

東伊豆町介護保険条例（平成12年東伊豆町条例第26号）の一部を次のように改正いたします。

第2条中「平成15年度から平成17年度」を「平成18年度から平成20年度」に、「1万8,000円」を「2万1,000円」に、「2万7,000円」を「2万1,000円」に、「3万6,000円」を「3万1,500円」に、「4万5,000円」を「4万2,000円」に、「5万4,000円」を「5万2,500円」に改め、第5号の次に次の1号を加える。

6号 令第38条第1項第6号に掲げる者 6万3,000円。

第4条第3項中「又は第4号口」を「、第4号口又は第5号口」に、「第4号」を「第5号」に改めます。

第14条中「法第31条第1項後段」の次に「、法第33条の3第1項後段」を加えます。

附則。

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の東伊豆町介護保険条例の規定は、平成18年度以降の年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上、御審議のほどをよろしく申し上げます。

議長（定居利子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 2つ教えていただきたいんですけども、1つは、保険料徴収という面では、これまでの保険料徴収者がそれぞれ第1段階から今までは第5段階あったと思うんですけども、その人数の割合がどういう形になってくるのか、わかれば教えていただきたい。

それと、逆に今度は介護認定者の方の推計というのがあると思うんですよ。1段階どうのこうのってありますね。要支援の1、2ができたりして、介護の1、2、3、4、5と。これはやはりいろいろな形で今までの推計から変わってくるということがあるんだろうと思うんですけども、この辺の推計を、現状とまた平成20年度なりの推計値というものをどういうふうな形で求めているのか、この辺のデータをお持ちだったら教えていただきたいなというふうに思います。

議長（定居利子君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（鈴木清司君） 徴収についての現人数の把握ですが、ちょっと手持ちの資料に今持ち合わせていないものですから、また後で議員の方にお示ししますけれども、今まで第5段階だったものが第6段階に今回引き上げるというふうな形になるんですが、その対象になる方というふうな内容でよろしいでしょうか。

議長（定居利子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時27分

議長（定居利子君） 再開いたします。

福祉介護課長。

福祉介護課長（鈴木清司君） すみません、資料を手持ちで持っていませんので、後で提示しますので、よろしくをお願いします。

議長（定居利子君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） そうしますと、今回、第1号被保険者の基準となる保険料が3,000円から3,500円に値上げということになると思うんですけども、福祉介護課ではこの主要因というものはどういうふうに認識をされているんですか。

議長（定居利子君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（鈴木清司君） 3,000円から3,500円に上がるというふうな要因ですが、やはり介護にかかる人が増える、高齢人口が増えていくというふうな内容から、介護保険料がかなり数が上がってくるというふうな内容で、今回の値上げを考えておりますが、また各事業所ですね、そういうふうなものの増加にもよって、この保険料がやはり影響してくると、こういうふうを考えております。

議長（定居利子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第6号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第7号 東伊豆町アスト会館等整備基金条例を廃止する条例について

議長（定居利子君） 日程第12 議案第7号 東伊豆町アスト会館等整備基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

職務代理者助役より提案理由の説明を求めます。

助役。

（職務代理者助役 太田俊彦君登壇）

職務代理者助役（太田俊彦君） 議案第7号 東伊豆町アスト会館等整備基金条例を廃止する条例について提案理由を申し上げます。

設置目的を達成することが不必要になったためではありますが、詳細につきましては総務課長補佐より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） 総務課長補佐。

総務課長補佐（西尾 清君） ただいま提案されました議案第7号について説明させていただきます。

平成16年3月に東伊豆町文化会館等整備基金条例からアスト会館等の整備充実を図る事業の財源に充てるということで制定されましたが、三位一体改革により財源確保が難しい状況と、条例の設置目的を達成することが難しい状況にあるということから、今回一般財源として活用できる財政調整基金に振り替えをさせていただきたい、それから条例の廃止をさせていただきたいということになります。

それでは、朗読いたします。

東伊豆町条例第 号、平成 年 月 日。東伊豆町アスト会館等整備基金条例を廃止する条例。

東伊豆町アスト会館等整備基金条例（平成16年東伊豆町条例第1号）は、廃止する。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 廃止も財政状況を勘案するといったし方ないなというふうには判断しております。

しかし、アスト会館全体というよりも、特に介護予防事業をやっているプール等との関係では、一部源泉等の送湯管っていうんですかね、そういうところの老朽化等々の問題がやはり残っているというふうに私は認識しているんですけども、その問題についてはそういう認識があるかどうか。また今後、その問題については、基金がなくなったということで考えた場合に、万一の事態に対してはやはり一般会計でそれなりの財政運用をしなければならないということについて、十分御留意していただきたいなというふうに思いますが、その点についてお考えをお伺いしたいと思います。

議長（定居利子君） 助役。

職務代理者助役（太田俊彦君） ただいまの山田議員の質問につきましては、おっしゃっておりでございます。アスト会館の基金条例を廃止することによりまして、プールあるいは体育館で使用しているときの、財源的には主の一般財源からということになるかと思しますので、その点は重々承知をして財政運用にかかわっていきたいと考えております。

議長（定居利子君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 特に、白田からの温泉の管の老朽化というのは、場合によっては大変高額な工事を要する場合があると思われるんですね。だから、その辺も十分加味していただいて、当然財政調整基金は、今後財政健全化を町としてもしていく中で、もう少しやはり余裕のある形で積み立てなければいけないというふうに思うんですけども、その中にはそういう対応というものを十分理解していただいて運用をしていただかないと、場合によって大変大きい金額に対応できないということになると、介護予防事業自体が実施できないと、そういう危険性があるということですので、よくその辺を理解していただいて、対応してい

ただきたいということです。

議長（定居利子君） 助役。

職務代理者助役（太田俊彦君） 再度の質問ですが、プールあるいは体育館につきましては、健康づくり事業を含めまして使用しておりますので、それに関連する財源としてはやはり考えていかななくてはならないということで、今御指摘の点については十分配慮していきたいと考えております。

議長（定居利子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第7号 東伊豆町アスト会館等整備基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第8号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について

日程第14 議案第9号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について

日程第15 議案第10号 静岡州市町村職員退職手当組合同約の変更と組合を組織する地方公共団体の数の増加について

議長（定居利子君） 日程第13 議案第8号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について、日程第14 議案第9号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について、日程第15 議案第10号 静岡州市町村職員退職手当組合同約の変更

と組合を組織する地方公共団体の数の増加ついてを一括議題といたします。

職務代理者助役より順次提案理由の説明を求めます。

助役。

(職務代理者助役 太田俊彦君登壇)

職務代理者助役(太田俊彦君) ただいま一括上程されました議案第8号 静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について及び議案第9号 静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について並びに議案第10号 静岡縣市町村職員退職手当組規約の変更と組合を組織する地方公共団体の数の増加ついて提案理由を申し上げます。

いずれも静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合並びに静岡縣市町村職員退職手当組合の統合により、静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散及び解散に伴う財産処分であります。また、市町村非常勤職員公務災害補償組合との統合により、静岡縣市町村職員退職手当組規約の全部変更をするものであります。

詳細につきましては総務課長補佐から説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(定居利子君) 総務課長補佐。

総務課長補佐(西尾 清君) それでは、順次説明をさせていただきます。

議案第8号につきましては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定により、平成18年3月31日をもって、静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合を解散するものとするものでございます。

議案第9号につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

財産処分に関する協議書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289号の規定により、静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分を次のとおりとする。

1、静岡縣市町総合事務組合に所属せしめる財産は、次のとおりとする。

(1) 財政調整積立金(別紙)。

(2) 平成17年度決算譲与金。

別紙の内容でございますけれども、財産に関する調書が添付されております。

静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合の所有する財産は、以下のとおりである。

財政調整積立金総額 4億9,645万円でございます。

内訳は、中央三井信託銀行静岡支店に定期預金で預け入れられております。

次に、議案第10号についてですけれども、これは静岡州市町村職員退職手当組規約の全部を変更するものです。

この規約の主な変更内容につきまして説明させていただきます。

名称は、静岡州市町総合事務組合になります。

組合の共同処理する事務は、（１）常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事、（２）地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく議会の議員、その他非常勤の職員に対する公務災害に関する事、（３）公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第2条の規定に基づく非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する公務災害に関する事の3事務になります。

組合議会の議員の定数は17人から13人に、組合を組織する市の長が8人から4人になります。

組合の経費は、市町職員退職手当事務負担金、非常勤職員公務災害補償事務負担金、組合の財産から生ずる収入、その他の収入、以上の収入をもって充てることになります。

この規約は、平成18年4月1日から施行となります。

他の内容につきましては、別紙をごらんいただきたいと思います。

それから、あと組合を組織する地方公共団体の数の増加ですけれども、これは西豆衛生プラント組合、箱根山殖産林組合、箱根山禁伐林組合、静岡県芦湖水利組合、富士宮市芝川町用水組合、太田川原野谷川治水水防組合、袋井市森町広域行政組合及び浅羽地域湛水防除施設組合が加入することになります。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） これより、一括上程されました議案第8号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について、議案第9号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について、議案第10号 静岡州市町村職員退職手当組規約の変更と組合を組織する地方公共団体の数の増加についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、一括上程されました議案第8号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合の

解散について、議案第9号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について、議案第10号 静岡県市町村職員退職手当組合理約の変更と組合を組織する地方公共団体の数の増加についてを一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第11号 伊豆つくし学園組合理約の一部を変更する規約について

議長(定居利子君) 日程第16 議案第11号 伊豆つくし学園組合理約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

職務代理者助役より提案理由の説明を求めます。

助役。

(職務代理者助役 太田俊彦君登壇)

職務代理者助役(太田俊彦君) 議案第11号 伊豆つくし学園組合理約の一部を変更する規約について提案理由を申し上げます。

平成18年4月1日から施行されます障害者自立支援法に基づき、伊豆つくし学園組合の共同処理する事務のうち、知的障害者福祉法、児童福祉法及び身体障害者福祉法から障害者自立支援法に制度移行する事務について見直しをし、適正な根拠法令に基づく伊豆つくし学園組合理約に変更するものであります。

また、新たに障害児(者)地域療育支援センター事業を加えるものであります。

詳細につきましては福祉介護課長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長(定居利子君) 福祉介護課長。

福祉介護課長(鈴木清司君) それでは、ただいま提案されました議案第11号 伊豆つくし学園組合理約の一部を変更する規約につきまして、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、裏面に参考資料として規約の新旧対照表を添付してあります。

それでは、朗読をいたします。

伊豆つくし学園組合格約の一部を変更する規約。

伊豆つくし学園組合格約（昭和47年静岡県指令地第2号）の一部を次のように変更いたします。

第3条中「第6条の2第7項の規定による児童居宅介護等事業、同条第9項の規定による児童短期入所事業、同法」を削り、「及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第4条第7項の規定による知的障害者居宅介護等事業、同条第9項の規定による知的障害者短期入所事業、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第6項の規定による身体障害者居宅介護等事業」を「伊豆つくし学園の実施、伊豆つくし学園における障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第2項の規定による居宅介護の実施、同条第8項の規定による短期入所の実施及び伊豆つくし学園における障害児（者）地域療育支援センター事業（平成11年障福第1108号健康福祉部長通知）の実施」に改めるものであります。

附則。

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

以上、御審議のほどをよろしくお願いします。

議長（定居利子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第11号 伊豆つくし学園組合格約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第12号 東伊豆町道路線の廃止について

日程第18 議案第13号 東伊豆町道路線の認定について

議長（定居利子君） 日程第17 議案第12号 東伊豆町道路線の廃止について、日程第18 議案第13号 東伊豆町道路線の認定についてを一括議題といたします。

職務代理者助役より順次提案理由の説明を求めます。

助役。

（職務代理者助役 太田俊彦君登壇）

職務代理者助役（太田俊彦君） ただいま一括上程されました議案第12号 東伊豆町道路線の廃止について、議案第13号 東伊豆町道路線の認定について提案理由を申し上げます。

稲取入谷地区において、通称農免農道が県より町へ譲与されたのに伴い、重複する路線の廃止と認定を行うものであります。

詳細につきましては建設課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。
議長（定居利子君） 建設課長。

建設課長（村木重男君） ただいま提案されました議案第12号及び13号について説明をいたします。

東伊豆町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、別紙の町道路線を廃止するものとする。

恐れ入りますが、別紙をお願いいたします。

路線名、起点、終点、延長、幅員の順に読み上げます。

町道大久保荒巻線、東伊豆町稲取字大久保2470番、東伊豆町稲取字荒巻3222番1、延長1137.5メートル、幅員が4メートルから2.7メートル。

町道向三十目藤ヶ沢線、東伊豆町稲取字茶平3247番2、同じく藤ヶ沢3317番、1351メートル、2.8から2.2メートル。

次が路線の関係なんですけれども、町道大久保荒巻線につきましては、第六出荷場から稲取の荒巻までということと、それから向三十目につきましては、前石原町長さんの畑のところから河津境までということです。

次に、議案第13号について説明をいたします。

東伊豆町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙の町道路線を認定するものです。

恐れ入りますが、また別紙をお開き願います。

路線名、起点、終点、延長、幅員の順に読み上げます。

町道大久保臼ヶ久保線、起点、稲取字大久保2457番1、稲取字臼ヶ久保3319番41、1443.8メートル、16メートルから7.5ということです。

町道大久保線、稲取字大久保2470番、稲取字向畑2328番1、325.4メートル、4から2.5メートル。

町道荻窪線、稲取字荻窪3206番19、稲取字荻窪3213番17、311.8メートル、2.7メートル。

町道向三十目藤ヶ沢線、稲取字茶平3247番2、稲取字藤ヶ沢3255番5、850.6メートル、2.7から2.2メートル。

地図の方をすみませんけれどもお願いします。

赤字のつきました大久保線については、先ほど提案理由がありました通称の農免農道です。

それから、黄色の町道大久保線につきましては、廃止されました町道大久保荒巻線の一部ということです。

それから、水色の町道荻窪線についても、廃止されました町道大久保荒巻線の一部ということです。

それから、ピンクの向三十目藤ヶ沢線につきましては、先ほど廃止されました向三十目藤ヶ沢線の一部ということです。

以上、簡単ですけれども、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（定居利子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第12号 東伊豆町道路線の廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第13号 東伊豆町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長(定居利子君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時54分

平成18年第1回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成18年3月7日(火)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第14号 平成17年度東伊豆町一般会計補正予算(第7号)
日程第 2 議案第15号 平成17年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
日程第 3 議案第16号 平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算(第3号)
日程第 4 議案第17号 平成17年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第 5 議案第18号 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第3号)
日程第 6 議案第19号 平成17年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第5号)
日程第 7 議案第20号 平成18年度東伊豆町一般会計予算
日程第 8 議案第21号 平成18年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算
日程第 9 議案第22号 平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算
日程第10 議案第23号 平成18年度東伊豆町介護保険特別会計予算
日程第11 議案第24号 平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算
日程第12 議案第25号 平成18年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算
日程第13 議案第26号 平成18年度東伊豆町水道事業会計予算

出席議員(12名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 飯田龍一君 | 2番 | 森田礼治君 |
| 3番 | 西村弘佐君 | 5番 | 関野博君 |
| 6番 | 鈴木勉君 | 7番 | 山本鉄太郎君 |
| 8番 | 八代善行君 | 10番 | 太田長八君 |
| 11番 | 居山信子君 | 12番 | 定居利子君 |
| 13番 | 山田直志君 | 14番 | 内山恒昭君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

職務代理者 助役	太田俊彦君	収入役	渡辺富夫君
教育長	石井建三郎君	総務課長補佐	西尾清君
企画調整課長 兼防災監	鈴木新一君	税務課長	楠山節雄君
収納課長	田村正幸君	農林水産課長 兼農業委員会 事務局局長	高羽勇君
建設課長	村木重男君	観光商工課長	加藤悟君
消防長	金田弘道君	教育委員会 教務局長 健康づくり 課長	稲葉忠明君
住民課長兼 熱川支所長	山田嘉之君		鈴木希美雄君
福祉介護課長	鈴木清司君	水道課長	鈴木忠一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴木道好君	書記	石井尚徳君
書記	斎藤悦子君		

開議 午前 9時30分

開議の宣告

議長（定居利子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成18年東伊豆町議会第1回定例会第2日目は成立いたしましたので、開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（定居利子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

日程第1 議案第14号 平成17年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）

議長（定居利子君） 日程第1 議案第14号 平成17年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

職務代理者助役より提案理由の説明を求めます。

助役。

（職務代理者助役 太田俊彦君登壇）

職務代理者助役（太田俊彦君） おはようございます。

それでは、ただいま提案されました議案第14号 平成17年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,344万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,964万2,000円とするもの

であります。

緊急的な要因が発生しない限り、平成17年度の最終補正予算となりますので、全般的に事業の精算及び執行残額の最終調整を実施したところであります。

特に申し上げます補正要因といたしましては、奈良本太田線改良事業のうち、平成17年度中に事業完了できない事業分について、翌年度への繰越明許費の措置をさせていただきました。

町税につきましては、さきの12月定例会でも、減額措置を実施させていただいたところでありますが、景気低迷による収益の減や入湯客数の減少などがあり、町民税、入湯税等について、減額措置をお願いするところとなりました。

繰入金につきましては、アスド会館等整備基金から繰入金について繰り戻す措置を、また今定例会にて、条例の廃止について上程いたしましたアスド会館等整備基金の金額を繰り入れし、財政調整基金に積み出す措置をさせていただきました。

寄付金につきましては、稲取の太田鉄也さんから浄財をいただきましたので、その目的に沿って活用させていただきます。

また、3月26日実施の町長選挙費用、介護保険特別会計過年度事務費繰出金を計上させていただき、必要な財源配分を行った後、東河環境センター分担金の大幅な減という要因もあり、財政調整基金への繰戻金を計上させていただきました。

詳細につきましては、総務課長補佐から説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） 総務課長補佐。

総務課長補佐（西尾 清君） ただいま提案されました議案第14号 平成17年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）について、概要を説明させていただきます。

平成17年度東伊豆町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,344万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,964万2,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は

「第2表繰越明許費」によります。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」によります。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」によります。

恐れ入りますが、12ページをお開きください。

まず、2の歳入ですが、1款町税、1項町民税、1目個人、補正前の額に324万6,000円を減額補正いたしまして補正後の額を4億2,531万7,000円といたします。

2目法人、補正前の額に1,114万3,000円を減額補正いたしまして補正後の額を8,752万7,000円といたします。内容につきましては、収入見込みに基づき減額補正するものです。

2項固定資産税、1目固定資産税、補正前の額に900万円を補正いたしまして補正後の額を14億868万5,000円といたします。内容につきましては、課税遡及による増額などによるものです。

13ページをごらんください。

3項軽自動車税、1目軽自動車税、補正前の額に35万4,000円を補正いたしまして補正後の額を2,328万2,000円といたします。内容につきましては、1節現年課税分20万4,000円、軽自動車税の登録台数の増によるものです。

4項町たばこ税、1目町たばこ税、補正前の額に426万6,000円を減額補正いたしまして補正後の額を1億3,473万4,000円といたします。内容につきましては、禁煙者の増加、入り込み客数の減などにより売り上げ本数が減ったためです。

6項入湯税、1目入湯税、補正前の額に223万8,000円を減額補正いたしまして補正後の額を1億6,427万5,000円といたします。内容につきましては、最終見込み客数を109万3,000人に修正するものです。

14ページをお開きください。

2款地方譲与税、1項所得譲与税、1目所得譲与税、補正前の額に6,000円を減額補正いたしまして補正後の額を5,558万6,000円といたします。内容につきましては、地方財政計画の伸率による減額を補正するものです。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、補正前の額に50万円を補正いたしまして補正後の額を650万円といたします。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、補正前の額に30万円を補正い

たしまして補正後の額を240万円といたします。

15ページをごらんください。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、補正前の額に350万円を補正いたしまして補正後の額を480万円といたします。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、補正前の額に550万円を減額補正いたしまして補正後の額を1億5,450万円といたします。内容につきましては消費の回復に至っていない状況で減の見込みによる減額補正するものです。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、補正前の額に441万4,000円を補正いたしまして補正後の額を3,254万3,000円といたします。内容につきましては、ゴルフ利用客の増加によるものです。

16ページをお開きください。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正前の額に418万6,000円を補正いたしまして補正後の額を6億56万円といたします。内容につきましては、普通交付税において追加交付があったため増額となったものです。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、補正前の額に23万8,000円を補正いたしまして補正後の額を2,607万7,000円といたします。内容につきましては、実績に基づきまして増額するものです。

4目農林水産業費負担金、補正前の額に30万円を減額補正いたしまして補正後の額を370万円といたします。内容につきましては、当初予定しました事業費が減になったため地元負担金も減になったものです。

17ページをごらんください。

14款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料につきましては、各実績に基づきましてそれぞれ増減させていただきました。

18ページをお開きください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正前の額に455万6,000円を減額補正いたしまして補正後の額を9,234万2,000円といたします。内容につきましては、1節社会福祉費負担金359万6,000円の減で、特に細説3の更生医療・補装具給付費負担金85万円減、細説4の知的障害者施設訓練等支援費負担金の249万6,000円の減で、いずれも実績による負担金の確定によるものです。

19ページをごらんください。

2 項国庫補助金、1 目民生費国庫補助金、補正前の額に231万円を減額補正いたしまして補正後の額を190万4,000円といたします。内容につきましては、1 節社会福祉費補助金231万円の減で、細説1の身体障害者居宅介護支援費補助金114万8,000円減、細説2の身体障害者短期入所支援費補助金79万1,000円減、細説4の障害児居宅介護支援費補助金37万1,000円減でいずれも実績による補助金の確定によるものです。

20ページをお開きください。

4 目土木費国庫補助金、補正前の額に2,727万円を減額補正いたしまして補正後の額を4,850万5,000円といたします。内容につきましては、2 節道路橋りょう費補助金2,716万4,000円の減で、太田線改良事業の事業費減によるものです。

6 目教育費国庫補助金、補正前の額に230万円を補正いたしまして補正後の額を252万円といたします。内容につきましては、1 節教育費補助金230万円で細説8の公立学校施設整備費補助金240万円、これはアスベスト対策に対する補助金で稲取小学校の改修工事に充当いたします。

21ページをごらんください。

16款県支出金、1 項県負担金につきましては、国庫負担金と連動し同様に実績によるものです。

22ページをお開きください。

2 項県補助金、2 目民生費県補助金、補正前の額に482万9,000円を減額補正いたしまして補正後の額を7,155万5,000円といたします。内容につきましては、1 節社会福祉費補助金482万9,000円の減、特に細説6の特別保育事業費補助金197万2,000円減、細説9の重度心身障害者医療費補助金120万円減、細説25の低所得利用者対策事業費補助金168万8,000円減、細説28の保育対策等促進事業費補助金218万4,000円増などで、事業内容の変更や事業の完了によるものです。

24ページをお開きください。

18款寄付金、1 項寄付金、3 目民生費寄付金、補正前の額に10万円補正いたしまして補正後の額を20万1,000円といたします。1 節社会福祉費寄付金、稲取1492番地の4、太田鉄也様より10万円の御浄財をいただきました。御報告いたします。

19款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金、補正前の額に750万円を減額補正いたしまして補正後の額を2億802万4,000円といたします。

1 節財政調整基金を750万円の減といたします。

4目アスト会館等整備基金繰入金、補正前の額に1億9,769万9,000円を補正いたしまして補正後の額を2億3,769万9,000円といたします。

26ページをお開きください。

22款町債、1項町債、1目農林水産業債、2目商工債、5目地域再生事業債、7目臨時財政対策債、3目土木債、1節地方特定道路整備事業債につきましては、各事業の終了に伴い調整するものですが、3目土木費、4節地方道路交付金事業債3,960万円の減は、太田線改良事業の事業費変更に伴う減であります。

27ページをごらんください。

次に、3の歳出ですが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額に1,290万2,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を5億1,001万1,000円といたします。内容につきましては、3節職員手当1,145万8,000円の減、退職手当組合特別負担金が1,100万円の減となったものです。

29ページをお開きください。

8目交通安全対策費、補正前の額に344万5,000円を減額補正いたしまして補正後の額を584万4,000円といたします。内容につきましては、20節扶助費326万5,000円の減、交通災害共済見舞金が307万円の減額となっています。

30ページをお開きください。

14目財政調整基金費、補正前の額に2億3,769万9,000円を補正いたしまして、補正後の額を2億3,770万1,000円といたします。内容につきましては、25節積立金2億3,769万9,000円、アスト会館等整備基金を廃止し財政調整基金に積み立てするものです。

33ページをお開きください。

4項選挙費、10目東伊豆町長選挙費、補正前の額に692万1,000円を補正いたしまして補正後の額は692万1,000円といたします。内容につきましては、3月26日実施の東伊豆町長選挙の費用です。

36ページをお開きください。

3款民生費、2項障害者福祉費、補正前の額に1,564万2,000円を減額補正いたしまして補正後の額を1億2,991万4,000円といたします。内容につきましては、20節扶助費1,513万1,000円の減で、各事業実績に伴う精算によるものです。

37ページをごらんください。

9目介護保険費、補正前の額に1,000万円を補正いたしまして補正後の額を1億2,636万

8,000円といたします。内容につきましては、28節繰出金1,000万円、介護保険特別会計過年度分事務費繰出金に充てるものです。

10目社会福祉基金費、補正前の額に10万円を補正いたしまして補正後の額を20万1,000円といたします。内容につきましては、25節積立金、歳入で説明いたしました太田鉄也様からの御寄付をこの社会福祉基金に積み立てをするものです。

40ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目保健事業費、補正前の額に371万円を減額補正いたしまして補正後の額は2,474万1,000円といたします。内容につきましては、各種検診事業終了の精算によるものです。

41ページをごらんください。

9目老人保健医療費、補正前の額に477万9,000円を補正いたしまして補正後の額を1億1,198万9,000円といたします。内容につきましては、28節繰出金477万9,000円、老人保健医療特別会計への繰出金で実績によるものです。

42ページをお開きください。

2項清掃費、2目塵芥処理費、補正前の額に2,915万円を減額補正いたしまして補正後の額を2億8,075万7,000円といたします。内容につきましては、13節委託料709万8,000円の減、収集業務委託料の減です。

19節負担金補助及び交付金2,205万2,000円の減、東河環境センター分担金ですが、事業内容等の見直しによる節約分です。

43ページをごらんください。

4目し尿処理費、補正前の額に298万3,000円を減額補正いたしまして補正後の額を3,699万7,000円といたします。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金298万3,000円の減、塵芥処理費同様に節約をしたものです。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正前の額に191万7,000円を減額補正いたしまして補正後の額を1,427万3,000円といたします。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金、細説3の中山間地域等直接支払制度交付金148万1,000円の減、事業実績によるものです。

46ページをお開きください。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、補正前の額に309万5,000円を減額補正いたしまして補正後の額を2億1,175万2,000円といたします。内容につきましては、13節委託料108万

9,000円の減、15節工事請負費138万3,000円の減で、事業終了等による差金です。

48ページをお開きください。

7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費、補正前の額に5,153万1,000円を減額補正いたしまして補正後の額を1億2,834万8,000円といたします。内容につきましては、15節工事請負費1,066万4,000円の減、細説1の太田線改良工事462万2,000円減、細説5の奈良本1号線改良工事567万7,000円減、17節公有財産購入費3,351万5,000円の減、細説1の太田線用地取得費3,350万3,000円減、22節補償補填及び賠償金675万6,000円の減、細説1の物件移転補償費675万6,000円減、事業終了による差金、太田線改良事業の事業費減によるものです。

51ページをお開きください。

8款消防費、1項消防費、4目防災対策費、補正前の額に177万3,000円を減額補正いたしまして補正後の額を1,734万2,000円といたします。内容につきましては、事業終了による精算金です。

7ページにお戻りください。

第2表繰越明許費でございますが、7款土木費、2項道路橋りょう費、太田線改良事業3,522万3,000円を事業が終了しないので翌年度へ繰り越させていただくためでございます。

8ページをお開きください。

第3表債務負担行為につきましては、資源ごみ・可燃ごみ等の収集業務が4月1日から行われるため3月中に契約行為を行う必要がありますので、債務負担行為として追加させていただくものです。

変更につきましては、事務機器等のリース料の契約時の変更でございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

9ページをごらんください。

第4表地方債補正でございますが、中山間地域総合整備事業160万円、熱川桜山整備事業20万円減、片瀬海岸観光施設整備事業40万円減、太田線改良事業3,960万円減、奈良本1号線改良事業520万円減、熱川停車場線交差点改良事業80万円減、地域再生事業債70万円減、臨時財政対策債7万3,000円減、減収補てん債1,410万円といたします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでありますのでごらんいただきたいと思います。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず歳入の合計を申し上げますと、補正前の額48億2,619万7,000円に1億1,344万5,000円を補正いたしまして補正後の額を49億3,964万2,000円といたします。

11ページをごらんください。

次に、歳出の合計を申し上げますと、補正前の額48億2,619万7,000円に1億1,344万5,000円を補正いたしまして補正後の額を49億3,964万2,000円といたします。

以上、簡単ですが概略説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。
議長（定居利子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） 何点かお伺いをしたいと思います。

まず22ページですけれども、2項の県補助金の関係の中での事業説明、これはもちろん県から補助金があったということだとは思いますが、その詳しい内容を伺いたいというふうに思います。特に、2目の民生費県補助金の中の細説28保育対策等促進事業費補助金のこの内容、この事業によって県からの補助がこれくらい入ったというふうなことかと思えますけれども、詳しく御説明をいただきたいというふうに思います。

もう一点、27ページですけれども、2款の総務費の中にあります一般管理費、細説16の退職手当組合特別負担金のこの内容についても御説明をいただきたいと思えます。

さらに42ページですけれども、42ページの清掃費の関係でございますが、2目塵芥処理費の中にあります、これ細説1東河環境センター分担金の減ということで、恐らく収集されているごみが減っている関係とかさまざまかというふうには思いますが、その内容についても御説明と。

もう一点、43ページですけれども、4目のし尿処理費の中にあります同じくこの東河環境センター分担金のこの内容について御説明をよろしくお願いいたします。

議長（定居利子君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（鈴木清司君） それでは、民生費の28節保育対策等促進事業費補助金218万4,000円の増の内容ですが、これは17年度、年度途中から新しく事業採択された事業でございます。内容につきましては、稲取保育園の子育て支援対策、そのような内容の事業でございます。そのかわりといいますか、細説6の特別保育事業費補助金、これが事業が廃止になっております。その関係で入れかわった事業というふうな内容でございます。

以上です。

議長（定居利子君） 住民課長。

住民課長兼熱川支所長（山田嘉之君） それでは、42ページの2目塵芥処理費の19節の負担金補助及び交付金、東河環境センターの分担金の2,205万2,000円の減額の内容でございます。

これにつきましては、まず歳入の方で可燃物の処理手当、これの手数料等の減とそれから資源ごみの受け払い代の増がございます。

それから、歳出の方で退職者が1名ありましたもので、それを臨時職員で対応したもので。

それから、光熱費で350万円の減額です。これは水道料の雨水等を利用した関連で水道料の減があります。

それから、古紙処理業務の委託料というこれが売り払いがあったために206万7,000円の減になります。

また、ごみ焼却炉の清掃委託料410万円の減があります。これは中の煙突の残渣のものが年2回清掃を計画しておりましたけれども、まだ施設が新しいために1回で済んだものでこれだけ減りましたもので、させていただきます。

それから、し尿の方ですけれども、し尿につきましては、主に工事請負費の差金がこの減額の要因となっております。

以上です。

議長（定居利子君） 総務課長補佐。

総務課長補佐（西尾 清君） 退職手当組合の特別負担金の内容でございますが、当初10名分を計上させていただきましたが、勸奨退職の予定者が8名になりましたので、この差額の2名分を計上させていただきました。

議長（定居利子君） 11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） それでは、今御説明いただきました22ページの民生費の関係でございますけれども、この保育対策等促進事業費補助金218万4,000円なのですけれども、今御説明いただいたのは17年度途中から新しい事業として稲取保育園が子育て支援事業を始めたということですが、子育て支援センターはもうどうにやっていたというふうに思いますので、その事業の違いをよく伺いたいと思います。子育て支援事業というのは、預かり保育なのかどうなのかというのがちょっとよくわからないのでお願いします。

それとこの特別保育事業費補助金、これ細説6なのですけれども、これが廃止になったということのこの廃止の事業の内容、済みません、よくもう一度教えていただきたいというふうに思います。

42ページの関係で伺いましたごみのさまざまな問題の中で、これは今御説明がありました

のは資源ごみが増えたというふうなこと。さらに資源ごみが売り払いとなったというふうなことの御説明かというふうにも思いますし、年2回の清掃が施設が新しいから1回で済んだというふうなことのようにですけれども、費用がかなり安くなったということは大変喜ばしいことかというふうには思います。

この収集業務の委託につきまして、あれでしょうか、これは今町内業者でしたかしら、町内業者でなくやっているのか、そこをもう一度教えていただきたいというふうに思います。

あとは27ページの関係で伺いました。細説16の退職手当組合特別負担金関係でございますけれども、10名分の予定勧奨が8名となったということで2名分の計上ということで、これにつきましては了といたします。

議長（定居利子君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（鈴木清司君） 保育対策等促進事業費補助金、これにつきましては、稲取保育園が現在実施しております子育て支援センターの事業を変更して、特別対策事業費補助金というふうな形で今まで事業をやっていましたが、17年度途中で事業変更というふうな形になりまして地域子育て支援センターというふうな名称になりました。それともう一本、一時保育事業の2本立てになったという中でこの補助金が新たについたと。細説6の特別保育事業費補助金が制度改正のために廃止になって今度新たに細説28の保育対策等促進事業費補助金というふうな形で218万4,000円が補助金としてついたというふうな内容でございます。

議長（定居利子君） 住民課長。

住民課長兼熱川支所長（山田嘉之君） 収集業務の委託の業者、町内業者か町外かということですけど、お答えします。

1コースにつきましては、町内業者です。2、3コース、粗大ごみにつきましては、町外ですけども、こちらの方に事務所を置いている会社でございます。

以上です。

議長（定居利子君） よろしいですか。

ほかにありますか。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 最終補正ということですので、数字的なものの把握をちょっとさせていただきたいということで3点お伺いしたいのですが。

1点目はこの補正によりますところの収納率、全体の状況と、滞納、金額ベースでの状況がどういう形になってくるのかということと、アスト会館の基金を廃止して繰り入れをして

おりますけれども、それをした上でこの補正が成立をした段階での財政調整基金の保有金額というのはどういうふうな状況になるのか。予算では何か相当のものを繰り入れをするということが見込まれておりますので、そういう意味からもその点についてお聞かせいただきたいと思います。

議長（定居利子君） 収納課長。

収納課長（田村正幸君） 全体的な収納率ということで、収納課といたしましては、最低でも前年並みを一応予定しておりますけれども、ただ今年度につきましては特に不良債権整理がかなり加速をしてきたということと、これは都市部というように言われておりますけども。さらに18年度につきましては地方の方に回ってくるであろうという中で、金融債権者におきましてもかなり加速的に整理を進めているという傾向が見受けられますので、今年度につきましては現年収納率を93%以上、さらに全体の収納率を70に限りなく近づけたい、そのように考えて、してきております。

したがって、数字的には多少減の要素も含まれておりますけれども、全体的には強気の姿勢で対応をさせていただいております。

ただ法人町民税の減がかなりの、1,100万円以上の減額になりましたけれども、これにつきましてはやはり法人の事業収益の減ということも考えられるわけですが、私どもといたしましてはむしろ今まで過去数年間設備投資を控えてきた部分がこの時期に入って多少設備投資に資金を回し始めているのかなと、そのように考えて事業収益が減というよりも設備投資、費用の面で食われているのではなからうかというふうに考えております。

したがって、収納率につきましては、いろいろな事件その他の諸事情もございましたけれども、ここに来て納税にも極力ご協力をいただいておりますので、特に大きな影響は出ないものと考えております。

議長（定居利子君） 総務課長補佐。

総務課長補佐（西尾 清君） それでは、17年度末の財政調整基金の残高見込みでございますけれども、アスド会館から2億3,769万9,000円繰り入れまして3億5,969万8,000円を見込んでおります。

議長（定居利子君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 済みません。

滞納のちょっと金額のところが答弁漏れかと思えます。

議長（定居利子君） 収納課長。

収納課長（田村正幸君） 申しわけございません。

直近の数字で申し上げさせていただきますけれども、17年度各税目の課税額、つまり調定額が23億4,591万7,494円に対しまして、一昨日現在収入が20億7,568万5,324円となりまして、この時点での収入未済が2億7,023万2,170円、収入率88.48%となっております。滞納繰越分につきましては、調定額が10億4,106万1,264円に対しまして7031万2,968円、収入未済額が9億7,074万8,296円となりまして、今年度収入率が6.75%ということで、前年対比0.65ポイント上回りつつございます。

よろしいでしょうか。

議長（定居利子君） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号 平成17年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第15号 平成17年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算
（第4号）

議長（定居利子君） 日程第2 議案第15号 平成17年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

職務代理者助役から提案理由の説明を求めます。

助役。

(職務代理者助役 太田俊彦君登壇)

職務代理者助役(太田俊彦君) それでは、議案第15号 平成17年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に519万9,000円を追加し、歳入歳出を18億918万2,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、まず歳入では、国庫支出金が三位一体改革により、県へ税源移譲され減額になり、県支出金が増額になったものと、各支出金及び交付金の確定により増減したものであります。

この増減分は、一般被保険者療養給付費及び高額療養費等に充当し、また医療費等の伸び率を推計し調整を図り、補正措置を行ったところでございます。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(定居利子君) 健康づくり課長。

健康づくり課長(鈴木希美雄君) それでは、ただいま提案されました議案第15号 平成17年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について概要を説明いたします。

平成17年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ519万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億918万2,000円といたします。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

4ページをお開きください。

まず歳入ですが、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金から5,956万3,000円減額補正し4億9,635万3,000円といたします。内容につきましては、細説1療養給付費負担金5,588万8,000円の減は、三位一体改革で県へ税源移譲され現行の40%負担が36%に改正されたことによる減額でございます。

細説2老人保健医療費拠出金負担金347万7,000円の減は、老人保健医療費の実績により減額になったものであります。

細説 4 高額医療費共同事業拠出金負担金21万3,000円の減は、国庫支出金の最終確定により減額になったものであります。

5 款県支出金、1 項県補助金、2 目財政調整交付金6,166万7,000円を補正し6,166万8,000円といたします。普通調整交付金5,465万8,000円の増は、国庫支出金で申し上げましたが三位一体改革により県に税源移譲された4%の増額分でございます。

5 ページをごらんください。

2 節特別調整交付金の700万9,000円の増は、三位一体改革により国の調整交付金が現行の10%が9%となり1%分を県の特別調整交付金と交付されたものであります。

2 項県負担金、1 目高額医療費共同事業拠出金負担金から21万3,000円の減額補正いたしまして1,117万1,000円といたします。県の負担金の最終確定により減額するものであります。

6 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目共同事業交付金331万3,000円補正し4,930万5,000円といたします。この高額医療費につきましては、70万円以上の高額医療費の増加したことによる増額分でございます。

6 ページをお開きください。

次に、歳出ですが、1 款総務費、1 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費から31万9,000円減額補正し30万6,000円といたします。内容につきましては、11節需用費、細説 1 の消耗品費24万1,000円の減は、パンフレットの購入費が安価であったための減額でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費2,344万9,000円補正し9億1,108万8,000円といたします。一般被保険者療養給付費保険者負担金2,344万9,000円では、2月支払い分の医療費が前年対比3.83%の伸びとなっておりますのでその伸び率に基づいて増額といたしました。

2 目の退職被保険者等療養給付費から1,690万円減額補正いたしまして2億1,900万円といたします。この内容につきましても、2月支払い分の医療費の伸び率に基づいて減額といたしましたものでございます。

7 ページをごらんください。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費に200万円補正し9,800万円といたします。この内容につきましても、一般高額療養費の伸び率に基づいて増額といたしましたものでございます。

2 目退職被保険者等高額療養費から200万円減額補正し1,800万円といたします。この内容につきましても、退職者高額療養費が減少したことによる減額でございます。

9ページをお開きください。

5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金から85万2,000円減額補正し4,468万5,000円といたします。高額医療費共同事業医療費拠出金の最終確定により減額したものでございます。

6款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費から20万9,000円減額補正し354万7,000円といたします。この内容につきましては、エイズパンフレットの購入費が安価により減額とするものでございます。

3ページにお戻りください。

ただいま説明いたしました内容をこの歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。まず歳入ですが、合計で申し上げます。補正前額18億398万3,000円に519万9,000円補正いたしますして、補正後の額を18億918万2,000円といたします。

次に、歳出ですが、合計で申し上げます。補正前額18億398万3,000円に519万9,000円を補正いたしますして、補正後の額を18億918万2,000円といたします。補正後の財源内訳ですが、国県支出金188万6,000円、その他財源331万3,000円といたします。

以上、簡単ですが説明にかえさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（定居利子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） すみません、財源的な問題で聞きたいと思うのですけれども。

三位一体の改革によって療養給付費の負担金の方の減が生じて、一方でこれが県の補助金という形で財政調整交付金等々へ出る。これは金額だけ見ると同じように支払いがされているから金額が出ているということに見えるのだけれども、一方で考えると、負担金から交付金に、いえば格下げがあったわけですね。県のこれは負担金という形で県から支出されているということであれば、今後安定的な負担割合の中で県からお金は当然入ってくるという性格だと思うのですよ。この交付金という形になった場合の性格というのは、極めてやっぱり弱いものがあるのではないかなというふうに思うのですけれども。特にここでは、今回の場合は普通調整交付金と特別調整交付金と2本で出ていますけれども、この財源充当の考え方等々についてはどのような形で説明等を受けているのでしょうか。その内容についてお聞かせください。

議長（定居利子君） 健康づくり課長。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） 平成20年前後に保険者、広域保険者という形で県単位の保険者になるという、国の方ではそのような形で、今現在都道府県との調整を図っているところであります。

その中で、ただ今までは県ではただ指導監督するだけであって、本当の国保の中身というものの、突っ込んだ形というのは今までなかったわけです。ですから国の方では、県も各市町村に対してある程度調整役をするために調整交付金というものを、国の方の税を県の方に移譲して権限を持たずに、そういう形でまず県の調整交付金というものがなされておるということで聞いております。

ですから、今後はこの調整交付金というものが国の税源移譲の中でこれからも引き続きこれらがなされるということで聞いておりますので、この国の減額分については県でその部分を補てんする、そういう形では今までどおりの形で補助がなされるということで確認しております。

議長（定居利子君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 20年に対して国民健康保険を広域的な形で事業主がいわゆる県とか広域になると。それまでの間は一応財源的な補償というものがあるというふうな考え方ですよ。逆に今課長の答弁の中で、県に権限を持たせるという問題がありましたね。そうしますと、今度例えばうちの町なんかの場合、国保税の場合でも滞納が多いという状況がありますよね。また、ほかのところでは医療費の支給が多いとか、こういう問題に対して県がそういう意味での権限を持つということは、当然そういうものに対する指導とかまたいろんな中でそういう要素を加味した形の中で今後こういう調整交付金というものについては調整が図られる、そういう要素も出てくるということでしょうか。権限を持つということは何らか県がやっぱり指導をするということが当然そこに裏表あるのじゃないかというふうに思うのだけれども、そういう面は今の段階はどうなのでしょう。

議長（定居利子君） 健康づくり課長。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） 滞納につきましても県の方では大きな滞納、例えば2年、3年も滞納したものについては県の方で町村との連携をとりながら滞納整理する。ただ細かい金額について、滞納については市町村が滞納整理するという意向だということで確認をしております。

それと医療費についても、小さな町、過疎地域というのは高齢化率がどうしても高い関係上、高齢者になりますとどうしても医療費がかかってくる、そういう形で全体的な県下の中

にあれば救出する分が多くあるということで、そういった弁で調整を図れば保険税もある程度軽減されるのじゃないかとそういったことも加味しているということで確認しております。

議長（定居利子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号 平成17年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第16号 平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算
（第3号）

議長（定居利子君） 日程第3 議案第16号 平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職務代理者助役から提案理由の説明を求めます。

助役。

（職務代理者助役 太田俊彦君登壇）

職務代理者助役（太田俊彦君） それでは、議案第16号 平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に4,204万3,000円を追加し、歳入歳出予算を16

億371万円とするものであります。

2月までの医療費の伸び率及び支払い実績に基づき、医療費を推計し、公費負担割合に応じて調整を図ったものであります。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） 健康づくり課長。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） それでは、ただいま提案されました議案第16号 平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算（第3号）について、概要説明いたします。

平成17年度東伊豆町の老人保健医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,204万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億371万円といたします。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

3ページをお開きください。

まず歳入ですが、1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目医療費交付金1,326万2,000円補正し9億1,051万3,000円といたします。医療費交付金で医療費の伸び率に基づき負担割合により増額いたしました。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金1,911万7,000円補正し、4億6,128万9,000円といたします。医療費国庫負担金で医療費の伸び率に基づき負担割合により増額といたしました内容でございます。

3款県支出金、1項県負担金、1目医療費負担金477万9,000円補正し1億1,366万5,000円といたします。医療費県負担金も医療費の伸び率に基づき負担割合に増額といたしました内容でございます。

4ページをお開きください。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金477万9,000円補正し1億1,198万9,000円といたします。一般会計繰入金も医療費の伸びに基づき負担割合により増額いたしました内容です。

6款諸収入、3項雑入、2目返納金に10万6,000円補正し10万7,000円といたします。この

内容につきましては、病院からの返納金でございます。

5 ページをお開きください。

次に、歳出ですが、1 款医療諸費、1 項医療諸費、1 目医療給付費に4,531万円補正し15億6,560万4,000円といたします。この内容につきましても、歳入で申しましたように、伸び率に基づき負担割合により増額したものでございます。

2 目医療支給費から326万7,000円減額補正し1,694万6,000円といたします。医療支給費で内容につきましては、コルセット、マッサージ等の減額によるものでございます。

2 ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容をこの歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず歳入ですが、合計で申し上げます。補正前額15億6,166万7,000円に4,204万3,000円補正いたしまして、補正後の額を16億371万円といたします。

次に、歳出ですが、合計で申し上げます。補正前額15億6,166万7,000円に4,204万3,000円補正いたします。補正後の額を16億371万円といたします。補正額の財源内訳ですが、国県支出金2,389万6,000円、その他財源1,326万2,000円、一般財源488万5,000円といたします。

以上、簡単ですが説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） 4 ページの6 款諸収入の中の2 目返納金10万6,000円の内容ですけれども、これは医療機関からの返納金というふうに伺いましたけれども、これにつきまして詳しい御説明をいただきたいと思えます。

議長（定居利子君） 健康づくり課長。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） この内容につきましては、某病院に県の指導監査が入りまして、その請求内容等のチェックに入りました。それでその内容にちょっといつわりがあった、若干多く請求したということの中で病院からの返納金があったということでございます。

議長（定居利子君） 11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） 適正な医療を適正に受けていただくというふうなことが国保会計の健全の源にあることかと思えますけれども、患者のさまざまな多受診等いろいろある関係の中でレセプト点検というふうなことで担当なさっているかと思えますけれども、予算決算の中で私たびたび申し上げている点なのですが、この返納金、今あくまでも医療機関に指導監

査が入ったというふうなことのお話なのですけれども、この点につきまして一応了解はいたしますけれども、今後もこの点につきまして担当の皆さん方の適正なる医療というふうなことでの取り組みというものが大変大事になってくるかというふうに思います。伺いました点につきましては、了といたします。

議長（定居利子君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号 平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第17号 平成17年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（定居利子君） 日程第4 議案第17号 平成17年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職務代理者助役から提案理由の説明を求めます。

助役。

（職務代理者助役 太田俊彦君登壇）

職務代理者助役（太田俊彦君） ただいま提案されました議案第17号 平成17年度東伊豆町

介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、概要を申し上げ提案理由といたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から308万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億7,473万5,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では給付費に伴う国庫支出金など法定負担分の変更交付額の決定による減額と、歳出では保険給付費の減額補正をいたしたものであります。

詳細につきましては、福祉介護課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（鈴木清司君） ただいま提案されました議案第17号 平成17年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）を予算書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

平成17年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ308万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,473万5,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、4ページをお開きください。

まず歳入ですが、款項の区分で申し上げます。

1款保険料、1項介護保険料で補正前の額から256万円を減額し、補正後の額を1億3,655万6,000円といたします。その主な内容は、特別徴収被保険者の転出、死亡、普通徴収などの異動によるものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金で補正前の額から588万2,000円を減額し、補正後の額を1億6,351万2,000円といたします。給付実績による減額でございます。給付費の20%を見込んだものでございます。

2項国庫補助金で補正前の額から47万円を減額し、補正後の額を4,171万3,000円といたします。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金で補正前の額から771万8,000円を減額し、補正後の額を2億6,331万2,000円といたします。

5款県支出金、1項県負担金で補正前の額から367万6,000円を減額し、補正後の額を1億

219万5,000円といたします。

次のページをお願いします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金で補正前の額に1,000万円を追加し、補正後の額を1億2,636万8,000円といたします。過年度分事務費繰入金となります。

2項基金繰入金で、補正前の額に721万7,000円を追加し、補正後の額を1,532万7,000円といたします。給付費の準備基金繰入金でございます。

次のページで、歳出1款総務費、1項総務管理費で66万6,000円の財源更正をいたします。昨年10月の法改正に伴う電算システムに係る国庫補助金がついたためのものでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費で、8ページをお願いします。補正前の額から1,203万4,000円を減額し、補正後の額を7億8,324万2,000円といたします。その主な内容につきましては、7ページの方にお戻りください。1目の居宅介護サービス給付費を3,024万5,000円追加し、3目の施設介護サービス給付費を4,024万1,000円減額し、同じく居宅介護サービス計画給付費を203万8,000円減額したものでございます。この理由につきましては、給付実績によるものでございます。

8ページの2項支援サービス等諸費で、補正前の額から105万5,000円を減額し、補正後の額を2,917万1,000円といたします。その主な内容も給付実績によるものでございます。

次のページで、4款基金積立金、1項基金積立金で補正前の額に1,000万円を追加し、補正後の額を1,000万1,000円といたします。

3ページにお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括をしてあります。

まず歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額から308万9,000円を減額し、補正後の額を8億7,473万5,000円といたします。

次に、歳出ですが、同じく合計で申し上げます。補正前の額から308万9,000円を減額し、補正後の額を8億7,473万5,000円といたします。

補正額の財源内訳といたしましては、特定財源の国県支出金で1,002万8,000円の減、その他財源で771万8,000円の減、一般財源で1,465万7,000円の内訳となります。

以上、説明にかえさせていただきます。御審議のほどをよろしく願いいたします。

議長（定居利子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(定居利子君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号 平成17年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第18号 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算
(第3号)

議長(定居利子君) 日程第5 議案第18号 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

職務代理者助役から提案理由の説明を求めます。

助役。

(職務代理者助役 太田俊彦君登壇)

職務代理者助役(太田俊彦君) それでは、議案第18号 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第3号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から400万円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ5,033万3,000円とするものであります。

主な内容ですが、歳入につきましては、売電収入を400万円減額し、4,700万円といたしました。

また、歳出につきましては、売電収入の減額に伴い基金積立金を390万円減額し1,910万1,000円といたしました。

なお、詳細につきましては、企画調整課長から説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（鈴木新一君） それでは、ただいま提案されました議案第18号 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第3号）について、内容を説明させていただきます。

平成17年度東伊豆町の風力発電事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,033万3,000円とします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

なお、概要説明をいたしますけれども、款項の区分で説明をさせていただきます。

それでは、3ページをお開きください。

まず歳入について申し上げます。

3款諸収入につきましては、1項収益事業収入といたしまして400万円の減額措置をいたしました。内容といたしましては、発電量が予定を下回ったことにより売電収入を減額したものです。

なお、資料といたしまして、平成17年度風力発電施設売電収入一覧表を添付していただきますのでごらんをいただきたいと思います。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

1款、1項の電気事業管理費につきましては、セミナー等参加負担金を実績により3万9,000円の減額といたしました。

次に、4ページをごらんください。

1款、2項風力発電事業費につきましては、風力発電所のパンフレットの印刷製本費として8万1,000円を増額し、電話料を実績により14万1,000円減額いたしました。また、売電収入が減少したため基金積立金を390万円減額措置いたしました。

2ページにお戻りください。

この歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま説明をいたしました内容を総括しておりま

す。

以上、まことに簡単ですが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第19号 平成17年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第5号）

議長（定居利子君） 日程第6 議案第19号 平成17年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

職務代理者助役から提案理由の説明を求めます。

助役。

（職務代理者助役 太田俊彦君登壇）

職務代理者助役（太田俊彦君） それでは、議案第19号 平成17年度東伊豆町水道事業会計

補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出において、収入で304万7,000円を増額補正し、総額4億6,544万9,000円に、支出で564万4,000円を増額補正し、総額4億5,848万6,000円とするものであります。

内容につきましては、収入では給水収益・簡易水道収益及び給水分担金の増額補正を行っております。

費用につきましては、配水及び給水関係の動力費の増額補正などのほか、時効による不納欠損処分の予定額等を計上させていただきました。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、支出について4,469万5,000円を減額いたします。これにつきましては、平成16年度からの継続事業であります入谷送水施設改良事業などの不用額を減額する内容であり、あわせて第5条において予算第8条として定める継続費の総額及び17年度分の年割額につきまして変更を行ったものでございます。

詳細につきましては、水道課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時52分

議長（定居利子君） 休憩を閉じ再開いたします。

水道課長。

水道課長（鈴木忠一君） それでは、ただいま提案されました議案第19号 平成17年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第5号）につきまして、朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

（総則）

第1条 平成17年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

（業務の予定量）

第2条 平成17年度東伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第2号中

「391万5,000立方メートル」を「392万7,000立方メートル」に改め、同条第3号中「1万726立方メートル」を「1万759立方メートル」に改めます。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。

初めに、収入についてです。科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

第1款水道事業収益4億6,240万2,000円に304万7,000円を追加し、4億6,544万9,000円に、第1項営業収益4億5,935万2,000円に237万円を追加し、4億6,172万2,000円に、第2項営業外収益305万円に67万7,000円を追加し、372万7,000円とします。

次に、支出についてです。科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

第1款水道事業費用4億5,284万2,000円に564万4,000円を追加し、4億5,848万6,000円に、第1項営業費用3億9,054万4,000円から110万9,000円減額し、3億8,943万5,000円に、第2項営業外費用6,120万9,000円に232万8,000円を追加し、6,353万7,000円に、第3項特別損失58万9,000円に442万5,000円を追加し、501万4,000円とします。

続きまして、資本的収入及び支出。

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「2億9,771万1,000円」を「2億5,301万6,000円」に、過年度分損益勘定留保資金「2億7,772万円」を「2億3,302万5,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正します。

2ページをお開きください。

支出についてです。科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

第1款資本的支出2億9,771万3,000円から4,469万5,000円を減額し、2億5,301万8,000円に、第1項建設改良費2億2,436万4,000円から4,469万5,000円を減額し、1億7,966万9,000円とします。

第5条 予算第7条の次に第8条を追加し、継続費の総額及び年割額を次のとおり変更します。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、入谷送水施設改良事業、補正前の総額、1億1,978万5,000円を補正後は8,271万9,000円に、補正前の平成17年度年割額9,297万5,000円を補正後は5,590万9,000円に変更します。

補正内容につきましては、参考資料により説明させていただきます。

8ページをお開きください。

初めに、収益的収入及び支出についてでございます。営業収益では、1目給水収益で150

万円の増額補正を行い、2目の簡易水道収益でも100万円の増額補正を行います。上水、簡水合わせて250万円の増を見込みました。この補正で第2条で述べましたとおり給水量も上水、簡水合わせて1万2,000立方メートルの増となります。日量に換算しますと、33立方メートルの増となります。予算対比では、上水、簡水とも増額補正となりますが、2月検針の6期分までを平成16年度と比較いたしますと簡易水道収益は増えておりますが、上水、簡水合わせた収益全体では200万円ほどの減となっております。景気の動向にかかわらず収益の減少傾向が依然として続いております。

3目の受託工事収益では8万1,000円の減額を予定しております。

4目のその他営業収益では4万9,000円の減額を予定しております。材料売却収益の減によるものでございます。

営業外収益では、2目分担金で67万7,000円の増額補正でございます。これは新規の給水申込みの増加によるものであり、当初は20ミリ、19件を予定しておりましたが、20ミリで6件、13ミリで1件の増を見込んでおります。

次に、水道事業費用についてでございます。

初めに、営業費用についてです。1目原水及び浄水費についてです。原水及び浄水費では、委託料で130万円、動力費で50万円、薬品費で50万円及び材料費で5万円の減額を行い、総額で208万1,000円を減額補正いたします。委託料の減は水質検査委託料、薬品費については納入単価が引き下がったことによる減額補正となりました。また、3号井水源の仮設ポンプ賃借料について増額補正させていただきました。

9ページをお開きください。

2目配水及び給水費では、委託料で22万8,000円の減額、動力費で120万円の増額を行い、合計で97万2,000円の増額補正となります。

営業費用合計で110万9,000円の減額となります。

営業外費用では、この補正による消費税の変更であり、建設改良費の減による仮払い消費税の減が大きく232万8,000円の増額となります。

次に、特別損失で442万5,000円の増額補正をさせていただきます。これは平成18年3月末時効が成立します不納欠損処分額の予定額でございます。内容は、上水道が92件、442万3,002円、簡易水道が1件、1,984円を予定しております。

次に、資本的支出の建設改良費の補正内容についてであります。1目原水及び浄水施設整備費の工事請負費について4,140万2,000円の減額であります。内容につきましては、先ほど

申し上げました継続事業の入谷送水施設改良事業が完了し工事費の不用額を減額すること及び専決処分により補正させていただきました3号井水源取水ポンプ取りかえ工事につきまして2月に実施いたしました入札の関係が工期等かんがみ18年度に施工することとし、不用額を減額措置させていただきました。

3目配水及び給水施設整備費におきましては、329万3,000円の減額補正であります。工事執行の不用額を減額する内容でございます。

5ページにお戻りください。

この予算執行後の資金の動向を示してございます。年度末には5億6,849万円ほどの資金残高を見込んでおります。

なお、7ページに平成17年度末の予定貸借対照表を添えてありますのでごらんいただきたいと思っております。

平成17年度中の予定利益は236万円余を予定しております。

以上、簡単ですが説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） 9ページの関係で伺いたいところがあります。

これ参考資料のところなのですけれども、支出、3項の特別損失で今御説明がありました501万4,000円の関係の中で、過年度損益修正損というふうなことで上水道92件、442万円と簡易水道1件1,984円の内容につきましてですけれども、この上水道92件という数字なのですが、これはあれでしょうか、何年間というふうなことでしょうか。

それと、このたびの92件という内容については、前年度に比べてどうだったのかというのを教えていただきたいと思っております。

議長（定居利子君） 水道課長。

水道課長（鈴木忠一君） 上水道の方の不納欠損処分92件、これは時効によるものでございまして、平成12年度分ということでございます。

それに伴いまして過去の不納欠損処分の推移につきましては、昨年が357万2,145円いたしました。一昨年の平成15年度につきましては、521万2,875円の不納欠損処分をお願いいたしております。

以上です。

議長（定居利子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号 平成17年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

議長（定居利子君） 休憩を閉じ再開いたします。

日程第7 議案第20号 平成18年度東伊豆町一般会計予算

議長（定居利子君） 日程第7 議案第20号 平成18年度東伊豆町一般会計予算についてを議題といたします。

職務代理者助役から提案理由の説明を求めます。

助役。

(職務代理者助役 太田俊彦君登壇)

職務代理者助役(太田俊彦君) 議案第20号 平成18年度東伊豆町一般会計歳入歳出予算について、概要と提案理由を申し上げます。

平成18年度の当初予算は43億6,700万円で、平成17年度当初予算に比べ3億7,600万円、7.9%の減であります。

まず歳入では、自主財源が27億6,939万3,000円で、構成比では63.4%となり、前年度と比較しますと0.9%の増で、2,500万7,000円の増となっております。

歳入の根幹であります町税は、前年度比0.2%、465万1,000円の増であります。これは法改正によるもので職員一丸となって収納率の向上に努めているものの、依然として厳しい内容を示しており、そのため財政調整基金から繰り入れをさせていただいております。

また、依存財源は15億9,760万7,000円で、構成比は36.6%となり、前年度と比較しますと20.1%の減で、4億100万7,000円の減となっております。

三位一体改革により地方譲与税の増があったものの、各交付金等の減や奈良本太田線改良工事分の国庫支出金、町債が減となっております。

次に、歳出の状況であります。まず経常的経費では、人件費は前年度比5.6%減の15億4,559万4,000円となります。

扶助費につきましては、児童手当の増などにより前年度比0.9%の伸びとなっており、公債費も含めた義務的経費は24億6,050万1,000円となります。

また、物件費については、可能な限り縮減を図り、町単独補助金についても一律10%のカットをいたしたところであります。

次に、投資的経費であります。これは政策的な経費であり、新町長の政策に基づく経費を計上する必要がありますので、継続的な経費を主に計上させていただきましたので、前年度比54.2%の減、1億7,407万9,000円となったところであります。

非常に厳しい財政環境下ではありますが、骨格予算を組みましたので御理解をお願いしたいと思います。

詳細につきましては、総務課長補佐から説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(定居利子君) 総務課長補佐。

総務課長補佐(西尾 清君) ただいま提案されました議案第20号 平成18年度東伊豆町一般会計予算の主な内容を説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

平成18年度東伊豆町の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43億6,700万円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」によります。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」によります。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、7億円と定めます。

2 ページをお開きください。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の既定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、款項の区分で説明させていただきますが、この予算の中で本年度と申し上げますのは平成18年度であり、前年度とは平成17年度であります。また、比較につきましては、平成18年度当初予算と平成17年度当初予算の内容で申しますので、御理解をお願いいたします。

3 ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算の歳入についてです。

1款町税につきましては22億6,709万2,000円、前年対比465万1,000円、0.2%の増で、予算全体に占める割合は51.9%となっております。

1項町民税につきましては、個人町民税と法人町民税で5億6,038万6,000円となり、前年対比6.2%の増です。

2 項固定資産税につきましては13億7,858万4,000円、前年対比1.9%の減です。

3 項軽自動車税につきましては2,311万9,000円、前年対比6.2%の増です。

4 項町たばこ税につきましては1億4,000万円、前年対比同額でございます。

5 項特別土地保有税につきましては、科目存置です。

6 項入湯税につきましては1億6,500万1,000円、前年対比1.8%の減で、課税対象者を110万人と推定したものです。

2 款地方譲与税につきましては1億8,070万円、前年対比37.3%の増で、予算全体の占める割合は4.1%となっております。

1 項所得譲与税につきましては1億470万円、前年対比4,910万8,000円の増です。

2 項自動車重量譲与税につきましては5,600万円、前年同額です。

3 項地方道路譲与税につきましては2,000万円、同じく前年同額です。

3 款利子割交付金につきましては400万円、前年対比200万円の減で、予算全体に占める割合は0.1%となっております。決定利率により減を見込んだものです。

4 款配当割交付金につきましては270万円、前年対比60万円の増で予算全体に占める割合は0.1%となっております。

5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては300万円、前年対比170万円の増で、予算全体に占める割合は0.1%となっております。

6 款地方消費税交付金につきましては1億6,300万円、前年対比300万円の増で、予算全体に占める割合は3.7%となっております。県からの交付金ですので、県の予算をもとに推計しております。

7 款ゴルフ場利用税交付金につきましては2,992万5,000円、前年対比179万6,000円の増で、予算全体に占める割合は0.7%となっております。稲取ゴルフクラブの利用客数を4万5,000人と推定し計上いたしました。

8 款特別地方消費税交付金につきましては1,000円、当交付金は平成11年度で廃止となりましたが、滞納繰越分が収納されたときのための科目存置といたしました。

4 ページをお開きください。

9 款自動車取得税交付金につきましては5,700万円、前年対比100万円の増で、予算全体に占める割合は1.3%となっております。

10 款地方特例交付金につきましては3,050万円、前年対比1,050万円の減で、予算全体に占める割合は0.7%となっております。

11款地方交付税につきましては5億3,900万円、前年対比8,100万円の減で、予算全体に占める割合は12.3%となっております。普通交付税4億4,400万円、特別交付税9,500万円を見込んでいます。

12款交通安全対策特別交付金につきましては220万円、前年対比同額で、予算全体に占める割合は0.1%となっております。

13款分担金及び負担金につきましては2,950万9,000円、前年対比621万円の増で、予算全体に占める割合は0.7%となっております。

14款使用料及び手数料につきましては6,096万1,000円、前年対比359万4,000円の減で、予算全体に占める割合は1.4%となっております。

15款国庫支出金につきましては1億449万5,000円、前年対比1億265万6,000円の減で、予算全体に占める割合は2.4%となっております。

1項国庫負担金につきましては8,283万4,000円、前年対比2,796万4,000円、25.2%の減です。知的障害者施設訓練等支援費負担金、保健基盤安定負担金、児童手当負担金などが計上されています。

2項国庫補助金につきましては1,595万4,000円で、前年対比7,460万5,000円、82.4%の減です。この減については、太田線改良事業の交付金の減が要因です。

3項委託金につきましては570万7,000円、前年対比8万7,000円、1.5%の減です。

16款県支出金につきましては2億418万6,000円、前年対比7,585万5,000円の減で、予算全体に占める割合は4.7%となっております。

1項県負担金につきましては9,245万9,000円、前年対比459万1,000円、5.2%の増です。本年度より児童手当の支給年齢が引き上げられたためです。

2項県補助金につきましては9,323万1,000円、前年対比6,721万4,000円、41.9%の減。介護保険法の改正による事業の変更や片瀬海岸観光施設整備工事、稲取幼稚園耐震補強工事の終了によるものです。

3項委託金につきましては1,849万6,000円、前年対比1,323万2,000円、41.7%の減です。前年度には国勢調査、静岡県知事選挙費が計上されていたためです。

17款財産収入につきましては7,549万円、前年対比161万8,000円の減で、予算全体に占める割合は1.7%となっております。

5ページをごらんください。

18款寄付金につきましては4,000円の科目存置です。

19款繰入金につきましては2億1,636万2,000円、前年対比1,924万1,000円の減で、予算全体に占める割合は5.0%となっております。

1項財産区繰入金につきましては70万1,000円、稲取財産区特別会計からの繰入金です。

2項基金繰入金につきましては2億1,216万円、前年対比1,180万円の減となっています。本年度は財政調整基金から2億1,000万円、育英奨学基金から216万円を繰り入れるものです。

3項特別会計繰入金につきましては、風力発電事業特別会計から350万円を繰り入れ、太陽光発電システム設置費補助事業に充当いたします。

20款繰越金につきましては、前年同額の3,000万円を計上いたしました。予算全体に占める割合は0.7%となっております。

21款諸収入につきましては8,997万5,000円、前年対比3,859万9,000円の増で、予算全体に占める割合は2.0%となっております。

1項延滞金、加算金及び過料につきましては280万円、町税の延滞金です。

2項町預金利子につきましては1万円を計上しました。

3項貸付金元利収入につきましては、育英奨学金貸付金返還金で299万4,000円です。

4項雑入につきましては8,417万1,000円、前年対比3,879万9,000円、85.5%の増です。本年度におきましては、市町村振興協会基金配分金、健康増進事業参加費負担金が計上されております。

最後、22款町債につきましては2億7,690万円、前年対比1億8,620万円の減で、予算全体に占める割合は6.3%となっております。

お手数ですが、9ページをお開きください。

本予算書第3条で定めました第3表地方債の内容でございますが、限度額2億7,690万円で、起債の方法は証書借入または証書発行といたします。利率は5%以内とし、償還方法を定めたものです。

なお、地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、予算書168ページに記載されておりますのでごらんの上御理解をお願いします。

恐れ入りますが、6ページにお戻りください。

歳出につきましても、各項の区分で説明させていただきます。

1款議会費につきましては6,411万6,000円、前年対比109万円、1.7%の減で、予算全体に占める割合は1.5%となっております。内容につきましては、議員報酬、各常任委員会活動費及び職員3人の人件費が主なものです。

2 款総務費につきましては9億226万5,000円、前年対比6,135万3,000円、6.4%の減で、予算全体に占める割合は20.7%となっております。

1 項総務管理費につきましては7億1,976万2,000円、前年対比4.3%の減で、全般的な需用費、町広報、庁舎維持管理費、アスト会館費、交通安全対策費、自治振興費などを計上いたしました。

2 項徴税费につきましては1億3,575万5,000円、前年対比8.5%の減です。

3 項戸籍住民基本台帳費につきましては3,206万7,000円、前年対比4.5%の減で、戸籍事務関係費用を計上いたしました。

4 項選挙費につきましては616万4,000円、前年対比57.5%の減です。

5 項統計調査費につきましては731万5,000円、前年対比45.6%の減です。

6 項監査委員費につきましては120万2,000円、前年対比11.5%の減で、監査事務諸費を計上いたしました。

3 款民生費につきましては7億7,504万1,000円、前年対比1,214万円、1.5%の減で、予算全体に占める割合は17.8%となっております。

1 項社会福祉費につきましては5億8,081万7,000円、前年対比5.4%の減で、障害者福祉費、老人福祉費及び国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、介護予防事業費などを計上いたしました。

2 項児童福祉費につきましては1億8,786万7,000円、前年対比13.3%の増で、児童手当が法改正により支給対象年齢が小学校6年生までに拡大され、増額の要因になっています。

3 項国民年金事務取扱費につきましては625万7,000円、前年対比14.7%の減で、国民年金事務費を計上いたしました。

4 項災害救助費につきましては10万円で、前年度同額を計上いたしました。

4 款衛生費につきましては7億796万5,000円、前年対比2,221万8,000円、3.2%の増で、予算全体に占める割合は16.2%となっております。

1 項保健衛生費につきましては3億518万9,000円、前年対比1.2%の減で、各保健対策事業費を計上いたしました。

2 項清掃費につきましては4億277万6,000円、前年対比6.9%の増で、ごみ収集委託料、東河環境センター分担金など計上しておりますが、清掃センター建設の公債費の返還が始まるために増額となっております。

5 款農林水産業費につきましては1億3,442万6,000円、前年対比2,185万6,000円、14.0%

の減で、予算全体に占める割合は3.1%になっております。

1 項農業費につきましては8,831万8,000円、前年対比17.0%の減で、産業関係舗装用生コン、農業振興費補助金、中山間地域等直接支払制度交付金、中山間地域総合整備事業負担金などを計上いたしました。

2 項林業費につきましては1,302万6,000円、前年対比2.8%の減で、ふれあいの森維持管理委託料、施設補修工事、花の咲く丘公園維持管理委託料などを計上いたしました。

3 項水産業費につきましては3,308万2,000円、9.1%の減で、農業振興費補助金、稲取漁港整備事業地元負担金などを計上いたしました。

6 款商工費につきましては2億2,302万9,000円、6,684万5,000円、23.1%の減で、予算全体に占める割合は5.1%になっております。継続事業である熱川桜山整備工事、緊急経済支援対策資金利子補助金、リフォーム振興事業補助金などを計上いたしました。

7 款土木費につきましては9,809万8,000円、前年対比1億9,237万3,000円、66.2%の減で、予算全体に占める割合は2.2%になっております。

1 項土木管理費につきましては3,013万1,000円、前年対比30.0%の減で、測量登記事務委託料などを計上いたしております。

7 ページをごらんください。

2 項道路橋りょう費につきましては4,196万円、前年対比80.5%の減で、ユニバーサルデザイン対応補修工事、町道全般維持補修工事、継続事業であります堀切線改良工事、宮後線改良工事などを計上いたしました。

3 項河川費につきましては875万円、前年対比36.4%の減で、継続事業であります片瀬山下水路、湯ヶ岡山田水路改修工事を計上いたしました。

4 項都市計画費につきましては1,416万5,000円、前年対比9.2%の減で、都市公園管理委託料などを計上いたしました。

5 項住宅費につきましては309万2,000円、前年対比3.6%の減で、町営住宅補修工事などを計上いたしました。

8 款消防費につきましては3億2,004万7,000円、前年対比924万2,000円、2.8%の減で、予算全体に占める割合は7.3%となっております。災害時に活用するための衛星携帯電話購入費などを計上いたしました。

9 款教育費につきましては4億6,333万7,000円、前年対比3,621万5,000円、7.2%の減で、予算全体に占める割合は10.6%となっております。

1 項教育総務費につきましては1億1,525万9,000円、前年対比7.4%の増であります。

2 項小学校費につきましては5,657万7,000円、前年対比10.4%の減で、熱川小学校バルコニー防水補修工事などを計上いたしました。

3 項中学校費につきましては4,855万1,000円、前年対比9.9%の増で、熱川中学校外壁防水塗装工事、教科書指導書購入費などを計上いたしました。

4 項幼稚園費につきましては1億3,214万2,000円、前年対比20.2%の減であります。

5 項社会教育費につきましては3,183万2,000円、前年対比7.1%の減です。

6 項保健体育費につきましては7,382万2,000円、前年対比4.9%の減で、体育センターのバスケットゴールの修理の完了などによるものです。

7 項奨学金につきましては515万4,000円、育英奨学金を計上いたしました。

10款災害復旧費につきましては143万円で、災害に対する応急工事費を計上いたしました。

11款公債費につきましては6億6,724万6,000円、前年対比330万5,000円、0.5%の増で、予算全体に占める割合は15.3%になっております。元金償還金5億6,885万8,000円、利子支払額9,531万7,000円、一時借入金利子295万4,000円を見込んだほか、諸費として11万7,000円を計上いたしました。

最後に、12款予備費につきましては1,000万円、予算総額の0.2%を計上いたしました。

8 ページをお開きください。

第2表につきましては、債務負担行為として平成18年度分を示してありますので、事項、期間、限度額等をごらんの上御理解をお願いしたいと思います。

なお、債務負担行為が翌年度以降にわたるものにつきまして、165ページに記載してあります。

10ページをお開きください。

だたいま説明いたしました各款の歳入内容につきましては、この事項別明細書総括表で前年度比較を示されておりますのでごらんの上御理解をお願いしたいと思います。

11ページをごらんください。

同様に歳出の前年度比較及び財源内訳の総括表となっております。

歳出予算総額の特定財源内訳につきましては、国県支出金3億868万1,000円、地方債6,730万円、その他財源3億3,696万6,000円となっております。

以上、簡単ではございますが概略説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

- 日程第 8 議案第 2 1 号 平成 1 8 年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第 2 2 号 平成 1 8 年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算
- 日程第 1 0 議案第 2 3 号 平成 1 8 年度東伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 1 1 議案第 2 4 号 平成 1 8 年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算
- 日程第 1 2 議案第 2 5 号 平成 1 8 年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 1 3 議案第 2 6 号 平成 1 8 年度東伊豆町水道事業会計予算

議長（定居利子君） 続いて、日程第 8 議案第 21 号 平成 18 年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算について、日程第 9 議案第 22 号 平成 18 年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算について、日程第 10 議案第 23 号 平成 18 年度東伊豆町介護保険特別会計予算について、日程第 11 議案第 24 号 平成 18 年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算について、日程第 12 議案第 25 号 平成 18 年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算について、日程第 13 議案第 26 号 平成 18 年度東伊豆町水道事業会計予算についてを一括議題といたします。

職務代理者助役から順次提案理由の説明を求めます。

助役。

（職務代理者助役 太田俊彦君登壇）

職務代理者助役（太田俊彦君） それでは、ただいま提案されました議案第 21 号 平成 18 年度東伊豆町国民健康保険特別会計について概要説明を申し上げ、提案理由といたします。

平成 18 年度の歳入歳出予算の総額は 18 億 7,411 万 4,000 円で、前年度当初予算と比較いたしますと 1 億 5,507 万 5,000 円の増となり、9.0%の伸び率となっております。

まず歳入につきましては、主な内容を申し上げますと、国民健康保険税で 8 億 3,080 万 1,000 円を計上いたしました。予算全体の 44.3%を占めております。

国庫支出金で 5 億 8,991 万 4,000 円と療養給付費交付金 2 億 459 万 5,000 円、県支出金 9,319 万 3,000 円、一般会計繰入金 1 億 670 万 1,000 円を計上いたしました。

次に、歳出について主な内容を申し上げますと、総務費で事務的経費として 1,200 万 3,000 円、保険給付費 12 億 7,026 万 3,000 円、老人保健拠出金 3 億 9,144 万 7,000 円、介護納付金 1 億 4,353 万 8,000 円、共同事業拠出金 4,677 万 9,000 円を計上いたしました。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いい

たします。

続きまして、議案第22号 平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算につきまして、概要を申し上げ、提案理由といたします。

平成18年度の歳入歳出予算の総額は14億7,161万9,000円で、前年度当初予算額と比較いたしますと745万8,000円、0.5%の減となっております。

まず、歳入の内容を申し上げますと医療費の負担割合により支払基金交付金で8億7,161万1,000円と国庫支出金4億1,000円、県支出金1億1,000円、一般会計繰入金1億円をそれぞれ計上した内容であります。

次に、歳出につきましては医療給付費に14億4,908万円、医療支給費1,684万9,000円、審査支払委託費568万4,000円が主な内容であります。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第23号 平成18年度東伊豆町介護保険特別会計予算につきまして、概要を申し上げ提案理由といたします。

平成18年度の介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は9億3,504万4,000円で、前年度当初予算に比べ7,584万7,000円、8.8%の増となっております。

歳入の主な内容を申し上げますと、介護保険料が1億7,351万8,000円で、歳入総額の18.6%となります。国庫支出金は2億2,333万7,000円で23.9%、2号被保険者の保険料である支払基金交付金が2億7,691万8,000円で26.6%、県支出金が1億1,317万2,000円で12.1%、一般会計繰入金が1億4,255万2,000円で15.2%となります。

いずれも特定財源等が前年度を上回っておりますが、保険給付費の伸びと法改正による地域支援事業によるものであります。

歳出の主な内容につきましては、保険給付費が8億8,308万円で、前年度当初予算に比べ4.3%の増で、18年度より始まる地域支援事業が3,859万7,000円となり、歳出総額の98.5%となる内容でございます。

詳細につきましては、福祉介護課長より説明させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第24号 平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成18年度の歳入歳出予算の総額は206万円で、前年度当初予算に比べ10万9,000円の増と

なります。

内容につきましては、天草事業にかかわる事業者が1隻から2隻にふえたことに伴い、水揚げ高が増えたこと等により、配分金を増額としたものでございます。

詳細につきましては、企画調整課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議案第25号 平成18年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成18年度の歳入歳出予算の総額は、前年度当初予算と同額の5,150万1,000円となっております。

その概要を申し上げますと、まず歳入では売電収入といたしまして5,100万円を計上いたしました。

次に、歳出について申し上げますと、風力発電施設の保守管理費用等の発電事業に関する必要経費を計上いたしました。

また、風車から得られた収益を環境政策に再投資することとして、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助金交付制度を引き続き実施するために、一般会計へ繰出金を350万円計上いたしたところでございます。

なお、風力発電所運用に関する所要の経費及び繰出金を除いた2,000万1,000円を風力発電事業基金に積み立てる予定となっております。

なお、詳細につきましては、企画調整課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第26号 平成18年度東伊豆町水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、収益及び支出の状況であります。水道事業収益は4億5,798万5,000円で、前年度と比較して405万5,000円、0.9%の減額で計上してございます。

初めに営業収益では4億5,540万5,000円で、前年度対比394万7,000円、0.9%の減となっております。簡易水道収益、受託工事収益などで増加を見込みましたが、給水収益では500万円、1.1%ほどの減収の見込みとなっております。

営業外収益では258万円を計上し、昨年度対比10万8,000円、4.0%の減を見込んでおります。

給水分担金については196万8,000円、前年対比2万7,000円の減の見込みであり、住宅の

建てかえはあるものの新築につきましては期待ができず減額で計上いたしました。

水道事業費用におきましては4億5,352万4,000円、前年度対比13万9,000円の増額で予算計上をいたしました。

営業費用は3億8,786万1,000円で、前年度対比284万1,000円の減額で計上をしてございます。職員給与費の増減や配水・給水関係の動力費の増はありますが、全般的に経常経費の節減を図った予算計上をいたしておるところでございます。

営業外費用につきましては6,466万2,000円で、前年対比248万円の増額となっております。主な内容といたしましては、企業債償還元金の増加に伴い支払い利息が減少したこと、建設改良費などの減による仮払い消費税の減少に伴う消費税の増加などがございます。

景気は回復基調とのことですが、水需要は依然として伸び悩む傾向にあり、水道事業会計を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いております。

次に、資金的収入及び支出についてでございますが、収入につきましては前年度同様に分担金及び寄付金を科目存置してあります。

支出につきましては、総額9,824万8,000円を計上してございます。前年度対比で1億7,591万2,000円、64.2%の大幅な減となっております。

最初に建設改良費で2,281万1,000円、前年度対比1億7,800万円88.6%の減額となっております。減の要因といたしましては、工事関係では前年度は継続事業として入谷送水施設改良事業費を9,297万5,000円計上し、さらに浄水場用地購入費として8,000万円の予算計上をしておりました。

今年度は骨格予算ということで、緊急に対応を図らなければならない事業について予算措置をいたしております。主なものは、県道稲取片瀬線配水管布設替工事ほか2件を予定しておるところでございます。

次に、企業債償還金であります。7,543万7,000円を計上してございます。これは前年度対比208万8,000円、2.8%の増となっております。返済利息の減と対比し、償還元金額は年々増加しており、資金的支出の改良工事予算を圧迫していくものと思われます。

なお、収入額が支出額に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金での補てんを予定しておるところでございます。

この予算におきましては330万円余の利益を見込んでおりますが、料金収入の伸びが見込めない状況の中、経費縮減等の自助努力にも限界がありますので、今後は景気回復に伴う町内経済の活性化による収益確保を期待するところであります。

以上、簡単ですが提案理由とさせていただきます。

なお、詳細につきましては水道課長より説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） この際、午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

議長（定居利子君） 休憩を閉じ再開いたします。

午前に引き続き会議を開きます。

健康づくり課長。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） それでは、ただいま提案されました議案第21号 平成18年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算について、概要説明申し上げます。

169ページをごらんください。

平成18年度東伊豆町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億7,411万4,000円と定めます。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定めます。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

それでは、170ページをお開きください。

なお、この予算の説明の中で先に申し上げる金額は平成18年度であり、前年度と申し上げ

ますのは平成17年度でございます。

また、比較につきましては、平成18年度当初予算に対し、平成17年度当初予算の内容で申し上げますので御理解をお願いいたします。

まず歳入ですが、1款国民健康保険税は8億3,080万1,000円、前年対比3,792万円、4.8%増で、予算全体の44.3%を占めております。内容を申し上げますと、一般被保険者、国民健康保険税の現年課税分は7億608万5,000円で、前年対比3,585万2,000円、5.3%増で、その内容を申し上げますと医療給付費現年課税分6億4,173万3,000円と介護納付金現年課税分6,435万2,000円の割合となっております。滞納繰越分は4,074万1,000円で、前年対比101万1,000円増となっております。また、退職被保険者等国民健康保険税の現年課税分は8,244万7,000円で、前年対比96万3,000円、1.2%増で、その内容を申し上げますと医療給付費現年課税分の7,670万円と介護納付金現年課税分574万7,000円の割合となっております。滞納繰越分は152万8,000円で、前年対比9万4,000円の増となっております。

2款使用料及び手数料につきましては59万1,000円で、前年対比5万5,000円、10.3%増となっております。

3款国庫支出金では5億8,991万4,000円、前年対比5,231万9,000円、8.4%の減で、予算全体の31.5%の割合となっております。

1項国庫負担金では4億7,431万3,000円、前年対比5,922万6,000円、11.1%の減であります。三位一体改革の中で県に税源移譲され減額分は県支出金で対応することとなります。

2項国庫補助金では1億1,560万1,000円、前年対比490万7,000円、4.4%増となっております。

次に、4款療養給付費交付金につきましては2億459万5,000円、前年対比8,361万9,000円、69.1%増となっております。17年度に退職被保険者の医療費が大幅に増加したことによりその推計値に基づき算定いたしましたので増額になったものであります。

5款県支出金は9,319万3,000円、前年対比8,200万円の大幅な増で三位一体改革での国から税源移譲によるものであります。予算全体の5%の割合となっております。

6款共同事業交付金につきましては4,800万円で、前年対比410万円の増となり、予算全体の2.6%の割合となっております。

次に、7款財産収入は2,000円を計上いたしました。

8款繰入金につきましては1億670万1,000円で、前年対比170万円の増となり、予算全体の5.7%となっております。

9 款繰越金につきましては、前年同額の2,000円を計上いたしました。

10款諸収入につきましては、前年同額の31万5,000円を計上いたしました。

172ページをごらんください。

歳出につきましても、款項の区分で申し上げます。

まず、1 款総務費では、1,200万3,000円で、前年対比36万7,000円、3.2%増で、予算全体の占める割合は0.6%となっております。

1 項総務管理費では、869万3,000円で前年対比57万4,000円、7.1%増となっております。

2 項徴税費では、266万7,000円で、前年対比2万1,000円、0.8%の減となっております。

3 項運営協議会費では23万6,000円で、前年対比3万2,000円の増であります。

4 項趣旨普及費では40万7,000円で、前年対比21万8,000円の減であります。

次に、2 款保険給付費については12億7,026万3,000円で、前年対比9,416万2,000円、8%増で予算全体の68%の割合となっております。

1 項の療養諸費では11億3,671万3,000円で、前年対比9,129万9,000円、8.7%増となっております。内容は、一般被保険者療養給付費保険者負担金、8億9,786万5,000円と退職被保険者等療養給付費保険者負担金2億2,763万2,000円が主な内容であります。

2 項高額療養費では1億1,420万円で、前年対比250万円2.2%増となっております。

3 項移送費では15万円で、前年対比3万7,000円減となっております。

4 項出産育児諸費は1,200万円で、前年対比120万円、9.1%減となっております。

5 項葬祭諸費では720万円で、前年対比160万円、28.6%増となっております。

次に、3 款老人保健拠出金につきましては3億9,144万7,000円で、前年対比6,026万8,000円、18.2%の増で、予算全体の20.9%の割合となっております。

4 款介護納付金については1億4,353万8,000円で、前年対比165万7,000円、1.1%減で予算全体の7.7%の割合となっております。

5 款共同事業拠出金は4,677万9,000円で、前年対比201万2,000円、4.5%増で、予算全体の2.5%の割合となっております。

6 款保健事業費については367万6,000円で、前年対比7万7,000円、2.1%減となっております。

7 款基金積立金については2,000円で、前年度同額を計上いたしました。

8 款公債費については1,000円で、前年同額を計上いたしました。

9 款諸支出金についても140万5,000円で、前年度同額を計上いたしました。

173ページをごらんください。

最後、10款予備費につきましては500万円で、前年同額を計上いたしました。

174ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入の内容につきましては、この事項別明細書総括表で前年度比較を示してありますのでごらんの上御理解をお願いいたします。

175ページをごらんください。

歳出につきましても、各款の前年度比較が示してありますのでごらんの上御理解をお願いいたします。

次に、財源内訳ですが、合計で申し上げます。

国庫支出金が6億8,310万7,000円で、その他財源が3億5,929万9,000円、一般財源は8億3,170万8,000円という内訳となっております。

以上、簡単ですが概要説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

次に、老人会計でございますが、申しわけありませんが、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。

199ページでございます。

第1条の歳入歳出それぞれの、ここで147万1,619円となって、「千」が抜けておりますので、円の前に「千」を記入していただきたいと思っております。

それでは、議案第22号 平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算について、概要を説明申し上げます。

199ページをごらんください。

平成18年度東伊豆町の老人保健医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億7,161万9,000円と定めます。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

それでは、200ページをお開きください。

第1表歳入歳出の款項の区分で申し上げます。

まず歳入ですが、1款支払基金交付金につきましては8億7,161万1,000円で、前年対比745万8,000円、0.85%の減で、予算全体の59.2%の割合となっております。

2 款国庫支出金につきましては4億1,000円、前年度同額を計上いたしました。予算全体の27.2%の割合となっております。内容は、国庫負担金であります。

3 款県支出金につきましては1億1,000円で、前年度と同額を計上いたしました。内容は、県負担金であります。

4 款繰入金につきましては1億円、前年同額を計上いたしました。内容は、一般会計繰入金であります。

5 款繰越金につきましては1,000円で、前年同額を計上いたしました。

6 款諸収入につきましては5,000円で、前年度同額を計上いたしました。

201ページをごらんください。

次に、歳出につきましても、款項の区分で申し上げます。

1 款医療諸費につきましては14億7,161万3,000円で、前年対比745万4,000円で、0.5%減で、予算全体に占める割合は100%となっております。内容は、医療給付費14億4,908万円、医療支給費1,684万9,000円、審査支払委託料568万4,000円。

2 款諸支出金につきましては6,000円で、前年度対比4,000円の減となっております。

202ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出事項別明細書で前年度、比較が示してありますのでごらんの上御理解をお願いいたします。

次に、203ページの歳出の財源内訳について申し上げます。

国県支出金が5億2,000円、その他財源が8億7,161万1,000円、一般財源1億6,000円の内訳となっております。

以上、簡単ですが概要説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（鈴木清司君） ただいま提案されました議案第23号 平成18年度東伊豆町介護保険特別会計予算について、概要を説明申し上げます。

平成18年度東伊豆町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億3,504万4,000円と定めます。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規程により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によります。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の歳入を款項の区分で申し上げます。

なお、この予算の説明の中で先に申し上げます金額は平成18年度予算であり、前年度と申し上げますのは平成17年度予算であります。また、比較につきましては18年度当初予算に対して、17年度当初予算の内容で申し上げますので御理解をお願いします。

まず歳入ですが、1款保険料につきましては1億7,351万8,000円で、前年対比3,110万4,000円で、21.8%の増で、歳入全体の18.6%を占めております。内容を申し上げますと、被保険者介護保険料の特別徴収分は3,244人で1億4,116万1,000円、普通徴収分が859人で3,018万3,000円を計上してあります。特別徴収、普通徴収分とも65歳到達者、死亡、転出者等を見込んでおります。

なお、滞納繰越分、普通徴収保険料として217万4,000円を見込んでおります。

次に、2款使用料及び手数料は12万1,000円で、前年対比3万円、19.9%の減となります。証明手数料及び普通徴収に係る督促手数料でございます。

3款国庫支出金は2億2,333万7,000円で、前年対比1,184万8,000円、23.9%の増となります。

主な内容では、1項国庫負担金として1億7,661万5,000円で、前年対比722万1,000円、4.3%の増となります。これは保険給付費の20%に相当する法定負担率で、国の負担分でございます。

2項国庫補助金として4,672万2,000円で、前年対比462万7,000円、11.0%の増となります。この中には、本年度新規事業であります介護予防事業交付金と包括的支援事業等交付金が算入されております。

次に、4款支払基金交付金は2億7,691万8,000円で、前年対比588万8,000円、2.2%の増となっております。歳入全体では29.6%を占めるものでございます。内容は、第2号被保険者介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金で、保険給付の31%に相当する額でございます。支払基金からの交付分であります。

次に、5款県支出金は1億1,317万2,000円で、前年対比729万9,000円、6.9%の増となっており、歳入全体の12.1%を占めるものでございます。主な内容といたしましては、1項県

負担金として1億1,038万5,000円で、前年対比451万4,000円、4.3%の増となります。内容は、保険給付費の12.5%に相当する法定負担率で県の負担分でございます。

2項県補助金は278万5,000円で、今年度新規事業で介護予防事業交付金で127万6,000円、包括的支援事業等交付金で150万9,000円の内容となります。

次に、3項財政安定化基金支出金2,000円は、基金交付金と基金貸付金における科目存置でございます。

6款財産収入は、介護給付費準備基金の定期利息で、前年と同額の1,000円を科目存置といたしました。

7款繰入金は1億4,255万2,000円で、前年対比1,681万6,000円、13.4%の増となります。歳入全体では15.2%を占めるものでございます。内容につきましては、保険給付費の12.5%に相当する法定負担率、町負担分として1億1,038万5,000円、介護予防事業繰入金127万6,000円、包括的支援事業等繰入金150万9,000円、地域支援事業繰入金で2,073万5,000円、その他一般会計繰入金で864万6,000円の内容でございます。

なお、2項の基金繰入金は1,000円の科目存置といたします。

8款繰越金につきましては519万円で、前年対比278万1,000円の増、歳入全体では0.6%となります。

次に、9款諸収入につきましては23万5,000円で、前年対比14万1,000円の増でございます。内容は、雑入としてホームヘルパー派遣利用者負担金、介護予防事業者負担金等を見込んだものでございます。

次に、歳出につきましても款項の区分で申し上げます。

まず、1款総務費では879万7,000円、前年対比141万6,000円、13.9%の減で、歳出全体に占める割合は0.9%となっております。

その内容で、1項総務管理費は105万2,000円で、前年対比118万7,000円、53%の減となります。介護保険新システムの変更によるものであり、主な内容としては電算機等の国保連合会共同処理業務などのシステム開発委託料等であります。

2項徴収費124万1,000円で、前年対比13万5,000円、12.2%の増となります。

3項介護認定審査会費は650万4,000円で、前年対比36万4,000円、5.3%の減となります。

2款保険給付費につきましては8億8,308万円で、前年対比3,611万円、4.3%の増で、歳出全体に占める割合は94.4%を占めております。

1項の介護サービス等諸費では7億9,459万1,000円で、前年対比1,531万1,000円、1.9%

の減で、新たな事業内容では地域密着型介護サービスなどが入り、要介護と認定された方の在宅並びに介護施設入所者の介護サービスや居宅介護住宅改修などに対する保険給付費でございます。

2項介護予防等諸費は4,872万4,000円で、前年対比1,849万8,000円、61.2%の増で、内容は要支援と認定された方の居宅支援サービスに対する保険給付費で、増額の要因は要支援認定者の増加によるものでございます。

3項その他諸費で122万4,000円で、前年対比17万1,000円、12.3%の減で、国保連合会に支払う審査支払委託料でございます。

4項高額介護サービス等費で843万9,000円で、前年対比299万2,000円、54.9%の増となります。主な内容では、昨年10月の法改正により高額介護サービス費の限度額の一部が引き下げられたことなどの理由によるものでございます。

5項特定入所者介護サービス等費で3,010万2,000円で、法改正による新規事業であります。主な事業内容では、低所得者の居住費と食費の補足給付を行うものであります。

3款財政安定化基金拠出金につきましては、1,000円の科目存置であります。

4款基金積立金で336万8,000円につきましては、介護保険準備基金積立金であります。

5款地域支援事業費で3,859万7,000円で、本年度から新規事業であります。主な内容につきましては、介護予防特定高齢者施策事業費で1,743万3,000円、介護予防ケアマネジメント事業費で700万7,000円、総合相談・権利擁護事業費で856万2,000円、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で539万3,000円などの内容となります。

6款諸支出金で20万1,000円は、前年度と同額で、主に特別徴収の資格喪失に係る保険料還付金であります。

7款予備費につきましても、前年と同額の100万円を計上しております。

次のページをごらん願います。

第2表につきましては、債務負担行為として平成19年度から22年度までの介護保険事業に係る事務費のリース料386万8,000円以内で、記載してありますので御理解をお願いします。

次のページをごらん願います。

ただいま説明した各款の歳入の内容につきましては、この事項別明細書総括表で前年度比較を加え示してありますので、ごらんの上御理解をお願いいたします。

次のページで、歳出につきましても各款の前年度比較を加えて示してありますので、ごらんの上御理解をお願いします。

次に、財源内訳を申し上げますと、特定財源は国県支出金が3億3,650万9,000円、その他財源で2億7,727万1,000円、一般財源で3億2,126万4,000円となります。

以上、簡単ですが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いします。
議長（定居利子君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（鈴木新一君） それでは、議案第24号と第25号につきまして、私の方から説明をさせていただきます。

まず議案第24号 平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算の主な内容を説明させていただきます。

249ページをお開きください。

平成18年度東伊豆町の稲取財産区特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ206万円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

なお、概要説明につきましては、款項の区分で説明をさせていただきます。

254ページをお開きください。

初めに、歳入について申し上げます。

1款財産収入につきましては、1項財産運用収入を202万円計上いたしました。内容につきましては、土地貸付料と配分金でございます。配分金は、天草事業配分金で前年度より11万円増の22万9,000円を計上いたしました。増額の理由は、天草操業船が1隻から2隻に増えたことと、ところてんブームによりまして売買単価が高騰していることを考慮したものでございます。

2款繰越金、1項繰越金につきましては、前年度繰越金で3万9,000円を計上いたしました。

3款諸収入につきましては、1項預金利子で1,000円計上いたしました。

255ページをごらんください。

次に、歳出について申し上げます。

1款管理会費につきましては、1項管理会委員会費に135万4,000円を計上いたしました。委員会運営に係る諸費用及びテングサ用地使用補償料でございます。

2款諸支出金につきましては、1項繰出金として70万1,000円計上いたしました。これ

は一般会計繰出金でございます。

256ページをごらんください。

3款予備費、1項予備費につきましては5,000円を計上いたしました。

252ページにお戻りください。

各款の歳入内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書総括表で前年度比較も加え示されておりますので、ごらんの上御理解をお願いいたします。

同様に253ページの歳出ですけれども、やはり前年度比較及び財源内訳の総括表となっております。

以上、まことに簡単ですが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第25号 平成18年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算につきまして、主な内容を説明させていただきます。

257ページをお開きください。

平成18年度東伊豆町の風力発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,150万1,000円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

それでは、概要説明をさせていただきます。

262ページをお開きください。

まず、歳入について申し上げますが、款項の区分で説明をさせていただきます。

1款財産収入につきましては、1項財産運用収入を1,000円計上いたしました。これは風力発電事業基金の預金利子でございます。

次に、2款繰越金につきましては、1項繰越金といたしまして50万円を計上いたしました。内容につきましては、前年度からの繰越金となっております。

3款諸収入につきましては、1項収益事業収入といたしまして、売電収入を5,100万円計上しております。

なお、町債の現在高の見込みに関する調書につきましては、予算書266ページに記載されておりますので、後ほどごらんの上御理解をお願いいたします。

263ページをお開きください。

次に、歳出について申し上げますが、歳出につきましても款項の区分で説明をさせていただきます。

1 款電気事業費につきましては、1 項電気事業管理費に風力発電推進市町村全国協議会費及びシンポジウム等参加負担金を計上いたしました。

2 項風力発電事業費につきましては、風力発電所運用に必要な経費を計上いたしました。264ページをごらんください。

運転開始から3年目となり風車の消耗部品の交換等が発生することから、保安管理委託料を前年度から740万円増額し、1,600万円計上いたしました。また、消費税等の課税対象事業者となったことから消費税等を200万円計上いたしました。

なお、歳入から必要経費及び一般会計への繰出金を差し引いた額を基金積立金といたしまして2,000万1,000円計上いたしました。

引き続き、264ページから265ページにかけて説明をさせていただきます。

2 款公債費につきましては、1 項公債費といたしまして元金償還金を216万6,000円及び公債利子375万2,000円を計上いたしました。元金につきましては、本年度から一部の償還が始まるためでございます。

次に、3 款諸支出金、1 項繰出金では、一般会計への繰出金として350万円を措置いたしました。これは風車から得られた収益を環境政策に再投資し、地球温暖化対策をさらに推進するため、前年度から3年間の計画で一般住宅に太陽光発電システムを設置する際に補助金を交付しており、本年度が2年目となりますが、その財源とするものでございます。

260ページにお戻りいただきたいと思います。

各款の歳入内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書総括表で前年度との比較も加え示されておりますので、ごらんの上御理解をお願いいたします。

261ページをごらんください。

歳出につきましては、前年度との比較と財源内訳の総括表となっております。特定財源の1,000円は風力発電事業基金から発生した預金利子を再度基金に積み立てるものでございます。

以上、まことに簡単でございますけれども概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） 水道課長。

水道課長（鈴木忠一君） それでは、議案第26号 平成18年度東伊豆町水道事業会計予算に

つきまして、朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

1 ページをお開きください。

(総則)

第 1 条 平成18年度東伊豆町水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は次のとおりとします。

第 1 号 給水戸数 6,700戸。

第 2 号 年間総給水量 387万立方メートル。

第 3 号 1日平均給水量 1万603立方メートル。

第 4 号 主な建設改良事業 県道稲取片瀬線配水管布設替工事、取水場取水ポンプ盤改良工事等。

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めます。

収入についてです。

第 1 款 水道事業収益 4億5,798万5,000円。

第 1 項 営業収益 4億5,540万5,000円。

第 2 項 営業外収益 258万円を予定しております。

支出についてです。

第 1 款 水道事業費用 4億5,352万4,000円。

第 1 項 営業費用 3億8,786万1,000円。

第 2 項 営業外費用 6,466万2,000円。

第 3 項 特別損失 1,000円。

第 4 項 予備費 100万円を予定しております。

2 ページをお開きください。

資本的収入及び支出についてであります。

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めます。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,824万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金9,024万6,000円及び減債積立金800万円で補てんするものとします。)

収入についてです。

第 1 款 資本的収入 2,000円。

第1項 分担金 1,000円。

第2項 寄付金 1,000円。

支出についてです。

第1款 資本的支出 9,824万8,000円。

第1項 建設改良費 2,281万1,000円。

第2項 企業債償還金 7,543万7,000円を予定しております。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第1表債務負担行為」によります。

本年度の債務負担行為の内容につきましては、3ページに記載してありますのでごらんください。

事務機器等リース料及び水道検針用ポータブルターミナルリース料についての債務負担行為でございます。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費 9,213万7,000円であります。

(棚卸資産の購入限度額)

第7条 棚卸資産の購入限度額は100万3,000円と定めます。

4ページをお開きください。

平成18年度東伊豆町水道事業会計予算実施計画で主な説明をさせていただきます。

最初に収益的収入及び支出についてであります。

説明の中におきまして、前年対比と申しますのは、平成17年度当初予算額との比較であります。

まず収入についてでございます。

第1款水道事業収益4億5,798万5,000円で、前年度対比で405万5,000円、0.9%の減となっております。

第1項営業収益4億5,540万5,000円で、前年度対比で394万7,000円、0.9%の減であります。

第1目給水収益4億3,300万円で、前年度対比で500万円、1.1%の減で計上してございま

す。

第2目簡易水道収益2,130万円で、前年度対比で90万円、4.4%の増で計上してございます。

第3目受託工事収益65万9,000円で、前年度対比で7万7,000円、13.2%の増で計上してあります。

第4目その他営業収益44万6,000円で、前年度対比で7万6,000円、20.5%の増で計上してあります。

第2項営業外収益258万円で、前年度対比で10万8,000円、4.0%の減であります。

第1目受取利息2万1,000円で、前年度対比3,000円、12.5%の減で計上してあります。

第2目分担金196万8,000円で、前年度対比で2万7,000円、1.4%の減で計上してあります。

第3目雑収益59万1,000円で、前年度対比で7万8,000円、11.7%の減で計上してあります。

5ページをごらんください。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用4億5,352万4,000円で、前年度対比で13万9,000円の増となっております。

第1項営業費用3億8,786万1,000円で、前年度対比で284万1,000円、0.7%の減であります。

第1目原水及び浄水費6,084万6,000円で、前年度対比で440万9,000円、6.8%の減で計上してあります。職員給与費や委託料が減額となっております。

第2目配水及び給水費7,428万円で、前年度対比で70万2,000円、1.0%の増で計上してあります。

第3目簡易水道事業費用342万9,000円で、前年度対比で15万5,000円、4.7%の増で計上してあります。

第4目受託工事費54万円で、前年度対比で3,000円、0.6%の増で計上してあります。

第5目総係費5,764万2,000円で、前年度対比で162万7,000円、2.9%の増で計上してあります。

第6目減価償却費1億8,873万7,000円で、前年度対比で26万5,000円、0.1%の減で計上してあります。

第7目資産減耗費228万7,000円で、前年度対比で65万4,000円、22.2%の減で計上してあります。

第8目その他営業費用10万円で、前年度と同額を計上してあります。

次に、第2項営業外費用につきましては6,466万2,000円で、前年度対比で248万円、4.0%の増となっております。

第1目支払利息4,825万7,000円で、前年度対比で208万8,000円、4.1%の減で計上してあります。起債の元金償還が始まったため利息が減少してきていることによります。

第3目消費税1,620万5,000円で、前年度対比で451万8,000円、38.7%の増で計上してあります。消費税額は借り受け消費税と仮払い消費税の差し引きにより計算されますが、本年度予算では建設改良費の大幅な減により、仮払い消費税が減ったことによります。

第4目その他営業外費用20万円で、前年度対比で5万円、25.0%の増で計上してございます。

次に、第3項 特別損失、第1目過年度損益修正損を1,000円で科目存置してあります。

次に、第4項予備費、第1目予備費ですが、前年度より50万円を増やした100万円の計上をしてあります。消費税計算を予算ベースで行いますと、決算時に消費税予算額が不足し、予備費にて対応しておりますが、予備費で対応できない部分につきましては、翌年度に過年度損益修正損として処理するため翌年度の損益に影響してまいります。このため本年度予備費の増額計上をいたしました。

6ページをお開きください。

次に、資本的収入及び支出についてでございます。

最初に収入についてです。

第1款資本的収入2,000円であります。これは前年度と同様、第1項分担金、第1目分担金で1,000円。第2項寄付金、第1目寄付金で1,000円を科目存置してあります。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出9,824万8,000円で、前年度対比1億7,591万2,000円、64.2%の大幅な減となっております。

第1項建設改良費2,281万1,000円で、前年度対比1億7,800万円、88.6%の大幅な減となっております。これは前年度には16年度からの継続事業で実施した入谷送水施設改良事業費や浄水場用地取得費等の予算計上があったことによるものです。

第1目原水及び浄水施設整備費676万3,000円で、前年度対比1億6,544万5,000円、96.1%の減となっております。

本年度は3号井水源取水ポンプ取替工事、取水場取水ポンプ盤改良工事等を予定しております。

第3目配水及び給水施設整備費1,290万円で、前年度対比63万4,000円、5.2%の増となっております。内容は、県道稲取片瀬線配水管布設替工事及び県事業関連工事等を予定しております。

第4目固定資産購入費46万3,000円で、前年度対比356万8,000円、88.5%の減となっております。本年度実施予定の量水器の一斉交換を昨年度の平成17年度に前倒しで行ったためでございます。

第5目調査費268万5,000円で、前年度対比611万円、69.5%の減となっております。

次に、第2項企業債償還金、第1目企業債償還金7,543万7,000円で、208万8,000円、2.8%の増となっております。平成17年度からこれまでに借り入れした企業債のすべての償還が始まっております。企業債償還金は今後とも増加していきますので、4条資金との兼ね合いから建設改良費に影響を与えるものと考えております。

8ページから9ページにかけて、前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を記載しております。ごらんください。

10ページをお開きください。

ここに平成18年度の予定貸借対照表を記載してあります。平成18年度予算におきましては、年度末に予定貸借対照表に計上してございましており334万円ほどの利益を見込んでおります。

11ページ以降は参考書を記載してありますのでごらんいただきたいと思っております。

以上、簡単ですが説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。
議長（定居利子君） 以上で提案されました平成18年度の各会計の当初予算の概要説明を終了いたしました。

また、大綱質疑につきましては、締め切りを3月8日午後0時までにといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。

よって、大綱質疑の締め切りを3月8日午後0時までといたします。

なお、3月9日は午前9時30分から会議を開きますので、御承知ください。

散会の宣告

議長（定居利子君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。
どうも御苦労さまでした。

閉会 午後 1時43分

平成18年第1回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成18年3月9日(木)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第20号 平成18年度東伊豆町一般会計予算
日程第 2 議案第21号 平成18年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算
日程第 3 議案第22号 平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算
日程第 4 議案第23号 平成18年度東伊豆町介護保険特別会計予算
日程第 5 議案第24号 平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算
日程第 6 議案第25号 平成18年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算
日程第 7 議案第26号 平成18年度東伊豆町水道事業会計予算

出席議員(11名)

1番	飯田龍一君	2番	森田礼治君
3番	西村弘佐君	6番	鈴木勉君
7番	山本鉄太郎君	8番	八代善行君
10番	太田長八君	11番	居山信子君
12番	定居利子君	13番	山田直志君
14番	内山恒昭君		

欠席議員(1名)

5番 関野博君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

職務代理者 助役	太田俊彦君	収入役	渡辺富夫君
教育長	石井建三郎君	総務課長補佐	西尾清君
企画調整課長 兼防災監	鈴木新一君	税務課長	楠山節雄君
収納課長	田村正幸君	農林水産課長 兼農業委員会 事務局長	高羽勇君
建設課長	村木重男君	観光商工課長	加藤悟君

消 防 長	金 田 弘 道 君	教 育 委 員 会 長	稲 葉 忠 明 君
住 民 課 長 兼	山 田 嘉 之 君	事 務 局 長	鈴 木 希 美 雄 君
熱 川 支 所 長		健 康 づ く り 長	
福 祉 介 護 課 長	鈴 木 清 司 君	水 道 課 長	鈴 木 忠 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	鈴 木 道 好 君	書	記	石 井 尚 徳 君
書	記	齋 藤 悦 子 君		

開議 午前 9時30分

開議の宣告

議長（定居利子君） ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成18年東伊豆町議会第1回定例会第4日目は成立いたしましたので、開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（定居利子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

議事日程に従い議事を進めます。

日程第1 議案第20号 平成18年度東伊豆町一般会計予算

議長（定居利子君） 日程第1 議案第20号 平成18年度東伊豆町一般会計予算についてを議題といたします。

これより大綱質疑を行います。

大綱質疑については質問回数は2回までとし、質問時間を1人30分以内といたしたいと思います。

7番、山本鉄太郎さんの大綱質疑を許します。

7番、山本鉄太郎さん。

（7番 山本鉄太郎君登壇）

7番（山本鉄太郎君） おはようございます。

それでは、私は特別会計の方の審査特別委員になっておりますので、一般会計の大綱質疑をさせていただきます。

歳入について3点、歳出について2点お願いしてあります。

1点目として、個人町民税の大幅増になっている内容を御説明お願いいたします。

2点目として、町たばこ税の予算見積もりが大幅に甘いのではないのかなというふうを受け取れますので、根拠をお願いいたします。

3点目として、地方交付税で特別交付税9,500万円の算出基準をお願いいたします。

続いて、歳出。

1点目、総務費で電算費の増の要因をお願いいたします。

2点目として、小学校費における教育振興費の減になっている要因をお伺いいたします。

以上5点、よろしくようお願いいたします。

議長（定居利子君） 収入役。

収入役（渡辺富夫君） 山本議員の大綱質疑の答弁は、私の方から一応一括して答弁させていただきます。

まず、個人町民税の大幅増になっている内容でございますが、個人町民税につきましては、個人所得を基礎に課税されますので、景気低迷を脱していない町内経済を考えると、一般的には減の要素が強いと考えますが、なぜ前年比より増になったかについては、さまざまな要因が考えられますが、昨年実施されました三位一体にかかわる税制改革が大きくかかわりをしていると推察されます。

改正点の主な内容ですが、今までは非課税とされていた65歳以上の者に対する均等割額の非課税措置が段階的に廃止をされること、同様に65歳以上に適用があった老年者控除が全廃されたこと、また65歳以上の年金受給者の基礎的控除が引き下げられたこと、さらに定率減税の段階的廃止、県で新たに導入された森林森づくり県民税の創設も大きいと思われま。税制改正とは直接関係はありませんが、団塊の世代の大量退職による退職所得も増の要因として考えられると思います。

新年度予算につきましては、これらの要素を反映させた内容を電算で積算したものでありますし、収納率も関係しますので、合併の数字ではないことも御承知をいただきたいと思います。

この65歳以上の内容で、新たに課税される人員等につきましては、845人ぐらいが一応増として推計された内容でございます。

それで、2点目の町たばこ税の予算見積もりが甘いのではないかの根拠をお伺いしますについてお答えいたします。

町たばこ税の新年度予算編成に当たっての基本的な考え方は、前年度を含めた過去の実績をもとに積算いたしました。たばこ税の年度別、あるいは月別の推移を見ても、同様な数字で推移していないことが多く見られ、予算編成上、他の税も含め大変苦慮するところでもあります。

今回の予算計上に当たっては、推計のバロメーターとも言うべきニイト客数の減少やたばこ離れもあり、基本的には減少することが予想されますが、しかしながらさきの質問でも触れましたように、三位一体の税制改革により、7月1日から地方たばこ税の税率を引き上げることが決まりましたので、値上げによる税収増を反映した内容で、前年同額を当初予算に計上させていただきましたので御理解を願います。

それから、地方交付税で特別交付税の算出基準についてお答えいたします。

特別交付税は、普通交付税で算定困難な特別の財政需要や災害など、普通交付税算定後に生じた特別の財政需要等を考慮して決定されるものであり、地方交付税総額の6%に相当する額が交付されます。県との特別交付税にかかわる事務ヒアリングでは、当町の観光地という特殊性により、単独消防の設置、観光客誘致対策などの清掃費、観光費、消防費等の財政需要が、他の市町に比べ多額に上っていることを強く訴え理解を求めているものの、普通交付税とは異なり確固たる算定根拠がなく、十分な財源確保が得られないのが現状であります。

平成17年度は、市町村合併にかかわる経費や豪雪等を含む災害関連経費へ優先的に配分されることを考慮して、決算見込み額を1億円としたところですが、平成18年度においても主要な算定項目に該当する事業はほとんどなく、国の地方財政計画に示された特別交付税の見通しは前年度に比べ5.9%の減額となっており、当初予算額は前年度に比べ500万円減の9,500万円を計上させていただいたところでもあります。

国の三位一体改革の柱の一つである地方交付税の動向は極めて不透明であり、特別交付税においても大幅な減額が行われるのではないかと危惧するものであります。

次に、歳出の方に入ります。

電算費の増の要因でございますが、電算システムにつきましては、平成14年度からNECのシステムを利用して現在に至っておりますが、職員から行財政改革の事務改善策の一環として電算システムの改善について提案があり、電子計算組織運営委員会で現行システムの継続利用か新システムの委託処理かについて検討を加え、費用対効果から委託処理が適当であるということから、17年4月、株式会社SBS情報システムに決定し、平成18年度から稼働

することになりました。その経費を計上してあります。

平成18年度計上の電算費につきましては7,033万8,000円で、前年対比1,895万3,000円の増となっております。この増の要因としましては、13節の委託料において、平成17年度1,635万5,000円、平成18年度1,371万5,000円の増で、S B Sに支払った保守管理委託料が増額となっております。14節使用料及び賃借料においては、平成17年度3,030万4,000円、平成18年度3,529万7,000円、499万3,000円の増でS B Sに支払うシステム機器使用料が増加となっております。

なお、N E Cとは平成18年度をもって契約が満了になりますので、一応、平成18年度予算につきましては、一部N E Cの費用負担分も含まれている内容でございます。平成19年度以降につきましては、このN E Cの委託契約部分、金額にしまして1,381万円が19年度より減額措置になります。

なお、先ほど差額等につきましては1,895万3,000円ということの中で、まだ若干N E CからS B Sに変えたことにより500万円ぐらいの増は見込めているものの、一応、システム改良とか法改正に対応したシステムの変換が委託により可能であるということの中で電算職員を、人件費関係が、これは他課の方に異動させることが可能であるというような形で、人件費の削減につながってくるものと一応考えております。

歳出の2点目でございますが、小学校費の教育振興費についての減になっている要因でございますが、小学校教育費の18年度予算は、17年度予算に対しまして516万5,000円の減額となっております。

主な減額は、8節の講師謝礼、これは県費補助事業の中で多様な人材活用、支援事業が、これは2カ年事業で一応17年度をもって終了となった分、これが21万円の減額がございます。それと、11節の需用費の消耗品関係でございますが、17年度については3年目の教科書改訂年度のため一応550万円の教科書並びに指導書が計上されておりましたが、18年度におきましては17年度に改訂されなかった国語と書写を購入するのみの金額と養護学校教師分ということで、その経費として122万8,199円のみ計上となって、ここで大幅な教科書の減が発生したということでございます。それと、経常的経費等につきましては、一応経費削減ということの中で、全体的な見直しを図った形の中で来ておりますので、そういう形で一応トータルの経費削減になっておるという内容でございます。

以上です。

議長（定居利子君） 7番、山本鉄太郎さん。

(7 番 山本鉄太郎君登壇)

7番(山本鉄太郎君) まず、順番にお願いしたいと思いますけれども、個人町民税の大幅増というのは、これは要するに底上げがされて、845人分が計上されますよという形のもので、これは数字的に可能であるという形で、現状に一致しているではないかという形で、これはよかろうかと思えますけれども、2問目の町たばこ税の予算の見積もりというのは、要するに私が聞いていると、昨日、一昨日ですか、最終補正で400万円の減額していますよね。

それで、そのときの理由が、課長補佐が言ったように、要するにたばこ離れ、禁煙が多く見込まれておると。そして、私が毎年見ていると、たばこ税だけ大体当初から1,000万円ずつ減額になっていますね、予算が。だから、その辺はどのように算定したのかなという形を再度お伺いしたいし、それとあと3問目の地方交付税、特別交付税の9,500万円。これは私も悪い頭をちょっと今振り回して勉強させていただきましたら、当初予算には特別交付税は見込まない方が望ましいというふうな、そういう書き方を行政でしているんですよ。もしよろしければ後からお見せいたしますけれども。

ですから、この特別交付税というのは、趣旨、わかります。そして、当局側がこれ毎年上げているものですから、私もいつかどこかで言おうかなと思いつつながら、この暫定予算のときにはやっぱりこういうものは排除して、本来は基準財政需要額と収入額のバランスを見ながらやれば一番いいではないかなと思って、それに歳出が追いつかないよという形のもので膨らませなければならぬのかなという形のもので、多少見込まれるなと思えますけれども、その辺の解釈を収入役の方、どういうふうに思っているか。

それとあと、電算費の増は、これはわかりました。これはオーケーでいいです。

それから、小学校費の振興費について、これは私9月の決算のときにも、教育長に対して言ったんですよ。こういうのは減額措置しないで、どんどん前倒しできないのかという形のもので私は提案したと思えますよ。そのときに前町長が、それはまことうれいですがけれどもという形のものであるし、この教育振興費というのは、要するに子供たちに投資をするわけですよ、はっきり言えば。ちょっと言い方は露骨かもしれませんが。子供たちが副読本とかそういうもので一番知恵をつけやすいときに、できる限り教育というものは最低限ある程度の予算を見てやってもいいではないかという形のもので、前年度よりも減額になっているものでちょっと質問の対象にさせていただきました。

以上ですけれども、御答弁をお願いします。

議長(定居利子君) 収入役。

収入役（渡辺富夫君） まず、たばこ税の関係ですけれども、これは先ほど申し上げましたように三位一体改革の中で、要するに税率改正が行われるということの中で、その要するにたばこ離れと、その税率改正にある引き上げの部分と比較して、前年同額に推移したというような経緯です。

まず、単価的なものは、3級品で1,000本当たりの単価ですが、152円から321円に引き上げになるということですよ。約倍額以上の単価の引き上げがあるという内容ですから、例年同額で推移をしたという内容でございます。

それから、特別交付税の関係につきましては、各市町村決算剰余金の処分として、財政調整基金の積み立てとか何とかと、そういう形の中で予算計上していない市町村が、ちょっと多く見られることは確かでございます。

ただ、当町の財政事情を考えたときに、要するに最終予算が膨大であるというような中と、収入がそこまで見込めないという現状の中では、その特交を含めた形の中で予算計上せざるを得ない部分が多少あるのかなということの中で、予算計上はさせていただいておるところでございます。

それから、教育振興費の関係等につきましては、まず今回大幅な減になった部分については、教科書の改訂の内容が主ですから、ほかの経費的なものは、それなりにつけておるつもりであります。庶務費関係等が若干減っていますけれども、それらについてはまず会計室の方でやるものの中でも、活用できるものは一部していただければということの中で経費節減に努めた経緯がございますので、そういった部分では教育振興については、教育に妨げになるほどの経費の減額はしていませんつもりであります。

議長（定居利子君） 以上で、7番、山本鉄太郎さんの大綱質疑を終結いたします。

13番、山田直志さんから、掲示板の提出許可願が出ておりますので許可をいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時49分

議長（定居利子君） 休憩を閉じ再開いたします。

次に、13番、山田直志さんの大綱質疑を許します。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 自席にて質問をさせていただきます。

私は、18年度の当初予算に対して、とりわけ財政の健全化に向けた取り組みを中心とした対応をお伺いをしたいというふうに思います。

東伊豆町の財政状況というのが町税の落ち込みに始まり、また三位一体の改革の影響も含めて大変厳しい状況にあるというふうな認識はしております。

しかしながら、私見るところにおいては、17年度当初予算と比べるならば、18年度の当初予算というのが、骨格予算という性格で編成をしたということがある面幸いをして、全体としてはいろいろ努力されたのかなというふうに、私は評価をしておりますが、当局において歳入歳出でどのような取り組みを念頭に予算編成に当たられたのか。また、財政の健全化という観点において、残されている課題はどのような課題であるのか、その辺についてのお考えを伺いたいと思います。

議長（定居利子君） 順次答弁を求めます。

助役。

職務代理者助役（太田俊彦君） それでは、山田直志さんの大綱質疑については、私の方から答弁をさせていただきます。

まず初めに、1点目の歳入歳出でどのように取り組まれたかについてですが、歳入の根幹をなす町税の徴収は依然として厳しい状況にあります。不良債権整理が進む中、社会経済情勢の好転に伴い、徴収率も徐々に回復しつつあるところでございます。多額の滞納税を抱えながら収納課を独立設置以降は、納税交渉に応じない者には不動産、給与、預貯金、保険等の差し押さえ処分を積極的に実施して徴収に努めており、その成果は確実にあらわれてきていると考えております。

今後の取り組みといたしましては、不動産、動産等の公売処分等を取り入れて、税収の確保を図る所存であり、収納課においてその検討を進めておるところでございます。

また、三位一体の改革により歳入の減少が見込まれ、歳出においては扶助費や繰出金が増加することが必至となっております。このような状況の中、平成18年度予算では政策的経費を除いた骨格予算で編成をいたしましたが、歳入面では、町税の収納率の向上、国・県の動向の把握を十分し、国・県補助金等の積極的な収入確保に、また歳出面では、マイナス10%シーリングでの抑制を基本に、事務事業の見直しや削減、職員給与の抑制、投資的経費の重点化や進捗調整、町単独補助金の10%削減などを考慮して取り組んだところでございます。

次に、2点目の残された課題は何かについてお答えをさせていただきます。

新町長の意向もあると思いますが、総合的な視点から考えました内容で御答弁をさせていただきます。

基本的には、県の示した財政シミュレーションを真摯に受けとめ、行財政改革を推進し義務的経費を含めた経常的経費の削減を図ることが重要と考えているところでございます。

御案内のように、平成16年度決算における経常収支比率は80.1%であり、平成17年度決算見込みにおいても、既に財政の硬直化が進行しているところでございます。

したがって、今後の課題といたしまして対処しなければいけない課題といたしましては、まず第1としましては、予算に占める率が高い経常的経費の削減が必要と考えております。18年度は骨格予算であります。性質別に分析いたしますと、義務的経費のウエートが予算総額の56.3%で、金額にして24億6,100万円であり、また人件費は給与の引き下げ、定員適正化計画の推進による削減、公債費は大規模な事業の償還の終了や元金償還額と許可予定額との関係を的確に把握することにより、公債費及び起債現在高の減少が図られることが予測されるところでございます。また、扶助費につきましては、国の三位一体改革による補助制度の見直し等により、ますます地方負担額の増が見込まれることは必然でございます。

次に、2点目といたしましては、補助費等についてでございますが、地方単独補助金は18年度予算では一律10%カットしたものの、他の類似団体との比較をしても、相当まだ多額であると思いますので、今後、非補助団体には町の財政状況を十分に御理解いただき、さらなる削減をしていかないと、財政面は厳しいと認識をしているところでございます。

続きまして、第3については繰出金でございます。高齢化社会における医療費の高騰、介護保険制度の改革等、国民の社会保障制度の充実が今後さらに推進されることが予測され、一般会計から特別会計への繰り出しが増となることを見込まれるところでございます。財源的余裕があれば関連会計において少しでも積立措置をし、一般会計からの財源補てんを減少させることを考慮することも重要だと考えております。

次に、投資的経費でございますが、骨格予算という視点から継続的な投資事業以外の政策的経費は計上されていないため、約1億7,300万円で、予算全体の4.0%でございますが、議会でも御指摘がありましたように、調整を図った上でのローリング調書の見直しや財政計画との整合性、公債残高との相関などを的確につかみ、財政状況に対処し安易な事業計画を記述しないよう、体制を図っていくことも課題であると考えているところでございます。

次に、議員御指摘の財政調整基金においても、できれば多くあることにこしたことはござ

いませんが、基本的には元利償還枠程度の財政調整基金は、この町には必要と考えておりますし、極力それに向けた取り組みをしていきたいと考えているところでございます。

最後になりますが、今10億円以上累積している税の滞納額ですが、先ほど申しましたように、財政調整基金の必要額をクリアするためには、全町民に町の財政状況を知っていただき、危機感等を一緒に抱いていただくこととなりますが、その滞納整理には努力することはもちろんですが、職員においても現状を把握した上での認識を持っていただくことが、今後の重要課題と考えておりますので御理解を願いたいと思います。

議長（定居利子君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 助役さんから全般的な答弁をいただきまして、大体理解できる内容かと。

ただ、やっぱり今、私、財政の健全化というのは、いわゆる地方分権という言葉が叫ばれてから、この市町村を運営していく上で、今までの国・県の補助金や地方交付税に頼らないでちゃんとやっていくということで考えたときに、今やっぱり今までと違った視点が必要だと。それは短期、中長期にわたって、それぞれ課題があると思うんですよ。私は今まで財政健全化という点で考えると、短期的には単年度で見れば歳入に見合った歳出という問題をクリアするということが、一つの課題ではないのかなというふうに考えています。

そういう点で見ると、これは当局から出していただいた歳入状況の円グラフなんですけれども、やっぱり確かに町税は落ちています。最盛期のバブルのころだったら、この町税の全般のところは30億円を超えるような状況が、現状が22億円という状況ですから、ここは落ちています。

しかし、歳入全般の中で私は一つ問題なのは、収入に見合った支出を考えるとというときに、現状でここで2億1,600万円という財政調整基金の繰り入れをして、何とか全体が賸われていると。このところがやっぱり一番問題だと思うんですよ。それは逆に言うと当然、依存財源の問題があるわけなんです。

でも、歳入の全般を占めている自主財源の町税全般、この自主財源の状況を考えて、賀茂郡のほかの市町村が、この自主財源の比率が30%、40%ということ考えたときに、東伊豆町はそういう状況の中では、この自主財源比率というのが63%あるというのは、非常にまだ財政的な基本的な力はあるんですよ。だけれども、まだ運営上こうやって2億円からの繰り入れをしなければいけないと、こういう状況があるわけです。

この依存財源でどこに問題があるかというところ、やっぱり今回の問題は、これが三位一体の

改革なのかなと思うんですけども、地方交付税ですね。地方交付税のところでは8,500万円、地方特例交付金のところでは1,000万円ですか、ここで約9,500万円。それと、国庫支出金で3,600万円ですね。県支出金7,500万円。いろんなこれは財源構成の問題があるんですけども、こういうところで総体して締めると約2億円の減少が見込まれるんですけども、増収部分というのは地方譲与税の部分での4,900万円。だから、2億円減っても今のこの依存財源部分、いわば三位一体の改革というのでいえば、町にとってみると2億円減ったけれども、入ってくるお金は4,900万円、5,000万円ぐらいしかないよと。この部分をやっぱり今強いられているわけですね。

歳出面で見ますと、助役さん言われたように、特に民生費、衛生費、いわゆる国民健康保険、老人医療特別会計、介護保険の特別会計、この3会計の繰出金が、それぞれもう1億円を超えると、こういう負担状況が大変重荷になっているという、これは将来的に団塊の世代等々の高齢化に対して非常に心配要因ですね。これがやっぱり大きい歳出的な問題での1つ問題があると。もう一つの問題は、やっぱり公債費が歳出ベースでは15.3%というふうな比率になっているということが、今の歳出面で見ると状況にあるのかなと。

そうしてみると、歳入自体がもう本当はかなり切りつぼんできた中で、今確実に歳入として今後町として独自に対応できる部分というのは、滞納の問題をどういうふうに解決していくのかという問題が、残された問題として一つやっぱり大きい問題にますますなってくるといことと、歳出の問題では、例えば今年度ベースで考えても、この2億円、基金から繰り入れなければならないという状況になっている歳出構造について、抜本的な見直しをどう進めていくのかというところあたりが、当面緊急な問題ではないのかというふうに思うんですよ。

今年18年度当初予算で2億1,600万円の財政調整基金の繰り入れを計画するということは、最終補正の状況からして、アスト会館基金を廃止した段階での財政調整基金というのが3億5,000万円ぐらいなわけですから、残り1億4,000万円ぐらいしかないということで見れば、実質的にはこれは骨格予算ではなくて本格予算なんですね。名称は今まで骨格予算と言っていたんだけど、編成してみたら残り基金が1億4,000万円しかないということは、もうこれはある面でいうと、これを増やす予算編成というのは極めて難しいわけではないですか。これをさらに見直すものが、今後どうあるのかなというぐらいしか残されていない予算ではないかなと。今まで私も骨格予算、骨格予算と聞いていたんですけども、でも一昨日の補正予算の質疑、またこの予算全般を見ると、これはもう骨格ではないと。本格予算の様相が

かなり強いなど。

同時にその意味では、18年度において本当に財政健全化についてどういうふうにするか、この先進めていくのか。これは新しい町長さんのお考えというのが出てくると思うんですけども、まずやっぱり私は単年度ベースでの収入に見合った支出というふうなもの、また言われているように分権ということで、町の自主的な判断で必要な事業は実施するという点では適切な基金の確保という問題が、非常にその2つの問題が、私は今後、財政健全化に向けて大事なというふうに考えておりますが、どんなでしょうか。

議長（定居利子君） 収入役。

収入役（渡辺富夫君） 山田議員の再質問の内容でございますけれども、財政健全化に向けての取り組みとしましては、行政改革大綱の見直しを含めた形の中で今検討を加えているところでございますので、歳入面につきましては、手数料関係の改定等も含めた内容の見直しということ、また歳出面につきましては一応、指定管理制度等の導入も含めた形の中で、委託関係につきましては集合発注することによって経費の削減も図られてくるのかなど。それと、定員適正化管理、人件費等の抑制等も含めた形の中で、一応的確にその辺を含めてやっていきたいと、そういうふうな考え方を持っておるところでございます。

議長（定居利子君） 以上で、13番、山田直志さんの大綱質疑を終結いたします。

以上をもって、平成18年度一般会計予算についての大綱質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号 平成18年度東伊豆町一般会計予算については、6人の委員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号については6人の委員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りします。ただいま設置されました一般会計予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。したがって、一般会計予算審査特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決しました。

ただいま一般会計予算審査特別委員会に付託いたしました議案第20号については、会議規

則第45条第1項の規定により、来る3月15日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。よって、一般会計予算審査特別委員会において来る3月15日までに審査を終え報告できるように期限をつけることに決しました。

日程第2 議案第21号 平成18年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第22号 平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算

日程第4 議案第23号 平成18年度東伊豆町介護保険特別会計予算

日程第5 議案第24号 平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算

日程第6 議案第25号 平成18年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算

日程第7 議案第26号 平成18年度東伊豆町水道事業会計予算

議長(定居利子君) 日程第2 議案第21号 平成18年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算について、日程第3 議案第22号 平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算について、日程第4 議案第23号 平成18年度東伊豆町介護保険特別会計予算について、日程第5 議案第24号 平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算について、日程第6 議案第25号 平成18年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算について、日程第7 議案第26号 平成18年度東伊豆町水道事業会計予算についてを一括議題といたします。

これより大綱質疑に入ります。

14番、内山恒昭さんの大綱質疑を許します。

14番、内山恒昭さん。

14番(内山恒昭君) 私はこのたび、議案第25号 平成18年度東伊豆町風力発電事業特別会計について3点に分けて質問をいたします。

まず第1点目に、売電収入の今後の見通しについてお伺いいたします。

売電収入を本年度と同額の5,100万円見込んでおりますが、平成18年1月末の実績を見ると、予算算出根拠いわゆる安全率15%に対し前年比91%と厳しい数字がございます。これらについて、今後の見通しについてのお考えについてお伺いいたします。

次に第2点目に、耐用年数と起債の償還期間でございます。耐用年数20年に対しまして起

債の償還期間は15年であります。不慮の事態に備えて基金を積み立てているとはいえ、売電収入の見込みが甘いのではなかろうかと考えております。これらについては、また本年から償還が始まりますので、その返済額を年度別にお示しいただければありがたいと思います。

3点目に、発電施設の保守管理委託料についてお伺いいたします。

発電施設の保守管理委託料が平成17年度より740万円、86%増加しております。これは3年目ということでメンテナンスによる大きな部品の交換とと思われますが、これらの保守管理委託料の予定、いわゆる計画はどのようになっているのかお伺いするものでございます。

以上です。

議長（定居利子君） 順次答弁を求めます。

助役。

職務代理者助役（太田俊彦君） それでは、ただいま内山議員の大綱質疑について答弁をさせていただきます。

まず、1点目の売電収入の今後の見通しについてですが、風力発電事業特別会計の収入見込み額につきましては、平成17年10月から1年間、風力発電用地内で実施いたしました風強調査の数値をもとに算出をしております。当然のことながら、発電量は自然条件に左右されますので、月ごとに目標値を定めても達成できる月、できない月がございます。

今年度もさきの補正予算では、1月末現在の実績に基づき400万円の減額をお願いしたところですが、最終的には2月の目標達成率は143%となり、当初予算に対し290万円程度の減収でおさまっているところでございます。しかしながら、17年度には落雷や大きな故障がなかったにもかかわらず予算額を達成できなかったことや、逆に16年度には落雷などにより運転ができない時間が全体の1割程度ありながら予算額を達成したことを考えますと、風強次第と言える売電収入を見通すことは困難であると考えております。

なお、風強調査の結果による予算編成は5年間程度として考えておりますし、その後については実績に基づいた売電収入計画を立て、事業を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、2点目の耐用年数と起債の償還期間についてお答えをいたします。

風力発電施設の設計上の耐用年数は、御指摘のとおり20年でございます。起債につきましては、平成10年と15年に、それぞれ公営企業金融公庫等財政融資資金から融資を受けており、いずれも3年据置き元利均等の15年償還となっております。

なお、東京電力との売電契約は、起債の償還期間と同じく15年となっており、このところでございます。

次に、3点目の発電施設保守管理委託料についてお答えをいたします。

施設の保守点検につきましては、月次点検、半年点検、年次点検があり、毎年実施をしているところでございます。18年度におきましては、運転開始3年目となることから、これらの点検に加え消耗品の交換が予定をされており、17年度より740万円の増額予算となっております。

今後もメンテナンス計画に基づいて保守点検を実施していく予定ですが、部品の交換が設定されている年次については、18年度のように費用負担が多くなりますので御理解をお願いしたいと思います。また、御指摘がありました起債の金額の関係、あるいは発電の保守計画性については、担当課の方から答弁させていただきます。

議長（定居利子君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（鈴木新一君） それでは、起債の償還額を年度別にとということですのでお答えをいたします。

ただいま助役が答弁いたしましたように、14年と15年に融資を受けまして、元金3年据置き15年償還となっております。では、金額を申し上げます。

平成15年度16万6,204円、16年度330万2,227円、17年度375万5,400円、18年度591万7,462円、19年度大きくなりまして2,449万2,808円、この金額が平成29年まで同額でいきます。30年度に2,214万4,446円、これは最終年度でございます。

それから、保守管理ですけれども、これにつきましては風車メーカーが作成いたしました風車保全プログラムという10年スパンのものがございまして、それに基づいて行っております。

議長（定居利子君） 14番、内山恒昭さん。

14番（内山恒昭君） これもやっぱり耐用年数のあることですから、保守委託料については年々増えると、こういう予測がされます。また、償還ですけれども、かなり厳しくなるという中で、僕が一番危惧しているのは基金という形で最大限積み立てていかないと、必ずそういう不慮な場面が出てくるのではないかと、こういう懸念をしているわけでございますので、その辺のところをまた担当する特別委員会の皆さんに十分審議をしていただきまして、私の質問は終わります。

議長（定居利子君） 以上で、14番、内山恒昭さんの大綱質疑を終結いたします。

以上をもって、平成18年度特別会計予算についての大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第21号 平成18年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算について、議案第22号 平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算について、議案第23号 平成18年度東伊豆町介護保険特別会計予算について、議案第24号 平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算について、議案第25号 平成18年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算について、議案第26号 平成18年度東伊豆町水道事業会計予算については、6人の委員で構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。よって、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号については6人の委員で構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました特別会計予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思いを。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。したがって、特別会計予算審査特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま特別会計予算審査特別委員会に付託いたしました議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号については、会議規則第45条第1項の規定により、来る3月15日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけたいと思いを。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。よって、特別会計予算審査特別委員会において来る3月15日までに審査を終え報告できるように期限をつけることに決しました。

なお、委員会室として、一般会計予算審査特別委員会には大会議室を、特別会計予算審査特別委員会には第一委員会室をそれぞれ充ててあります。

お諮りします。特別委員会審査のため、3月10日から3月14日までの5日間を休会としたいと思いを。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。したがって、3月10日から3月14日までの5日間を休会とすることに決定しました。

ただいまから委員会を開き、付託案件の審査をお願いします。

散会の宣告

議長（定居利子君） 来る3月15日は午後1時から本会議を開き、委員長の報告を求め、質疑・討論並びに採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午前10時16分

平成18年第1回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程(第4号)

平成18年3月15日(水)午後1時開議

- 日程第 1 議案第20号 平成18年度東伊豆町一般会計予算
- 日程第 2 議案第21号 平成18年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第22号 平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第23号 平成18年度東伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第24号 平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算
- 日程第 6 議案第25号 平成18年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第26号 平成18年度東伊豆町水道事業会計予算
- 日程第 8 アスド会館特別委員会の報告について
- 日程第 9 陳情・要望書の審査について
- 日程第10 意見書案第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について
- 日程第11 意見書案第2号 医療制度改革関連法案に関する意見書の提出について
- 日程第12 議会運営委員会所管事務調査について
- 追加日程第1 議案第27号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員(12名)

1番	飯田龍一君	2番	森田礼治君
3番	西村弘佐君	5番	関野博君
6番	鈴木勉君	7番	山本鉄太郎君
8番	八代善行君	10番	太田長八君
11番	居山信子君	12番	定居利子君
13番	山田直志君	14番	内山恒昭君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

職務代理者 助役	太田俊彦君	収入役	渡辺富夫君
教育長	石井建三郎君	総務課長補佐	西尾清君
企画調整課長 兼防災監	鈴木新一君	税務課長	楠山節雄君
収納課長	田村正幸君	農林水産課長 兼農業委員会 事務局局長	高羽勇君
建設課長	村木重男君	観光商工課長	加藤悟君
消防長	金田弘道君	教育委員会 教務局長	稲葉忠明君
住民課長兼 熱川支所長	山田嘉之君	健康づくり 課長	鈴木希美雄君
福祉介護課長	鈴木清司君	水道課長	鈴木忠一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴木道好君	書記	石井尚徳君
書記	斎藤悦子君		

開議 午後 1時00分

開議の宣告

議長（定居利子君） ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成18年東伊豆町議会第1回定例会第10日目は成立いたしましたので、開会いたします。

議長（定居利子君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時00分

再開 午後 1時09分

議長（定居利子君） 休憩を閉じ再開いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（定居利子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

議事日程に従い議事を進めます。

日程第1 議案第20号 平成18年度東伊豆町一般会計予算

議長（定居利子君） 日程第1、議案第20号 平成18年度東伊豆町一般会計予算についてを

議題といたします。

一般会計予算審査特別委員長の報告を求めます。

3番、西村弘佐さん。

議長（定居利子君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時10分

議長（定居利子君） 休憩を閉じ再開いたします。

（3番 西村弘佐君登壇）

3番（西村弘佐君） では、報告いたします。

平成18年3月15日。東伊豆町議会議長 定居利子様。一般会計予算審査特別委員会委員長 西村弘佐。

一般会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第75条の規定により報告します。

記。

事件の番号・件名、審査の結果。

議案第20号 平成18年度東伊豆町一般会計予算、原案可決。

一般会計予算審査特別委員会に付託された議案第20号 平成18年度東伊豆町一般会計予算歳入・歳出全部について、質疑の対象となったものを重点的に報告します。

第1、会議回数、月日、場所、出欠委員は、下記のとおりですので朗読は割愛させていただきます。

次に、4ページをお開きください。

第2、質疑の要旨。

平成18年度東伊豆町一般会計予算。

（1）概要について。

平成18年度の一般会計予算は、町長不在の中での予算ということで、政策にかかわる収支を除き、義務的経費を主体とした骨格予算となっている。

予算総額43億6,700万円は、平成17年度当初予算に比べ3億7,600万円(7.9%)の減であり、歳入では自主財源が27億6,939万3,000円(63.4%)、依存財源が15億9,760万7,000円(36.6%)である。

歳出では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が24億6,050万1,000円(56.3%)、物件費が5億6,485万8,000円(13.0%)、維持補修費が2,400万8,000円(0.6%)、補助費等が7億7,884万6,000円(17.8%)で、経常的経費の総額は38億2,821万3,000円(87.7%)となっており、前年対比で1億9,585万5,000円(4.9%)の減となっている。

また、普通建設事業費、災害復旧費を含む投資的経費は骨格予算という視点から継続的補助事業以外の政策的事業は計上されていないことにより、1億7,407万9,000円で前年対比2億622万9,000円(54.2%)の減となっている。

しかし、骨格予算とはいえ、財政調整基金等により2億1,636万2,000円を補てんしていることは厳しい財源状況がうかがわれるし、総体的に財政の硬直化は今後も避けられないと考える。

したがって、今後の行財政運営においては県の示した財政シミュレーションを真摯に受けとめ行財政改革をさらに推進し、町の財政状況に応じた事業採択や義務的経費を含めた経常的経費等の削減を考慮し、適切な予算執行を望むものである。

さらに、平成18年3月13日現在、11億9,627万7,474円と累積している滞納税額については、町民に町の財政状況を理解していただくとともに、納税義務を果たしていただくことが自主財源の確保につながるものと考えてるので、全職員一丸となって努力を傾注されたい。

歳入。

1款 町税。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

個人町民税の予算総額策定状況をとの質疑に、策定の基礎となる平成18年1月末の調定額は4億2,467万7,900円で、普通徴収分が2億4,124万4,900円、特別徴収分が1億8,343万3,000円である。普通徴収95%、特別徴収99%の収納率は努力目標を上げた。

固定資産税の減額の要因はとの質疑には、標準値の下落の修正を不動産鑑定により毎年行っているが、土地の下落が主な要因である。家屋については3年に一度の経年減点補正が行われるので、これが減額要因である。

固定資産税について路線価方式で課税するののかの質疑には、平成18年度から路線価方式を採用することで課税に対する説明が明確にできるようになると答弁された。

町税の現年を含まない滞納額は9億円以上あるが、交付税に対する影響はとの質疑には現年分の調定額が歳入の対象となるので、滞納額は関係ないとの答弁があった。

(2) その他の質疑の対象となった事項。

入湯税減額理由について。

滞納繰越分町内外の収納方法について。

軽自動車税の滞納対策について。

2款 地方譲与税。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

所得譲与税の算定方法はとの質疑には、個人の所得課税にかかる国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として所得譲与税を地方公共団体に対して譲与するもので、18年度は17年度所得譲与税見込み額と18年度所得譲与税見込み額を足したものを計上したとの答弁がされた。

3款 利子割交付税。

特筆事項なし。

4款 配当割交付金。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

配当割交付金の内容はとの質疑には、平成18年1月1日以降に支払われる一定の上場株式等について、県民税、配当税の特別徴収制度が導入されることにより市町村に交付されるもので、県に納められた配当割収入額の64.6%が市町村に交付されるものとの答弁がされた。

5款 株式等譲渡所得割交付金。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

株式等譲渡所得割交付金の内容はとの質疑には、平成18年1月1日以降に発生する源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得について、県民税株式譲渡所得割の特別徴収制度が導入されたことにより市町村に交付されるもので、県に納められた株式等譲渡所得割収入額の64.6%が市町村に交付されるとの答弁がされた。

6款 地方消費税交付金。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

地方消費税交付金の内容はとの質疑には、地方消費税として課せられる消費税の1%分が地方公共団体に、県2分の1、市町村2分の1の割合で交付され、県の総人口に占める東伊豆町の人口及び事業所統計による従業員数の割合によって交付されるものとの答弁がされ

た。

7款 ゴルフ場利用税交付金。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

ゴルフ場利用税交付金の人員増の要因はとの質疑には、平成17年度当初人数は4万2,300人、平成18年度当初人数は4万5,000人で、ゴルフ場の営業努力もあるが、平成17年度実績により早朝、薄暮の利用者増などが見込まれるため2,700人の増を計上したものと答弁された。

8款から12款までは特筆事項なしなので、13款に移らせていただきます。

13款 分担金及び負担金。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

入谷地区農用地開発事業受益者分担金は中山間地域総合開発事業の分担金であると思うがとの質疑に、入谷地区農用地開発事業受益者分担金は中山間地域総合開発事業で、17年度は負担金で予算計上したが事業の性格上分担金が望ましいので、平成18年度から分担金にて計上した。

農地造成部分の事業費の5%が受益者負担である。農地造成部分の事業費は県から18年度に1億円の見込みということであるので500万円計上した。受益者は14名であるとの答弁がされた。

14款 使用料及び手数料。

特筆事項なし。

15款 国庫支出金。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

前年度に比べ民生費国庫負担金が2,772万4,000円減額になった主な要因はとの質疑には、老人保護措置費が三位一体の改革により交付税措置となり、国庫負担金から削除されていることであると答弁された。

前年度に比べ民生費国庫補助金が増額になった主な要因はとの質疑には、平成18年4月から障害者技術支援法が施行されることにあるとの答弁がされた。

16款 県支出金。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

観光所補助金が減の内容はとの質疑には、平成14年度から継続的に実施してきた片瀬海岸観光施設整備事業が平成17年度にて完了することに伴うものであると答弁された。

17款 財産収入。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

温泉売り払い収入の内容はとの質疑には、白田源泉 9 件及び奈良本源泉の京王マンションへの売り払い収入である。白田源泉は 9 件以外に今後要望があれば給湯する意思是平成17年度に 1 件減り 9 件となったが、前町長の意向はこれ以上の給湯はしないで、温泉スタンドの建設を検討していた。湯量的には豊富で90%を捨てている。今後の活用方法は新町長と協議したいとの答弁がされた。

18款 寄付金。

特筆事項なし。

19款 繰入金。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

風力発電事業繰入金は平成17年度に家庭用太陽光発電システム設置費補助金、合併処理浄化槽補助金等に充当されたが、平成18年度には充当されておらず、本来の形に戻ったと思うが、今後再び合併処理浄化槽補助金等に充当されることはとの質疑には、太陽光発電の補助金は 3 年間という期限つきで実施する。

昨年の繰り出しは環境政策の一環として充当したものであるが、今後買電収入についてはできる限り基金として積み立てておきたい。また、環境政策へ繰り出しは子供たちのごみ回収に使ってもらうことがあり得るが、合併処理浄化槽には充当するつもりはないとの答弁がされた。

20款から22款までは特筆なしなので、次の歳出に移らせていただきます。

歳出。

1 款 議会費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

前年対比109万円の減の内容についてはとの質疑に対し、主な要因は 9 節旅費、研修費等において 1 人当たりの単価 8 万円が 5 万円となっており、そのほか消耗品において月刊誌の削減、負担金において議会議員互助会負担金が公費負担制度廃止により削減されているとの答弁がされた。

2 款 総務費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

温泉管理委託料の内容はとの質疑には、町有源泉の管理委託料で白田源泉が88万8,000

円、奈良本源泉が126万円であると答弁がされた。

町有原野造林事業の内容はとの質疑には、山焼き防火柵事業経費として稲取地区特別財産運営委員会に400万円、過去の覚書に基づき入谷区に造林事業補助金として200万円である。払い下げで登記がなされた場合、補助金は将来的にどうなるかわからないが、山焼き防火柵事業経費は町有地部分の負担を残して減額となると答弁された。

住宅用太陽光発電システム設置補助金の平成17年度内容及び平成18年度の見込みはとの質疑には、17年度当初は15キロワット、1,105万円を計上したが、すぐに予算を消化したため補正で245万円を追加した。補助基準額は1キロワット当たり設置費が70万円程度のため、その1割の7万円を見込んだ。現在では単価が少し下がっている。18年度の見込みについては既に二、三件の問い合わせがあるので、17年度程度の需要があると思われると答弁された。

生活路線バス事業の効果はとの質疑には、少ない利用者ではあるが、通学、買い物等生活上の貴重な足となっている。今後、路線を細分化することは運行距離の延長化など経費の増大が見込まれるので難しいとの答弁がされた。

文書広報費C A T V委託料の内訳はとの質疑には、ハイキャットI K Cへ広報の宣伝等のために委託契約するもので、ハイキャット分として304万5,000円、I K C分として82万9,500円を計上したとの答弁がされた。

町長交際費の減額理由はとの質疑には、平成17年度は250万円を計上したが、実績を見ると平成16年度180万円、平成17年度2月までに150万円の支出となっており、200万円を計上することによって運営できるので減額したとの答弁がされた。

3 款 民生費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

社会福祉法人等利用者負担減免事業補助金の事業内容はとの質疑には、低所得者で介護保険を利用している人に対し1割負担額の4分の1を社会福祉法人において負担し、その額を町が社会福祉法人に補助する内容です。社会福祉協議会に40万円、湯ヶ岡の郷に136万円、サンシニア河津に45万円、梓の里に140万円、その他施設分6万円、障害者自立支援分33万円であると答弁された。

伊豆つくし学園組合負担金の内容はとの質疑には、8名入所しており、1市5町で6,900万円を分担しております。その内訳は、人口割20%、均等割20%、人数割60%であるとの答弁がされた。

老人保護措置4,000万円の内容はとの質疑には、現在賀茂老人ホームに19名、長岡寮湯

の家に1名入所しており、1名に対し年200万円程度の入所費がかかっているとの答弁がされた。

保育ママサポート員雇い入れ料の事業内容はとの質疑には、現在1名の有資格者である保育ママサポート員に保育ママのサポート役としてお願いしております。およそ1カ月に2回程度実働しており、1回7,500円の雇い入れ料を支払っているとの答弁がされた。

保育ママ委託料の事業内容はとの質疑には、1名の学童と8名の幼児の1年分の委託料です。学童は月1万6,000円、幼児は月6万6,000円で委託しているとの答弁がされた。

扶助費が増額になった要因はとの質疑には、児童手当の支給年齢が18年度から小学校3年修了から小学校6年修了に延長になったことが主な要因になるとの答弁がされた。

町社会福祉協議会補助金が平成17年度に比べ増額されている要因はとの質疑には、平成17年度分は450万円であったが、平成18年度については町が人件費分として180万円を負担することになっている。これが増額の要因であるとの答弁がされた。

4款 衛生費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

第2次救急医療運営費負担金の内容についてはとの質疑には、賀茂郡下の1市5町で負担している。内容については、基準価格7万1,040円掛ける日数436日、イコール3,097万3,440円となります。また、小児救急医療負担金として基準価格2万6,160円掛ける3回掛ける12カ月で94万1,760円となり、国・県・市町が各3分の1負担なので、市町分は31万4,760円、また下田市以外は事務費として1万円負担、負担合計は3,133万8,200円となり、人口割40%、均等割20%、地域利用割40%の負担で賄っている。

現在、二次救急指定病院や西伊豆病院、共立湊病院、下田病院の3病院で実績に基づき配分されている。本来、東伊豆町、河津町のどちらかに1病院が必要であるが、やっていただく病院がないのが現状である。このことから、当町には余りメリットがない。利用が少ないことから、人口割を60%から40%に、地域利用割を20%から40%に変更していただき、当初提示案より42万6,000円減となったとの答弁がされた。

浄化槽設置整備事業費補助金は建築確認等で布設がえより新設がよいのかとの質疑には、ほとんどが新設で、内訳は5人槽が35基掛ける35万4,000円、それから六、七人槽が20基掛ける41万1,000円、8ないし10人槽が2基で51万9,000円、11人槽が2基掛ける98万1,000円となっていると答弁された。

生ごみ処理機購入費補助金は少ないようだが内容はとの質疑には、家庭用の生ごみ処理

機である。以前は多かったが、今年度も2基と平成17年度の実績に基づいて計上してであると答弁された。

(2) その他の質疑の対象となった事項。

新種業務委託料について。

5款 農林水産業費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

稲取漁港整備事業地元負担金の事業内容と予定はとの質疑には、平成18年度は外郭施設東防波堤護岸20メートル、係留施設20メートル、用地埋め立て1,000平米である。漁港整備事業は当初平成13年度から22年度の10年間の長期計画であったが、見直しが実施され、平成23年度の11年間となった。進捗率は、下田土木事務所によると全体事業費18億3,000万円、17年度末現在5億円の実績であるため、進捗率は27.3%であるとの報告を受けたとの答弁がされた。

委託料の奈良本けやき公園維持管理費委託料の内容はとの質疑には、平成17年度より計上し、今後の維持管理は町が管理していく予定である。ボランティア団体やNPO法人に管理していただくことが考えられるが、なかなか難しい面もある。将来的には指定管理者制度の利用も必要だが、難しいと思われるとの答弁がされた。

治山事業費の委託料、ふれあいの森維持管理委託及び花の咲く丘公園維持管理委託料はシルバー人材センターに委託しているのかとの質疑には、双方の維持管理委託は地元の造園業者で入札にて委託しているとの答弁がされた。

6款 商工費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

緊急経済支援対策利子補助金についての借入額と件数、償還等の状況はとの質疑には、借入件数は54件で融資総額は5億6,370万円である。平成16年度借入者に対する利子補給であり、新規の取り扱いはできない。また、繰上償還や償還停滞者は現状ではないので、償還計画に基づく利子計算書により利子償還額の1%の275万7,898円が予算措置された内容であり、未償還者には利子は補給されないとの答弁がされた。

観光費に計上されている電波宣伝委託料、観光宣伝委託料、観光協会補助金、観光対策事業補助金、夏季対策事業補助金の内容、さらにこれらの償還についてはとの質疑には、電波宣伝委託料280万円はIKC及び岡谷市のエース企画にお願いしている。誘客対策のテレビ、ラジオ放映等に対する委託である。

観光宣伝委託料2,964万円は、本来町が事業主体として実施する誘客対策を観光協会や単協に委託している内容である。

観光協会補助金3,333万8,000円は、町協会の運営費や協会が事業主体となり実施している観光対策経費である。

観光対策事業補助金1,782万円は、稲取どんつく祭り585万円、夏休み花火大会へ126万円、熱川海上花火大会へ711万円、小規模施設温泉地育成のために350万円、海童（わだつみ）太鼓及び熱川道灌太鼓に10万円の措置内容である。

さらに、夏季対策事業補助金129万6,000円は、熱川海水浴場の海水期間中の安全対策のために日本ライフセービング協会に監視を委託するための補助である。

これらについては、すべて観光対策として重要であり、厳しい観光状況を踏まえ検討の余地はあると思うが、以前にも検討をお願いしてある観光協会等の一元化により充実した運営が図られるものであると考えるが、新町長の意向もあるので引き続き内容には記載させていただいたとの答弁がされた。

熱川桜山整備事業計画設計監理委託料の内容として18年度の施工監理はとの質疑には、施工監理委託料で151万2,000円、変更設計委託料で100万円となっているものの、さきの全協でも説明させていただいたが、用地の購入に伴う整備箇所については18年度事業から除外し、現状のままで整備することになったため100万円は減額措置させていただく。また、18年度の施工監理については、日本ユニシステム以外の業者が実施することになるものと思われると答弁された。

平成18年度閉鎖する東の海浜プール以外の地区に所在するプールの現状はとの質疑には、平成18年度予算ヒアリングを各単協と実施した際、必要性について伺ったところ、大川は小学校にプールがない状況から子供たちの育成のために現状でお願いしたいとのこと。片瀬、自由については観光協会としては必要性がないと考える。しかしながら、区長や関係団体とも協議し回答したいとの返事である。プールの閉鎖により維持管理費が少しでも削減できることは理解できるが、当初の措置の経緯から解体撤去することが考えられるので、その財源措置についても検討する必要があると答弁された。

7款 土木費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

道路新設改良費の1億6,095万3,000円減の内容はとの質疑には、太田線改良工事の凍結が主な要因であるとの答弁がされた。

住宅管理補修料90万円の内容及び入居者の苦情、補修等対応についての質疑には、当初予算計上については厳しい財政状況を勘案し前年度比10%減になっている。入居者苦情等についてはその都度対応し、財源の許す限り対処していると答弁された。

工事請負費、町営住宅補修工事200万円の内容はとの質疑には、稲取団地北側サッシ雨吹き込み対策であり、前年度4戸施工、今年度8戸予定している。全体で66戸あるので順次施工していきたいとの答弁がされた。

8 款 消防費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

非常備消防費の減の内容はとの質疑には、昨年は賀茂支部消防操法大会が開催された(隔年開催)。今年度は大会が開催されないため、訓練費がその分減となった。消防団員の報酬全体について今後大幅な減が予想されるかについては、大会がある年度とない年度の増減はあるが、その他については大幅な減はないと答弁された。

水門管理委託料の内容はとの質疑には、県営稲取漁港の漁港区域内に10基ある水門の管理を県から委託されているもので、財源は県からの委託金である。町内には稲取から北川まで水門が33基あり、それぞれ地元で管理を委託し、委託料を支払っている。平成17年度には台風時など10回ほど閉鎖しているとの答弁がされた。

防災器具備品の内容はとの質疑には、大川、白田、水下の防災倉庫購入費である。大川はJA大川出荷所前の飲料水兼用防火貯水槽の近くで防災倉庫が欲しいという要望があり、また白田、水下については腐食がひどいので買いかえてほしいとの要望により購入するとの答弁がされた。

町自主防災連合会活動費補助金額の状況についてはとの質疑には、財政状況厳しい中、すべての補助金について精査を行った。その結果、平成17年度と比較し1割カットとなったとの答弁がされた。

9 款 教育費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

語学指導補助員は観光ボランティアとして活用できないかとの質疑には、当初子供たちへのボランティアとして生の英語を聞かせてあげたいということから始まり、幼稚園、小学校では正しい発音を耳で覚え、英語を話すことへの興味と関心を持つことを目的に、中学校では教科書にとらわれないで積極的に英語で話せる意欲を持たせることを目的に行われている。観光ボランティアとしての活用はできないかについては、語学指導補助員は子供たちと

のかかわり合いを大切にしているので、現在では観光ボランティアとしての活用は無理と思われると答弁された。

クロスカントリーコースを風車の場所にコース変更することは可能かとの質疑には、事前にクロスカントリー大会協賛の東急、報知新聞との協議が必要となるので、現在の時点ではコース変更は考えていないと答弁された。

10款から12款、特筆事項なし。

以上のとおり、本委員会での主な質疑の対象となった事項と、全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

議長（定居利子君） 質疑に入る前に、収入役より報告事項があるとのことですので、許可をいたします。

収入役。

収入役（渡辺富夫君） この前、一般質問の大綱質疑の中で、山本議員の方から町たばこ税の改定について、152円から321円に改定されたという答弁を報告させていただきましたが、旧3級品以外は1,000本当たり321円の値上げと、旧3級品は1,000本当たり152円の値上げに訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（定居利子君） 3番、西村弘佐さん。

（3番 西村弘佐君登壇）

3番（西村弘佐君） 討議に入る前に副委員長の同席を求めたいと思います。

議長（定居利子君） 副委員長の同席を許可いたします。

これより一般会計予算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） 私、2点ほど質問させていただきます。

本来は大綱でやれば一番よかったですけれども、交付税の骨格予算という形で交付税の方にちょっと目がいきまして、固定資産税の方に見落とししたなという形で、昨年度から今年度にかけて固定資産税が2,600万円ですか、これだけの要するに減額だという形の中で、この中で町税の2番目に固定資産税の減額の要因はとの質疑という形のもので、標準値の下落の修正を不動産鑑定士が毎年行っているから、これは要するに土地の下落が主な要因であるというふうな当局側からの答弁だと思います。

でも、私思うには、この土地というのは要するに今課税されているのは課税標準額なんですよね。評価額イコール課税標準額になったのか、負担調整措置が撤廃されたのか、その辺協議あったかなかったかをお聞きしたいと思います。

この中で、要するに12月の議会のときに前町長が航空写真を撮ったら1億円からの課税漏れがあったなんていうようなことを言いました。まず1億円は無理でしょう。これは私も認めています。そういうことは別として、なぜこういうようなものが多く、要するに家屋の方で多くなっているのにもかかわらず2,600万円の前年度からの落ちがあるのか、その辺のやりとりはどのようになされたのか。もししなかったという形であればそれで結構です。

もう一点、その他の協議事項ですけれども、の滞納繰越分町内外の収納方法、これはどういう方法が具体的にされるのかという形を、もしよければお答え願いたいと思います。

議長（定居利子君） 3番、西村弘佐さん

（3番 西村弘佐君登壇）

3番（西村弘佐君） 固定資産税のこれにつきましてはしなかったという回答をさせていただきます。

議長（定居利子君） 6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） ただいまの委員長に補足させていただきますけれども、私たちの質疑に対しましては、課長の方から減額の要因といたしましては今までのシステムから評価がえが路線価方式に変わると、その中での減額が要因に含まれていると、そういう答弁もなされておりましたことは事実でございます。

それから、もう一点の滞納額の徴収についてはどのような質疑がなされたのかと、それにつきましては従来どおりの100人態勢でございますか、今まで収納した、それを継続して滞納整理に当たるといふ、そういう答弁がございました。

議長（定居利子君） ほかにありませんか。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 一般会計全般の説明としてはよくわかるんですが、その上でちょっと私は大綱質疑をした関係もありまして非常に不足を感じております。というのは、骨格予算とは言いながら、私、大綱質疑でも言いましたように、基金から2億1,000万円を繰り入れると。この報告書にもあるように行革をこれからやっていかなければならない。そういう意味では、今後の町政においてどこが見直しできる項目なのか。

そういう意味では、一般会計の予算の審査の特別委員会とはいいいましても、ある意味では行政改革ということに対していろんな再チェックができるという委員会として、私は議会としての機能を果たせたんじゃないかなと、そういう期待感を持って審査報告を受け取ったんですけれども、今後の行政改革につながるような審議や見直し等々に対してはほとんど触れられていないのではないのかなというふうな感じがしておりますけれども、その点については報告にないのか、また直接的には関係ないということでその他の質疑の対象となった事項というふうな形の中にそういうものがあるのか。

本来、もっと2億円足りないということに対して、こういうところを見直せば今後行政改革が進んで、町の財政の健全化につながるんじゃないというふうな議会としての、委員会としてのやっぱり発言やそういう内容が報告されてしかるべきじゃなかったかなという点で見ると、ちょっと不足のものを感じていますけれども、この点についてはどんなものがあったのかなかったのか、その点御報告をお願いします。

議長（定居利子君） 6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） ただいま山田議員より指摘いただきました点につきましては、やはり新町長に託すという形の中で現有の継続事業の遂行にすべて私たちの審議が集中しております、見直しについては質疑の議論はなされておりました。

以上でございます。

議長（定居利子君） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号 平成18年度東伊豆町一般会計予算についてを採決いたします。

本案は一般会計予算審査特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号 平成18年度東伊豆町一般会計予算については一般会計予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第21号 平成18年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第22号 平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算

日程第4 議案第23号 平成18年度東伊豆町介護保険特別会計予算

日程第5 議案第24号 平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算

日程第6 議案第25号 平成18年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算

日程第7 議案第26号 平成18年度東伊豆町水道事業会計予算

議長（定居利子君） 日程第2 議案第21号 平成18年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算について、日程第3 議案第22号 平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算について、日程第4 議案第23号 平成18年度東伊豆町介護保険特別会計予算について、日程第5 議案第24号 平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算について、日程第6 議案第25号 平成18年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算について、日程第7 議案第26号 平成18年度東伊豆町水道事業会計予算についてを一括議題といたします。

特別会計予算審査特別委員長の報告を求めます。

2番、森田礼治さん。

2番（森田礼治君） 特別審査委員会の報告をいたします。

平成18年3月15日。東伊豆町町議会議長 定居利子様。特別会計予算審査特別委員会委員長 森田礼治。

特別会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第75条の規定により報告します。

記。

事件の件名・番号、審査結果。

議案第21号 平成18年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算、原案可決。議案第22号 平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算、原案可決。議案第23号 平成18年度東伊豆町介護保険特別会計予算、原案可決。議案第24号 平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算、原案可決。議案第25号 平成18年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算、原案可決。議案第26号 平成18年度東伊豆町水道事業会計予算、原案可決。

特別会計予算審査特別委員会に付託された、1、議案第21号 平成18年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算、2、議案第22号 平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算、3、議案第23号 平成18年度東伊豆町介護保険特別会計予算、4、議案第24号 平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算、5、議案第25号 平成18年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算、6、議案第26号 平成18年度東伊豆町水道事業会計予算、歳入・歳出全般について、質疑の対象となった主な事項を重点的に報告します。

第1、会議回数、月日、場所、出欠席委員につきましては下記のとおりですので、朗読は省略させていただきます。

4ページをお願いします。

第2、質疑の要旨。

1、平成18年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算。

(1)平成18年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算概要について。

平成18年度東伊豆町国民健康保険特別会計は、予算総額18億7,411万4,000円で、平成17年度当初予算総額に比べ1億5,507万5,000円(9.0%)の増である。

(2)主な質疑の対象となった事項。

保険税の見直しはどうか。

限度額は医療分については平成17年度が53万円であるが、新年度は所得額が確定していないため不確定である。介護部分は条例改正があり、4月より8万円から9万円に値上がりになる。また、税制改正によって高齢者控除の廃止など所得割の増加が見込まれている。平成17年度決算で4,000万円前後剰余金が出る見込みである。基金が現在5,400万円ぐらいあるので、保険税は値上げしない方向で考えている。

収納率と滞納の現状と対策は。

平成18年度調定額に対し収納率は現年課税分の一般分で91%、退職分で97%、滞納繰越分の一般分で12%、退職分で15%を予算で見込んだ。また、収納方法は現年課税分の収納率が上昇すれば交付金の対象となるので、現年課税分の収納を主としている。

なお、平成17年度2月末で全体の収納率は63.16%(前年度対比0.63%減)、現年課税分は86.39%(前年度対比1.28%増)である。収納対策として国(厚生労働省)から収納緊急プランが示され、コンビニ収納、年金からの徴収、携帯電話料金口座からの口座引き落としが検討されている。町としては、従来催告書発送、臨宅徴収などを続けながら、よりよい収納方法で対応したい。

高額医療費増加についての分析と医療費抑制の対策は。

統計的に見ても70万円以上（共同事業交付金で60%交付）が平成16年度に119件で1億4,942万490円、平成17年度が144件で1億7,913万8,490円と大幅に増加している。

疾病上位から、心筋梗塞、クモ膜下出血である。また、医療費全体の疾病状況の上位は、循環器系疾患、消化器系疾患、新生悪性物で生活習慣病による起因が大きい。各種事業で食生活などを保健師、栄養士を中心に指導しているが、医療費抑制につながるようにさらに努力したい。

出産育児一時金について。

40人分を見込んだ国の制度改正により、平成18年10月より30万円から35万円に増額になる。仮払い制度一時金の増額については政策的問題となるので、今後検討したい。

（3）その他の審議の対象となった事項。

所得に対する税制改正の影響について。

国民健康保険特別対策事業補助金の内容について。

趣旨普及費の需用費について。

葬祭費の事務的手続について。

県の補助事業について。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項と附帯決議をして全会一致で原案を可決するものと決定したことを報告します。

附帯決議。

1、出産育児一時金充実について。

法律改正で出産育児一時金の増額が見込まれる。しかし、出産する病院は町外となっており、夜間、時間外の出産となると40万円から50万円の費用がかかる状況である。また、若い世帯にこうした費用の捻出が大きな重荷となっている。予算案では出産は40人しか見込まれておらず、当町においても少子化の進行が明らかとなっている。こうしたことから、出産育児一時金の増額や出生前の仮払い制度を創設するなど、出産しやすい環境を整え、少子化対策を充実させるべきである。

2、平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算。

（1）平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算概要について。

平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計は、予算総額14億7,161万9,000円で、平成17年度当初予算総額に比べ745万8,000円（0.5%）の減である。

(2) 主な質疑の対象となった事項。

医療費の増加について。

平成14年10月の法律改正により老人保健対象者が段階的に75歳となり保険対象者は減っているが、1人当たりの医療費は伸びている。国民健康保険加入者で平成17年中に死亡者(96人)の内訳は、在宅で26人、病院で70人である。また、死亡前1カ月間の平均医療費は、在宅で3万6,010円、病院で87万1,630円と高額である。入院日数が静岡県下で上位に属するため医療費の増加につながっており、また1人当たり医療費(74万2,926円)が県下第3位となっていることなどへの対策が課題である。

医療費軽減への取り組みについて。

老人会加入者も激減し、健康づくり教室のみならず閉じこもり老人、多重診、重複受診者などへの保健師の訪問指導などを利用して、地域全体を対象にした取り組みで医療費低減に努めたい。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項と全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

3、平成18年度東伊豆町介護保険特別会計予算。

(1) 平成18年度東伊豆町介護保険特別会計予算概要について。

平成18年度東伊豆町介護保険特別会計は、予算総額9億3,504万4,000円で、平成17年度当初予算総額に比べ7,584万7,000円(8.8%)の増である。

(2) 主な質疑の対象となった事項。

保険料増の基礎となった段階別の内訳は。

平成18年度より保険料算定の段階が6段階となった。特別徴収の被保険者の内訳は、第1段階0.7%、第2段階11%、第3段階9%、第4段階36.1%、第5段階31.5%、第6段階11.7%であり、税制改正の影響で第4段階、第5段階のもの比率が高くなっている。

本年度より変更された制度、事業内容の変更点は。

地域支援事業が実施されるこの事業は認定を受けるに至らないが、虚弱な高齢者、要支援の認定者に至るまで一貫して連続性のある介護予防を進めるために新たに創設された事業である。また、その中でも介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の3事業である。

地域支援事業の新たな予算項目は何か。

科目存置となっている特例介護サービス費は緊急でやむを得ない理由で、介護認定の申請前に介護サービスを受けたときなどに支給されるものである。新たな介護サービスとして地

地域密着型介護サービス給付費は、平成18年4月の介護保険法改正により実施されるもので、遠方の施設に入所するのではなく、できる限り住みなれた地域や自宅で生活を継続してできるように新たに創設された事業である。

この中に、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の6事業である。

また、この事業の指定は町が行い監督する。高額介護予防サービス費は対象者が要支援者で、昨年度まで高額介護サービス費に含まれていたものである。特定入所者介護サービスは平成17年10月に制度改正されたもので、施設利用低所得者の住居費及び食費を所得に応じて定額の負担限度額を設け、低所得者の負担の軽減を図るものである。

地域包括支援センターの運営について。

地域包括支援センターが町の施設として現在在宅介護センター（稲取）の場所に設置され、経験ある看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの有資格者が配置される。また、社会福祉士、主任ケアマネジャーは採用が決定している。

健康づくり課との連帯について。

平成17年度は健康づくり課である塾が実施された。本年度は介護保険法改正により地域支援事業が実施され、要介護認定も7の段階に判定される健康づくり課及び福祉部門と連携し、よりよい事業を実施していく。

（3）その他の審議の対象となった事項。

認定申請件数の増加傾向について。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項と全員一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

なお、13ページに参考資料をつけてありますのでごらんください。

4、平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算。

（1）平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算概要について。

平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計は、予算総額206万円である。平成17年度当初予算額に比べ10万9,000円（5.6%）の増である。

（2）主な質疑の対象となった事項。

テングサ漁船が1隻ふえたが実績は。

前から操業している漁船には専門の海女さんがいる。新規に始めた漁船には海女さんがい

ないが、経験を積みればさらに成果が出てくると思う。

稲取旅館組合に対する土地貸付料の契約期間と内容は。

平成15年11月1日から平成18年10月31日までの3年間である。契約期間満了の3カ月前までに異議申し立てがなければ契約は自動的に継続するとなる。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項と全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

5、平成18年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算。

(1) 平成18年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算概要について。

平成18年度東伊豆町風力発電事業特別会計は、予算総額5,150万1,000円で、平成17年度当初予算総額と同額である。

(2) 主な質疑の対象となった事項。

元利償還が始まるが。

基金積み立ての目標設定と収益に対する活用は、基金積み立ての目標額は20年間作成してある。平成25年度のみ単年度赤字になるが、順調にいけば平成35年には3億円程度の積み立てができる予定である。収益の活用については、平成17年度には合併処理浄化槽、子供たちの廃品回収に対する補助を行い、また太陽光発電システム設置補助は平成17年度から3年間行う予定。次年度以降については、環境教育政策に対する補助について考えている。

発電施設保安管理委託料の見直しは。

1,600万円を予算計上しているが、精査して保安管理委託料を抑えていきたい。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項と原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

6、平成18年度東伊豆町水道事業会計予算。

(1) 平成18年度東伊豆町水道事業会計予算概要について。

平成18年度東伊豆町水道事業会計は、事業の予定量において給水戸数を6,700戸とし、年間給水量を387万立方メートルを見込んだものである。また、主な建設改良事業は、県道稲取・片瀬線配水管布設替工事、稲取取水場ポンプ盤改良工事を予定している。

(2) 質疑の対象となった事項。

収益的収入及び支出(3条予算について)。

水道料金見直しについて。

水道料金については地方公営企業法の適用により、独立採算性が建て前である。当町のよ

うに、観光産業への依存が大きい町は収益が景気の動向に左右され、動力費、減価償却費など自助努力で削減が困難な経費もある。また、4条予算においても老朽化している白田浄水場の建設、老朽管の更新など多額の資金が予想され、3条においてある程度内部留保資金を確保する必要がある。現在、純利益がわずかで非常に厳しい状況下であり、今後も大幅な伸びは見込まれず、現行の料金体系での利益確保は困難であり、料金改定をせざるを得ない時期にきているのではないかと思う。

行政改革による職員数減と当番工事店謝礼について。

当番工事店には土・日、夜間の個人の給水装置故障などの対応をお願いしているが、その謝礼である。現在の職員は13人で、浄水場（5人）、宿日直工務係（3人）、施設維持管理業務係（4人）、検針・料金調定・集金業務を行っており、最低限の人員で工務係を削減できるとは考えていない。

財政強化が必要だと思うが。

動力費、減価償却費が大幅に伸びてきており、3条予算を圧迫している。職員数の減による人員削減、企業債利子減により辛うじて黒字を維持している。料金改定については新町長と相談しながら対応したい。

資本的収入及び収支（4条予算）について。

建設改良費の考えは。

内部留保資金を確保することが大前提であり、建設改良費について毎年2億円程度ある減価償却費の額が限度額ではないかと考えている。ただ、4条予算の建設改良費がふえると翌年度に減価償却費として費用化しなければ第3条収支を圧迫することになり、現在の経営状況では3条支出を見据えた中で事業執行をしていかなければならない。今年度は骨格予算ということで緊急的工事について予算計上した。主なものは3号井取水ポンプ取りかえ、取水場のポンプ盤改良工事、県道稲取片瀬線の配水管及び湯ヶ岡赤川線の送水管布設替工事を予定している。

その他質疑の対象となった事項。

企業債償還について。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項と附帯決議を付して全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

附帯決議。

1、水道料金の見直しについて。

観光客の減少などから収益的収入が減少しており、職員数の減などの合理化を図っても赤字転落の危機から脱出しているとは言えない。さらに、浄水場の老朽化進行など、安全に安心して水道を供給する体制もさまざまな問題を抱えている。

こうしたことから、町民の生活や営業にも少なくない影響が懸念されるが、水道料金の見直しについても検討を進めるべきである。

以上をもって特別委員会の報告を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（定居利子君） 2番、森田礼治さん。

（2番 森田礼治君登壇）

2番（森田礼治君） 答弁の関係上、副委員長に同席をお願いしたいと思います。

議長（定居利子君） 副委員長の同席を許可します。

これより特別会計予算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

最初に、議案第21号 平成18年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号 平成18年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は特別会計予算審査特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号 平成18年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算については特別会計予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号 平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案は特別会計予算審査特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号 平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算については特別会計予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成18年度東伊豆町介護保険特別会計予算についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号 平成18年度東伊豆町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は特別会計予算審査特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号 平成18年度東伊豆町介護保険特別会計予算については特別会計予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号 平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案は特別会計予算審査特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号 平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算については特別会計予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成18年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号 平成18年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は特別会計予算審査特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号 平成18年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算については特別会計予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成18年度東伊豆町水道事業会計予算についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、内山恒昭さん。

14番（内山恒昭君） その他の質疑の事項で、費用償還についてということでございますけれども、内容的にはどういう審議がなされたのかお聞きをしたいと思います。

議長（定居利子君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 内山議員が大綱質疑等でも懸念されておりましたけれども、今後の償還額の動向について説明を受けて確認をしたと。決算のときに出ておりますけれども、一

応その内容を確認をしたということで御了解いただきたいと思います。

議長（定居利子君） 14番、内山恒昭さん。

14番（内山恒昭君） それはわかりました。だけど、私は大綱質疑はやっておりません。

議長（定居利子君） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号 平成18年度東伊豆町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は特別会計予算審査特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号 平成18年度東伊豆町水道事業会計予算については特別会計予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

2時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時44分

議長（定居利子君） 休憩を閉じ再開いたします。

日程第8 アスド会館特別委員会の報告について

議長（定居利子君） 日程第8 アスド会館特別委員会の報告についてを議題といたします。

アスド会館特別委員会から審議結果の報告をしたいと申し出がありました。

お諮りいたします。本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。したがって、アスト会館特別委員会の報告を受けらるることに決しました。

アスト会館特別委員長の発言を許します。

8番、八代善行さん。

(8番 八代善行君登壇)

8番(八代善行君) 平成18年3月15日。東伊豆町議会議長 定居利子様。アスト会館特別委員会委員長 八代善行。

アスト会館特別委員会報告書。

平成15年8月19日、第1回アスト会館特別委員会開催以降、本委員会では次のような内容にて審議をしてきた。

1. 介護予防拠点施設について。
2. 施設の管理主体について。
3. 町での運営、あるいは公社での運営等について。
4. 事業に係る予算と財源内訳について。
5. 耐震診断、耐震補強について。
6. その他。

以上の内容をもとに町長及び担当課職員から事業に係る経費の状況、施設の改修計画等の状況聴取を実施し、また本館棟及び並行して実施している介護予防拠点施設の改築状況等の視察についても実施した。

本会は、これらを中心に協議を重ねてきたが、委員会設置当時の細部にわたる協議内容は時間の経過とともに状況が変わってきているので、現況に基づき委員会の報告とする。

(1) 体育棟について。

体育棟は介護予防拠点施設として整備され各種事業が展開されており、その事業効果が徐々にあらわれていると思われる。

本年度においても、健康づくり課を中心に積極的に事業展開がされており、今後も大いに期待するものであり、また多くの人々が利用することにより医療費の削減に大きく寄与されるものと思われる。

しかしながら、住民の中にはアスト会館に行ったことがないという人や、その活用方法も知らない人が多くいるのも事実である。これについては、担当課を中心にさらに広報活動が

必要と思われる。

また、経費面においては、光熱水費等の維持管理費と使用料や負担金などの収入とのバランスが悪く、再検討する必要があるものと感じられるが、まず多くの方が利活用されることが好ましいことであるので、担当課を中心にさらなる事業展開を望むものである。

(2) 本館棟について。

本館棟の利活用については、委員会としては公共施設として利用料金を徴収して活用(一般宿泊、学生等の合宿)させることも検討したわけであるが、まず宿泊事業を実施することに際しては、内容はともあれ基本となる会館そのものの耐震補強工事を実施しなければならないという費用面において大きな壁に当たった。

当時、耐震診断を実施した結果はブレース及び耐震壁の新設、さらに760トンの荷重軽減を図るようになり、大会議室ほか数部屋の使用制限が発生することや、何よりも耐震補強を実施することになると、その費用は莫大なものであり、費用対効果を考慮すると委員会としてもその事業を推進することはできなかった。

また、本委員会では財政状況を勘案し発想を転換した運営をと、一つには民間との共同運営等も検討したわけであるが、このような経済状況の中では民間活力導入も大変難しい内容と、委員の間から意見が出たのも事実である。

しかしながら、場所的には太平洋を一望できる企業等においては非常に魅力あるところと思われるので、今後の景気の向上とともに民間企業への利活用の投げかけ等を積極的に推進すべきことと考える。

現在、本館棟は介護予防事業において一部活用されている状況もあるが、全般的にその利活用は低迷している状況である。

光熱水費等の年間における維持管理費は膨大なものであるので、その利用方法も費用対効果を考慮し、ここで大幅に見直しを図るべきと思われる。

以上でございます。

(何事か言う声あり)

議長(定居利子君) 8番、八代善行さん。

(8番 八代善行君登壇)

8番(八代善行君) 最終報告でありました。失礼しました。

議長(定居利子君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番、飯田龍一さん。

1 番（飯田龍一君） アスト会館の特別委員会の中では、売却等の問題については論議されなかったのかお聞かせを願いたいと思います。

議長（定居利子君） 8 番、八代善行さん。

（ 8 番 八代善行君登壇 ）

8 番（八代善行君） アスト会館特別委員会におきましては、売却についての論議は出ませんでした。1 年ぐらい前に非公式な中でそういう話もありましたけれども、1 番議員が言っている売却については委員会ではありませんでした。

以上です。

議長（定居利子君） 1 番、飯田龍一さん。

1 番（飯田龍一君） 売却と、それから民間の委託等の申し入れ等という、それをちょっと言い忘れたんですが、もう一度民間の委託等の申し入れ、そういったものも含めてあったのかなかったのかということをもう一度お尋ねをしたいと思います。

議長（定居利子君） 8 番、八代善行さん。

（ 8 番 八代善行君登壇 ）

8 番（八代善行君） 民間等の申し入れについては正式な申し入れはありませんでした。でも、委員会の中でそのような話が出たのも記憶しております。

以上です。

議長（定居利子君） ほかにありますか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、アスト会館特別委員会の報告についてを終結いたします。

日程第 9 陳情・要望書の審査について

議長（定居利子君） 日程第 9 陳情・要望書の審査についてを議題といたします。

付託した総務経済常任委員長の報告を求めます。

13 番、山田直志さん。

（ 13 番 山田直志君登壇 ）

13 番（山田直志君） 朗読をもって報告とかえさせていただきます。

平成18年3月15日。東伊豆町議会議長 定居利子様。総務経済常任委員会委員長 山田直志。

陳情・要望書等審査報告書。

本委員会に付託された陳情・要望書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条第1項の規定により報告します。

受理番号、付託年月日、件名、審査の結果の順で読み上げます。

401号、平成18年2月14日付託、「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」の提出に関する陳情書、不採択。

409号、平成18年2月14日付託、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書提出に関する要望書、採択。

以上であります。

議長（定居利子君） ただいま総務経済常任委員長より報告のありました陳情・要望書等審査報告書の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。これより陳情・要望書の審査報告書の審査について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択1件、不採択1件です。陳情・要望書の審査報告書については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。よって、陳情・要望書の審査報告書については委員長の報告のとおり決しました。

引き続き、陳情・要望書の審査についてを議題といたします。

本件について審査を付託した文教厚生常任委員長の報告を求めます。

3番、西村弘佐さん。

（3番 西村弘佐君登壇）

3番（西村弘佐君） 平成18年3月15日。東伊豆町議会議長 定居利子様。文教厚生常任委

員会委員長 西村弘佐。

陳情・要望書等審査報告書。

本委員会に付託された陳情・要望書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条第1項の規定により報告します。

受理番号、付託年月日、件名、審査の結果、この順に申し上げます。

400号、平成18年2月14日、医療制度改革関連法案に関する意見書提出についての陳情書、採択。

435号、平成18年3月6日、国の責任を患者・地方自治体に転嫁する「医療制度改革」反対の意見書の採択を求める陳情書、採択。

以上です。

議長（定居利子君） ただいま文教厚生常任委員長より報告のありました陳情・要望書の審査報告書の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。これより陳情・要望書の審査報告書の審査について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択2件です。陳情・要望書の審査報告書については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。よって、陳情・要望書の審査報告書については委員長の報告のとおり決しました。

日程第10 意見書案第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について

議長（定居利子君） 日程第10 意見書案第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。

付託した総務経済常任委員長の報告を求めます。

13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 意見書案第1号の提出をしたいと思います。これは先ほどの陳情・要望書等の審査の中で採択をしたものであります。大変ちょっと内容が難しいものですから、朗読を前に多少皆さんに御説明をしていきたいと思っております。

法律の利息については幾つかの規制があるということをも御理解いただきたいと思います。通常行われているのは利息制限法による利息であります。これは100万円以上であれば15%というふうに定められたものでありまして、通常の金融機関、銀行などはこの範囲の中で貸し付け等を行っているというのが利息制限法の問題であります。

次に、出資法の上限金利というのがあります。出資法の上限金利というのは29.2%、これはテレビのコマーシャルで流れるように、サラ金の金利の上限となっているものであります。さらに、出資法ではその特例として日掛け金融等において特例の金利を定めており、これが年利54.75%。以上のような金利制度が今、日本国内においてあるということを前提に置いてこれから朗読をいたします意見書について御理解のほどをお願いしたいと思っております。

基本的には、そうした高過ぎるサラ金の29.2%、また日掛け金融等が行っている年利54%というふうなものを撤廃して、利息制限法が求めている100万円以上であれば15%以内というものに一本化すると、こういう内容を持った意見書であるというふうに思います。既に、1月に最高裁判所においてもそれに類した判決等が出ておりますので、今後の法律改正の行方にとっても非常に大事な意見書であろうというふうに考えております。

以上、朗読をもってその内容を説明させていただきます。

意見書案第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に

関する法律」の改正を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成18年3月15日提出。東伊豆町議会議長 定居利子様。提出者、東伊豆町議会議員 山田直志、賛成者、東伊豆町議会議員 森田礼治。

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（案）。

今日、破算申立件数は、平成14年に20万件を突破して以来、平成15年に24万件、平成16年21万件と依然として高水準にある。

これは、消費者金融・クレジット・商工ローン等で多額の債務を負い返済困難に陥った多重債務者や中小零細事業者が主で、リストラ・倒産による失業や収入減、生活苦・低所得などを理由とする「不況型」「生活苦型」自己破産が大半を占めている。

また、警察庁の統計によれば、平成15年度の経済的理由による自殺者は8,897人にものぼり、さらにこの多重債務者問題が、ホームレス、離婚、配偶者間暴力、児童虐待、犯罪等の被害を引き起こす要因になっているケースも多く、依然として深刻な社会問題である。

多重債務者を生み出す大きな要因の一つに「高金利」があげられる。

現在、出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という）上の、上限金利は年29.2%であり、ほとんどの貸金業者等がこの出資法の上限金利で営業している。

この出資法の上限金利については、平成15年7月、ヤミ金融対策法（貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という）及び出資法の一部改正法）制定の際、同法施行後3年を目処に見直すこととされ、その時期は平成19年1月とされている。現在、わが国の公定歩合は年0.10%、銀行の貸出約定平均金利は年2%以下という超低金利状況下であるにもかかわらず、年29.2%という出資法の上限金利は異常なまでに高金利である。

金融庁広報中央委員会が実施した世論調査によれば貯蓄のない家庭が2割を占める等、いまだに一般市民には生活の豊かさが感じ取れない。年収が200万円、100万円台であったり、多くの人がパート労働・契約社員等で収入の安定が確保できない環境の下にさらされているのが実情である。突発的な資金需要、病気・怪我等により働き手に何かあれば借金せざるを得ず、出資法上の異常なまでの高金利で借入をすれば、誰でも生計が圧迫され返済困難に陥るのは目に見えている。

リストラ・倒産による失業や収入減等、厳しい経済情勢の中で喘ぐ一般市民が安心して生活できる消費者信用市場の構築と、多重債務問題の抜本的解決のためには、出資法の上限金

利を、少なくとも、利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要である。

一方、貸金業規制法43条は、債務者が利息制限法の制限を超える利息を「任意に」支払った場合に、貸金業者が法定の契約書面及び受取書面を適切に交付していた場合に限りこれを有効な利息の支払いと「みなす」と規定している。

しかし、厳格な条件を満たした場合に認められるとはいえ、この利息制限法の例外を認める、いわゆる「みなし弁済規定」の存在が貸金業者等の利息制限法違反金利（民事上無効）での貸付を助長し多くの多重債務者を生み出しているのである。

また、利息制限法は経済的に弱い立場に置かれた人々を暴利取得から保護することをその立法趣旨とする強制法規であり、その例外として暴利取得を認めるような貸金業規制法43条は、その立法趣旨に反し、また、「資金需要者の利益の保護を図る」という貸金業規制法自体の目的規制とも相容れないものといえる。

従って、貸金業規制法43条はもはやその存在意義を欠くものであり、出資法の上限金利の引き下げに伴い、撤廃すべきである。

同様に、出資法の附則に定める日賦貸金業者（日掛け金融）については、その返済手段が多様化している今日において、集金による毎日の返済という形態の必要性が失われていること、また、厳格に要件を守らず違反行為が横行し悪質取立ての温床にもなっていること等から、その存在意義自体を認める必要性はなく日賦貸金業者（日掛け金融）に認められている年54.75%という特例金利は直ちに廃止する必要がある。

また、電話加入権が財産的価値を失くしつつある今日、電話担保金融の特例金利を認める社会的・経済的需要は極めて低く、この年54.75%という特例金利も直ちに廃止すべきである。

よって、国に対し、「出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」を下記のとおり改正することを強く要請する。

記。

第1、「出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律」の改正につき

(1) 現行法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げること。

(2) 現行法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

第2、「貸金業の規制等に関する法律」の改正につき

(1) 現行法43条のみなし弁済規定を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年3月15日。静岡県東伊豆町議会。

送付先につきましては、別紙に添付してあります資料のとおりでありますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議長（定居利子君） ただいま総務経済常任委員長より報告のありました、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより意見書案第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 意見書案第2号 医療制度改革関連法案に関する意見書の提出について

議長（定居利子君） 日程第11 意見書案第2号 医療制度改革関連法案に関する意見書の提出についてを議題といたします。

付託した文教厚生常任委員長の報告を求めます。

3番、西村弘佐さん。

（3番 西村弘佐君登壇）

3番（西村弘佐君） 今回提出された2件は同一の内容で、医療制度改革に対する反対の旨の意見書提出に関する陳情書です。

本件に関しては、既に県において採択されており、本委員会でも審査した結果、特に問題はないと判断し、採択といたしました。

以上、採択されました文教厚生常任委員会の審査結果として報告いたします。

意見書案第2号。

医療制度改革関連法案に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、「医療制度改革関連法案」に関する意見書を別紙のとおり提出する。

平成18年3月15日提出。東伊豆町議会議長 定居利子様。提出者、東伊豆町議会議員 西村弘佐。賛成者、東伊豆町議会議員 鈴木 勉。

医療制度改革関連法案に関する意見書（案）。

国民の生命と健康を支える医療制度は、これまで、国民皆保険制度のもとで、世界一の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきたが、急速な高齢化の進展等に伴う医療費の増大などにより制度に対する不安や持続可能性に対する懸念が広がっている。

このため、厚生労働省は昨年10月に医療制度改革について国民的議論を進めるためのたたき台として、医療費抑制策や新たな高齢者医療保険の創設などを盛り込んだ医療制度構造改革試案を示したところである。

しかしながら、この試案においては、国民健康保険制度の構造的問題を解決し、医療保険制度の安定的運用を図るための全国レベルでの一元化の道筋が明らかにされていないのみならず、権限や財源等の裏づけがないまま国から地方へ責任や負担の転嫁を行う内容となっている。

よって国においては、都道府県、市町村及び関係団体とも十分な協議を行い、国民全体の給付の平等と負担の公平を図るとともに、安定的で持続可能な制度とするよう医療制度の抜本的改革を早急に進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月15日。静岡県東伊豆町議会。

議長（定居利子君） ただいま文教厚生常任委員長より報告のありました、医療制度改革関連法案に関する意見書の提出についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(定居利子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより意見書案第2号 医療制度改革関連法案に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程の追加について

議長(定居利子君) お諮りいたします。ただいま職務代理者助役より、議案第27号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1号として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第27号を日程に追加し、追加日程第1号として議題にすることに決しました。

資料配付のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時18分

議長(定居利子君) 休憩を閉じ再開いたします。

追加日程第1 議案第27号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

議長（定居利子君） 追加日程第1 議案第27号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職務代理者助役から提案理由の説明を求めます。

助役。

（職務代理者助役 太田俊彦君登壇）

職務代理者助役（太田俊彦君） それでは、ただいま提案されました議案第27号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。

東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

提案理由を申し上げます。

災害対策基本法の規定に基づき制定されております災害派遣手当に、国民保護法の規定に基づく武力攻撃災害等派遣手当を加えるものでございます。

詳細につきましては水道課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。
議長（定居利子君） 水道課長。

水道課長（鈴木忠一君） それでは、ただいま提案されました議案第27号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東伊豆町条例第 号。

平成 年 月 日。

東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年東伊豆町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「災害派遣手当」の次に「（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第15条の2において同じ。）」を加える。

第15条の2第1項中「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項」の次に「（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条において準用する場合を含む。）」を加える。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

内容につきましては、東伊豆町職員の給与に関する条例の一部改正と同様、国民保護法の

規定に基づく武力攻撃災害等派遣手当を設けるためでございます。

以上、簡単ですが説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議会運営委員会所管事務調査について

議長（定居利子君） 日程第12 議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

内容としては、議会運営に関すること、会議規則、委員会条例に関すること、議長の諮問に関すること、以上の3点です。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議会運営委員会所管事務調査については議会運営委員会にこれを付託し、平成18年第2回定例会までに調査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。議会運営委員会所管事務調査については、議会運営委員会にこれを付託し調査することに決しました。

閉会の宣告

議長（定居利子君） お諮りします。本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成18年第1回東伊豆町議会定例会を閉会いたします。

長い間、御苦労さまでした。

閉会 午後 3時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____

平成十八年 第一回〔三月〕定例会

東伊豆町議会議録